

令和6年

予算審査特別委員会会議録

第3日

令和6年3月14日

忠岡町議会

令和6年 予算審査特別委員会会議録（第3日）

1. 出席委員は、次のとおりであります。

委員長	河野 隆子	副委員長	小島みゆき
委員	今奈良幸子	委員	是枝 綾子
委員	三宅 良矢	委員	前川 和也
議長	北村 孝（オブザーバー）		

1. 欠席委員は、次のとおりであります。

なし

1. 本委員会に、出席を求めた理事者は、次のとおりであります。

町 長	杉原 健士	副町長	井上 智宏
教育長	富本 正昭	町長公室長	立花 武彦
町長公室次長兼企画人権課長		町長公室次長兼総務課長	南 智樹
	明松 隆雄	住民部長	谷野 栄二
住民部次長兼生活環境課長		健康福祉部長	泉元 喜則
	新城 正俊	産業まちづくり部長	村田 健次
教育部長	二重 幸生	教育部理事兼学校教育課長	
消防長	森下 孝之		石本 秀樹
消防次長兼消防予防課長	岸田 健二		

（各課課長同席）

1. 本議会の職員は、次のとおりであります。

事務局長	柏原 憲一
主 査	酒井 宇紀

(会議の顛末)

委員長 (河野隆子議員)

皆さん、おはようございます。それでは、一昨日に引き続きまして予算審査特別委員会を再開いたします。

本日の出席委員は6名で、委員会は成立しております。

(「午前10時00分」再開)

委員長 (河野隆子議員)

本日は特別会計予算の審査に入りますが、特別会計と企業会計につきましては、各会計の資料説明後、質疑をお受けいたします。

それでは、議案第16号 令和6年度忠岡町国民健康保険事業勘定特別会計予算について、183ページから217ページまでの審査を行います。

令和6年度国民健康保険事業勘定特別会計予算資料について、担当課の説明を求めます。

保険課 (泉 亜希課長)

はい。

委員長 (河野隆子議員)

泉保険課長。

保険課 (泉 亜希課長)

予算書183ページをお願いいたします。議案第16号、令和6年度忠岡町国民健康保険事業勘定特別会計予算について、ご説明申し上げます。

第1条は歳入歳出予算で、第1項 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ19億6,203万9,000円と定めるものでございます。

第2項 歳入歳出予算の款項の区分、及び当該区分ごとの金額は、第1表、歳入歳出予算によるものでございます。

第2条は一時借入金で、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入最高額を6億円と定めるものでございます。

第3条は歳出予算の流用で、地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により、歳出予算の各項の金額を流用することができる場合、次のとおりと定めるもので、第1号、保険給付費の各項に計上された予算額に不足を生じた場合における款内でのこれらの経費の各項の間の流用でございます。

内容につきましては、資料によりご説明させていただきます。お手元にご配布の令和6年度国民健康保険事業勘定特別会計予算資料をお願いいたします。

まず初めにお伝えいたします。全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の施行による退職者医療制度の廃止に伴い、令和6

年度からは、被保険者につきましては一般、退職と分けられない形に変更となります。あわせて、令和6年4月より大阪府国民健康保険運営方針により、府内どこに住んでいても同じ所得、同じ世帯構成であれば同じ保険料とし、府内全体で被保険者間の受益と負担の公平性を図るべきであるとの考え方のもと、府内統一基準に基づいた保険料額となることから、忠岡町国民健康保険料条例においてそれぞれについて所要の改正をすべく、3月の追加議案として上程させていただく予定でございます。

では、1ページをお願いいたします。国民健康保険事業勘定特別会計当初予算額で、令和5年度、令和6年度の歳入歳出予算額でございます。

まず歳入につきまして、令和6年度歳入の予算額の列をお願いいたします。1行目、国民健康保険料から順に説明いたします。国民健康保険料の予算額は3億4,084万8,000円で、前年度に比べ8.2%の減となります。これは主に団塊の世代の後期高齢者医療制度への移行等による、被保険者数の減によるものでございます。

使用料及び手数料の予算額は10万円で、前年度と相違はございません。

国庫支出金で予算額は1万9,000円で、86.3%の減でございます。内訳といたしまして、マイナンバーの普及に要する費用を補填する補助金を計上しています。

府支出金の予算額は13億8,573万9,000円で、前年度より5.9%の減となります。内訳といたしましては、主に保険給付費等交付金で、医療費の支払いや大阪府統一基準の保健事業に充てられる交付金の普通交付金が13億6,019万円、忠岡町として特別な事情によるものや徴収率の向上や、さらなる保健事業の取組など忠岡町の取組が評価される保険者努力の評価などで交付される特別交付金の2,338万円がございました。

財産収入の予算額は5,000円で、これは忠岡町国民健康保険事業財政調整基金の利子収入でございます。

繰入金の予算額は2億3,327万5,000円で、前年度と比べ5.5%の増となります。これは事務費繰入金や保険基盤安定繰入金の増などによるものです。

繰越金の予算額は1,000円で、前年度と相違はございません。

諸収入の予算額は205万2,000円で、前年度と比べ5.1%の減となります。主に返納金でございます。

以上、歳入合計19億6,203万9,000円となり、前年度と比べ5.1%の減でございます。

次に、歳出につきまして、令和6年度歳出の予算額をご覧ください。

1行目、総務費の予算額は5,178万2,000円で、前年度と比べ26.3%の増となります。これは主に人件費の増でございます。

保険給付費の予算額は13億3,562万円で、前年度と比べ7.6%の減を見込んでおります。医療費につきましては、大阪府の試算結果と本町の令和5年度実績見込みと3

か年の平均をもとに計上しました。1人当たり医療費は増加傾向にある中、被保険者数が減少傾向にあるため、総額としては減少に転じていると考えています。医療費の支出に必要な費用は、歳入でいう府補助金が当たります。

国民健康保険事業費納付金の予算額は5億2,378万5,000円で、前年度と比べほぼ横ばいであります。

共同事業拠出金の予算額は皆減でございます。

保健事業費の予算額は2,846万2,000円で、前年度に比べ15.0%の減であります。これは主に委託料の減に伴うものでございます。

基金積立金の予算額は5,000円で、これは忠岡町国民健康保険事業財政調整基金における積立金を計上するものでございます。

公債費の予算額は36万4,000円で、一時借入金の利子支払い分でございます。

諸支出金の予算額は202万1,000円で、前年度と比べ4.0%の減でございます。これは主に遡って国保資格喪失となった場合に、保険料を還付するための還付金であります。

予備費2,000万円についても前年度と相違はございません。

以上、歳出合計19億6,203万9,000円となり、前年度と比べ5.1%の減でございます。

資料の2ページは、ただいまの令和6年度予算歳入歳出の構成比になります。後ほどご高覧ください。

では、資料の3ページをご覧ください。被保険者数の推移及び推計でございます。上段の表が一般被保険者、下段の表が退職被保険者となっております。上段、一般被保険者の表、令和6年度の見込みをご覧ください。右から4列目、被保険者は3,082人と見込みました。下段、退職被保険者は令和元年度以降、対象者がございません。

4ページ以降は、主な保険給付費の推移と推計であります。まず、資料の4ページをお願いいたします。療養給付費でございます。これは病院等の受診に係る医療費の保険者負担分です。令和6年度予算の行をご覧ください。1人当たりの支出額を35万8,176円を見込み、年間支出額は11億389万7,000円と見込みました。

次に、5ページをご覧ください。療養費でございます。柔道整復療養費や針・灸・あんま・マッサージ等の施術料などの費用に係る保険者負担分で、令和6年度予算の行をご覧ください。1人当たりの支出額を7,360円と見込み、年間の支出額は2,268万2,000円と見込みました。

次に、6ページをご覧ください。高額療養費でございます。令和6年度予算の行をご覧ください。1人当たりの支出額を6万1,959円と見込み、年間の支出額は1億9,095万8,000と見込みました。

次に、7ページをご覧ください。出産育児一時金及び葬祭費についてでございます。令

和6年度予算の行をご覧ください。出産育児一時金は18件で900万円、葬祭費は30件で150万円と見込みました。

次に、8ページ、9ページは医療費の推移と推計でございます。4ページから6ページは保険者負担でありましたが、ここでは医療費の総額10割分となります。後ほどご覧ください。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

委員長（河野隆子議員）

説明は、以上のとおりです。

ご質疑をお受けいたします。

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

この資料、予算の資料のほうの、そちらのほうからですけれども、これの4ページ、保険料を計算するのに保険給付費がどのぐらいかというところが一番、ここが大事かと思えます。で、保険給付費ですね。令和5年度と6年度と比べますと伸びているというか、1人当たりの分については。何かこれ、すみません、1人当たり令和5年度が31万9,378円ですが、令和6年度が35万8,176円、前年度比、すみません、これ、4.3%減と出てるんですけど、ちょっと私がよく分かってないんですけれども、これ、伸びてるんですよ。保険給付費が伸びるから伸びると。何%伸びると見込んで、そしてこの保険料でというふうに出していらっしゃるんですが、6年度の保険料をまたさらに値上げということは一般質問でもさしていただいたので、この保険給付費の伸びを大阪府はどのように見て府の料率を決められたんでしょうか。ちょっとこの辺が、この資料と、資料から見るとちょっと分かりにくいんですが、1人当たりの保険給付費は伸びているんですね。年間支出費も伸びているということですね。やっぱり何%の伸びを見込んでこのように計算されたんでしょうか。すみません。

委員長（河野隆子議員）

泉課長。

保険課（泉 亜希課長）

すみません、こちらの資料は本町の予算ベースでの数字となりますので、このようにさせていただいておりますけれども、大阪府の保険給付費につきましては国の推計方法をそのまま用いているというふうに聞いております。で、大阪府の計算方法としましては、過去の2年間の伸び率により国の推計ツールで推計をして、で、1人当たりの保険給付費は令和2年度のコロナ禍の診療控えからの回復、反動の影響により、令和3年度は大幅な減少となったということなんですけれども、令和4年度以降も増加傾向は続いており、この傾向をもとにした令和6年度の本算定値は、前年度の本算定値より2.6%増ということで大阪府は見込んでおります。

委員長（河野隆子議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

大阪府の推計というんですかね、と、忠岡町の今ここに示されている保険給付費の推移及び推計というのは違うということですね。

保険課（泉 亜希課長）

そうですね。

委員長（河野隆子議員）

泉課長。

保険課（泉 亜希課長）

予算を計上するに当たりましては、この大阪府の推計というのは大阪府全体の推計になりますので、もちろんこれも参考にはするんですけども、本町の保険給付費の推計としましては本町の実際にかかった金額も加味させていただいております。で、そちらのほうは過去3年分の伸び率といいますか、その平均を取ったりですとか、あと伸び率ですね。大阪府のほうと本町のほうを比較しましてどの程度になりそうかという計算をさせていただいております。

委員（是枝綾子議員）

はい。

委員長（河野隆子議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

大阪府の医療費推計と本町の医療費は違うということだということですね。医療費の。ちょっとその辺がこの令和6年度、この提出されている国保会計の予算案の保険料は大阪府の統一保険料で計算されているのではないかとということで、ちょっと私、今の説明だと大阪府の統一保険料はもう医療費ね、もう地域間格差とかそういうのは関係なしに、もう統一されているとっておりますので、忠岡町独自でこういった何か医療費を計算して、で、保険料は統一保険料、いや、何かちょっと、統一というのは同じ金額なんですよね。もう全部の市町村、統一金額なのに、忠岡町独自で医療費を出しても意味がないんじゃないでしょうかね。保険料は、例えばそしたらそこら辺がちょっと疑問が1つありますので、それについての説明を頂きたいのと。

忠岡町の医療費は、そしたら大阪府が計算している国の指標を使った2.6%増という医療費の伸び、これで計算すると1人当たりの金額は、大阪府の算出した保険料、1人当たりの給付費と比べると高いのか低いのかということもちょっと明らかにしていただきたいんですけども。

保険課（泉 亜希課長）

はい。

委員長（河野隆子議員）

泉課長。

保険課（泉 亜希課長）

すみません。本町は基本的には大阪府の推計に基づいておるんですけども、大阪府、その統一だけで考えてしまうと本町の住民さんの実態とちょっと離れてしまうかなというものもありますので、現状としては住民さんの実際の動向も踏まえた推計というふうにさせていただきます。

委員（是枝綾子議員）

はい。

委員長（河野隆子議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

すみません。統一保険料を採用しているので、大阪府の統一保険料の料率ですね、決まっていますよね。それを採用しています、忠岡町。そして均等割、平等割ね。それも同じそのままの金額ですよ。ちょっと安くしてますとか上げてますということで、その金額なので、どこの市町村も同じ保険料のはずになるんですね。基本的に統一保険料を皆さん、もう激変緩和措置のこの期間が過ぎたので、6年度から。なのにちょっと違う数字で計算していて、じゃあ忠岡町の保険料ね、1人当たりの給付費が安いということになれば、それよりも安くしないとおかしくなるわけなんですよ。ということで、ちょっとその辺りの説明ですね。整合性がちょっと分からなくなってきましたので、別の数字で、でも保険料は大阪府のほうの分で行きますということなんですか、そしたら。

保険課（泉 亜希課長）

はい。

委員長（河野隆子議員）

泉課長。

保険課（泉 亜希課長）

大阪府のものはあくまで大阪府全体の事業費納付金と保険料率を算定するものになっておりますので、本町の分につきましては、先ほど申し上げましたように町の住民さんの動向も踏まえて計上しておるといふところになります。

委員（是枝綾子議員）

はい。

委員長（河野隆子議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

そしたら大阪府の統一保険料というところを基に計算するけれども、忠岡町の医療費水準ですね、医療費水準を加味して計算し直して賦課するという、そういう仕組みになっているというふうに理解したらいいのでしょうか。というふうに聞こえるんですけど、説明は。

保険課（泉 亜希課長）

はい。

委員長（河野隆子議員）

泉課長。

保険課（泉 亜希課長）

大阪府全体の平均と本町の実情というのはやはり違うと思いますので、大阪府の推計はあくまでも大阪府の保険料率の平均値といえますか、大阪府全体の保険料率を算定するための保険給付費の推移になりますので、やはり本町は本町としての保険給付費の推移というのはあるかなというふうに考えます。

委員長（河野隆子議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

そしたら、忠岡町の町民の国保加入者に賦課する保険料というのは、忠岡町独自の何か保険料ですか、納付金から逆算してとかいう、そういうふうな形になるのでしょうか。一種、まあ言うたら泉大津や岸和田とか、そういったほかの市とは違う料金になると。統一じゃなく違う料金になるということですか。

保険課（泉 亜希課長）

はい。

委員長（河野隆子議員）

泉課長。

保険課（泉 亜希課長）

保険料率につきましては大阪府統一基準ですので、同じになります。

委員（是枝綾子議員）

はい。

委員長（河野隆子議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

ちょっと、そしたらこの年度から違ってくるのでということなので、統一保険料ということになっていますので、大阪府はね。全国では奈良県と大阪市が統一保険料でって、強制的にそうやって市町村、合わせるということをしている都道府県はほとんどないんですけども、大阪府はするから、じゃあ今度からどうなるのかということでお聞きをしたん

ですが、忠岡町のこの保険料ですね、1人当たりの給付費から割り出したものではないと思いますので、大阪府のを採用してるから、どこのよその市の保険料とも、収入、家族の年齢とか構成とか、それによっては同じですということなんですね。同じということなんですね。それは間違いないと、同じだというのは間違いないですね。

保険課（泉 亜希課長）

そうです。

委員長（河野隆子議員）

泉課長。

保険課（泉 亜希課長）

大阪府で1つの国保という形になりますので、水準が同じであれば同じとなります。

委員（是枝綾子議員）

委員長。

委員長（河野隆子議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

ですから、ちょっと最初に説明いただいた忠岡町独自に、その加入者の状況に応じて何々というのは、それは保険料には全然関係ないということですね。最初ご説明いただいた分。あくまでこれは医療費の、1人当たりの医療費を出して、それで、平均よりも頑張っただけ安くして出すと言うたら、また何かもらえとかいうふうな感じのために出すという、そんな感じですかね。だからこれは保険料の算出には関係のない、療養給付費とか療養費とか出てますが、これは全然保険料には関係のない、統一保険料には関係のない数字だと思って見ておいたらいいですかということ。平たく聞いたほうが。

委員長（河野隆子議員）

泉さん、いけますか。

保険課（泉 亜希課長）

はい。

委員長（河野隆子議員）

泉課長。

保険課（泉 亜希課長）

こちらの分は大阪府全体のかかる療養給付費の、本町の被保険者数で割った数字ではないです。

委員（是枝綾子議員）

ないですね。

保険課（泉 亜希課長）

はい。

委員長（河野隆子議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

忠岡町の、そしたら保険料とこれとは連動していないというふうに、もう切り離して見たらいいということによろしいでしょうか。

保険課（泉 亜希課長）

はい。

委員長（河野隆子議員）

泉課長。

保険課（泉 亜希課長）

この資料の上ではそういう形になります。

委員（是枝綾子議員）

分かりました。

委員長（河野隆子議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

忠岡町の住民の方が一生懸命、医療費を抑制しようということで、健康づくりに頑張っ
て医療費を下げても、保険料は大阪府全体のそういった統一保険料ということなので、1
人当たりの支出額がめっちゃめっちゃ平均よりも下がっても、それは直接はあまり関係ない
ということになるということ、結論としてはそうですね。

委員長（河野隆子議員）

泉課長。

保険課（泉 亜希課長）

本町の保健事業につきましては、運営方針にもあるんですけども、本町のみが頑張る
のではなくて、大阪府下43市町村が頑張ることで医療費の削減というものにはつながっ
ていくというふうに考えております。

委員（是枝綾子議員）

はい。

委員長（河野隆子議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

加入者ね、大阪府下の43市町村がみんな頑張ろうなんて、そんなん考えませんよ。
やっぱり忠岡町の医療費、ちょっとでも安くしたいということで健康づくりに頑張った
ら、そしたら保険料もそれがダイレクトに反映されてという、今までのね、これまでとは
違くと、頑張っても医療費ようけかかっているとこがあったら頑張ってもあまり影響ない

よと、下がらないよということの、システム的にはそうなっていると。みんなが頑張らないと、大阪府下の43市町村が頑張らないと下がらないよという仕組みにもうなっているということですね。

委員長（河野隆子議員）

泉課長。

保険課（泉 亜希課長）

保健事業につきましては、努力支援制度という部分にも関わっております。で、大阪府自体にも国から努力支援制度に係る歳入というのはあるんですけども、大阪府から市町村レベルにですね、また歳入として頂ける分もあるんですけども、その分につきましてはどれぐらい保健事業をやってきたかというものも点数化されて配分されますので、市町村が保健事業をどれだけ頑張るかという部分も統一されたからという、今議員おっしゃっていただきましたけれども、その部分以外にはそのような形で歳入として入ってくる部分も一部ありますので、その辺につきましては保健事業をすることにやはり私たちは頑張っていくことに意味あるかなというふうには考えております。

委員（是枝綾子議員）

委員長。

委員長（河野隆子議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

この努力支援制度、これまでの6年間とこれからのもう以降はちょっと若干変わってくるかと思えますけれども、努力支援制度なくなるというかね。今までみたいには入ってこないというふうにはちょっと聞いてるんですけども、制度が私は詳しくないので、この努力支援制度で、みんなで頑張りましたということで、ああ、忠岡町、頑張って医療費抑制しましたよと。そして、じゃあ、大阪府がちょっと3,000万くれますよって。その3,000万、保険料引下げに使えるでしょうか。

保険課（泉 亜希課長）

はい。

委員長（河野隆子議員）

泉課長。

保険課（泉 亜希課長）

その分が直接、保険料を引き下げることにはつながってきません。

委員（是枝綾子議員）

きませんね。委員長。

委員長（河野隆子議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

なんですよ。忠岡町の国保会計が潤うということになるということですね。保険事業に使えるお金が3,000万増えました。でも、3,000万も保険事業に忠岡町使えるかというたら、そんなん何するんですかと。1世帯当たり1万円ずつ配って、1人当たり1万円ずつ配れるぐらい、3,000人ぐらいしかいないんですよ、もう加入者がね。そしたら3,000万入ってきたらもう1人1万ずつ配ってあげたほうが、「頑張っていたけましたね」いうことで給付金で配ると。これで健康のいろいろね、増進の取組やってくださいってお渡しするほうが随分、忠岡町の国保会計の基金に積み増しするよりはそっちのほうがいいんじゃないかなと思います、それはそれで後の歳出のところちょっとお聞きしようと思いますが、そのインセンティブというね。それ、インセンティブと言うけど、それはその加入者のインセンティブにならなくて、忠岡町国保会計、忠岡町の国保のインセンティブになるだけだと。保険料引下げには使えないということですね。ということなんですよという確認なんです。

委員長（河野隆子議員）

泉課長。

保険課（泉 亜希課長）

そうですね。おっしゃる形になります。

委員（是枝綾子議員）

そうですね。

委員長（河野隆子議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

ということで、努力支援制度があっても、それは保険料引下げには、もう加入者には全然恩恵がないという、保険料引下げの恩恵にはならないということだということが分かりました。というものと。あと、すみません。

委員長（河野隆子議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

そしたら、保険料の話をしていきますので、じゃあ保険料なんですけれども、この6年間で保険料、国保料が値上げになった自治体はかなりたくさんあると。1,000自治体近くあるということなんですけれども、忠岡町も上がりました。かなり上がりましたです。で、いつも言っている4人、所得が200万円で4人家族の40代夫婦の子どもが2人いるところの保険料というのが、いつも忠岡町の国保資料、作ってくれてはるんですが、結局上がった、6年間でどのぐらい上がったかということと、それから今度その人たちはどれだけ上がるのかということで、ちょっと教えていただきたいんですけれども。

保険課（泉 亜希課長）

はい。

委員長（河野隆子議員）

泉課長。

保険課（泉 亜希課長）

すみません。6年分は今ちょっと手持ちにないんですけれども、昨年度と今年度、すみません、令和5年度と令和6年度でしたら1万5,886円ですね、上がる形になります。

委員（是枝綾子議員）

はい。

委員長（河野隆子議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

5年度と6年度と比較すると1万5,886円値上がりするということであります。ちょっと資料があっちゃこっちゃあってちょっとあれですけど、本町はそういった世帯、47万1,444円の保険料になるんですね。私、一般質問で使った資料がちょっと今見当たらずで、すみません。

委員長（河野隆子議員）

泉課長のところで、分かりますか。

保険課（泉 亜希課長）

分かります。

委員（是枝綾子議員）

その言うてるモデル世帯の、1万5,886円上がって幾らになるかというの確認ですね。すみません。

保険課（泉 亜希課長）

はい。

委員長（河野隆子議員）

泉課長。

保険課（泉 亜希課長）

45万6,122円になります。

委員（是枝綾子議員）

分かりました。所得200万円で、45万6,122円という保険料、これ大変な負担だと思います。所得の20%以上ですね、超えていると。8割で生活しろということだと思います。この方は2割軽減かかっている世帯だと思うんですけれども、そうですね。

保険課（泉 亜希課長）

はい。

委員（是枝綾子議員）

委員長。

委員長（河野隆子議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

2割軽減かかって、軽減世帯ということは所得が低いから国も安くしましょうという、そういった方々なんですけど、2割軽減かかっている中で、ものすごい高いと思います。これは町民税とか所得税でいうたら、非課税に近いかね、ちょっと課税されてるか、ちょっと分かりませんが、そういう世帯であるということでもあります。

で、これも払えないし、あと忠岡町は新年度から徴収を税務のほうに移しました。だから税務のほうは国保もまあ言うたら滞納してるところは徴収機構に、地方税徴収機構にもう渡しますと、振りますという答弁でしたので。だから。こんなね、払える国保料じゃないものを払えということで徴収強化がされるということで大変心配しております。

で、国保、保険ね、国保の係のほうは賦課するだけです。計算して賦課するだけで、徴収はしないということで、今まででしたらやっぱり賦課をして、徴収するから、その声を聞き、そしてやっぱりこんな保険料は大変だなというふうな認識しながらされてたんですけど、今度からはもう払えないということで、困ったと来たらどういう対応をされるのかということをお聞きしたいんですけど。

委員長（河野隆子議員）

泉課長。

保険課（泉 亜希課長）

おっしゃいますように4月から税務課のほうに業務は移るわけなんですけれども、移ったとしてもやはり納付相談というのは、どうして納めていただくことが難しいのかという分については、これまでどおりお話、相談をお受けさせていただきながら、徴収は進めてまいりたいというふうに考えております。

庁舎でいまましても斜め前ですので、その分につきましては課と課の連携というのはこれまで、今まででしたら保険課内だけで対応させていただいておりましたけれども、その分の連携というのは今後もさせていただきたいというふうに考えております。

委員（是枝綾子議員）

はい。

委員長（河野隆子議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

連携はこれまでもされていますね。なんですけれども、これから納付相談ということについての相談業務はどちらに移るんでしょうか。徴収する側が納付の相談を受けるのが、基本的にはそうなるかなということになってはいますが、どこまでそれ、国保が関わるのか。業務じゃないですよ。納付相談というところはどちらの、徴収側なのか賦課側なのかと、賦課する側なのか、それはどちらに忠岡町の機構としてはどうなっていますか。

委員長（河野隆子議員）

泉課長。

保険課（泉 亜希課長）

その分については徴収に行きます。ただ、保険証の発行の際に、その賦課する段階でお話も頂くこともあるでしょうし、あと、生活の苦しい方というのは保険証を渡すときに分かることもございますので、そのような場合でしたら生活困窮の相談のほうにつながせていただくというものについては、保険課もこれまでもそうですし、新しい徴収の担当のほうでも、そのつなぐというものは同じになるかなというふうには考えております。

委員（是枝綾子議員）

はい。

委員長（河野隆子議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

納付相談のところで相談は徴収側が受けます。で、一応、保険料を滞納していくと短期保険証の発行ということに忠岡町側が切り替えます。ですね。それ、3か月の保険証で、1か月の保険証、そして資格証明書ということに変えていくんですけれども、保険証の発行ですね。保険証の何か月の保険証を発行するのかというのは忠岡町の国保課のお仕事だと思いますけれども、税務は発行業務はできませんので、勝手に「3か月の保険証です」ということはできないと思いますので、そここのところで、税務課のほうと保険課のほうとどういう連携になるかというところは、今これから調整をね。でも、4月1日からですよ。今までの納付相談で、6年前のを払ってはる人もこの間いました。6年前のをずうっと払って、追いつきませんという人もいました。

そういった方々ね、そっちの徴収のほうに部門に移ったときに、やはり差押えとかいろいろ、そういうね。払ってくださいとか、いろいろそういうふうなことになるといった際に、今までのこれまでの経過ですね。経過と、あと保険証の発行というところの、その保険証を、「この人、短期保険証にしてくれ」と言った段階で、多分そういう相談になるといふような形になるので、納付相談を一緒にするというのはちょっと無理な話だと思います。どちらかが受けて、そしてそういう場合の保険証の発行といったところにならない限り、保険課のほうには話はいかないんじゃないでしょうか。

保険課（泉 亜希課長）

はい。

委員長（河野隆子議員）

泉課長。

保険課（泉 亜希課長）

おっしゃるようにそういうご意見も確かにあるかとは思いますが、ただ、私たちとしましては、住民さんがその場でお話しいただいたお声というのはその場で対応させていただきたいと考えておりますので、保険課で徴収のほうにつなぐですとか、徴収のほうで納付なさったので短期証を発行するというふうになった場合のそのやり取りというのは、今まで保険課で行ってきた業務と変わらないものも一部あるかなというふうには考えております。

委員（是枝綾子議員）

はい。

委員長（河野隆子議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

面倒なね、何か二度手間みたいな、何かいろいろそういう複雑な形になるということになります。で、「あっち行ってください」「こっち行ってください」というふうに住民の方に、斜め向かいやからって、斜め向かい行ったり来たりさせるわけですね。で、やっぱり徴収業務は賦課するところがすべきだと私は思っております。でないと、その賦課が高いのか安いのかということがやっぱり分からないということで、「相談業務は受けます」と言うけど、徴収側が普通するわけですね。「向こうへ行ってください」ということで。だから相談ね、「納付相談、一緒にします」と言うけど、基本的には徴収側がするわけなんです、納付相談。そして保険証の発行ね。この人、短期にするかどうかというところで保険課のほうに戻ってくると。保険証の発行、3か月のを1か月のにする。「もう資格証明書です」という、それは保険側がするという事なので、非常に複雑、煩雑で加入者にね、その方、困ってる方の立場に立ってきちっとそれができるかというところの問題があると思います。

で、私はやっぱり保険の保険料の徴収は保険課のほうですべきだと思っております。ですから、機構改革でこれっていうのは認められない点だなというふうには思っております。ですから徴収ね、これね、徴収業務、大体の市町村は保険課でしてるのに、忠岡町が税務課のほうに徴収をしたというところについては、これは非常に冷たい対応だなというふうにちょっと思っております。ですから戻すべきだと、徴収業務を保険課のほうに戻すべきだと思いますが、保険課のほうはどう考えていますでしょうか。

保険課（泉 亜希課長）

はい。

委員長（河野隆子議員）

泉課長。

保険課（泉 亜希課長）

こちらのほうにつきましては保険課でといたしますか、町全体での判断でございますので、今回の機構改革にのっとして進めてまいりたいというふうに考えております。

委員（是枝綾子議員）

はい。

委員長（河野隆子議員）

是枝委員。

委員（河野隆子議員）

機構改革だからと言うけれども、これは本当に払い難い、先ほど申し上げた、所得が200万円しかないのに45万も年間の保険料を課すね、4人家族でですね。そういう高い保険料を賦課しておいて、そして滞納したら税務課のほうに回ってということで徴収が強化されるということは、本当に払い難い保険料を課しているほうの側の責任であるというふうに思います。なので、徴収業務は保険課のほうに戻すべきだということは申し上げておきます。それで。

はい。

委員長（河野隆子議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

あとですね、すみません、保険料の引下げのことについては一般質問でも行いましたけれども、忠岡町はしないということであります。ですから、これをちょっとここで続きをしても同じ平行線だと思しますので、引下げは求めておくということですが、忠岡町はこの基金を、余ったお金ですね、取り過ぎた保険料を基金にためて、それは保険料引下げに使わないということですが、忠岡町独自の条例で制定をしています。府の条例じゃありません。忠岡町の条例です。ですから、その項目を削除して、繰り入れできないというのを繰り入れできるということにすれば引下げができるのではないかとということを常々申し上げておきました。

で、保険料は、統一保険料を言われているけれども、町独自で引き下げるということは可能だということは、私ずっと申し上げてきました。大阪府の国保じゃないのでね。保険証を見たら忠岡町って書いてあるんです。忠岡町と大阪府との共同ね、事業を共同運営する、共同事業をする。で、財政的などころについては大阪府が責任を持つということですが、こういう統一になっているということですが、運営自体とかそういったことについては忠岡町も共同で運営に責任を負っているということなので、実はこれ技術的助言ということで、さき一般質問のときに申し上げましたけれども、あくまで技術的助言で、法律で絶対

安くしてはいけないということではないので、法令ではそういう規定は一切ありません。ですから技術的助言だということで、だから大阪府が国保運営方針ですね。これに書いてあるから、入れたらあかんって書いてある。でも、国保運営方針はあくまでもこれも技術的助言の部分だということなので、それは忠岡町もそれに同意をしてやってるから、同意をしないところが1か所でもあればそれはできないということはちょっと申し上げたんですけども、そういうことだから忠岡町が従う義務はないということね。そういうふうに私、一般質問でしましたが、それについて従う義務がないんだから、忠岡町、国保料を安くするというので、そういう努力はできないのかということをおきまして、ちょっと再度申し上げておきますが、いかがでしょうか。

保険課（泉 亜希課長）

はい。

委員長（河野隆子議員）

泉課長。

保険課（泉 亜希課長）

大阪府は平成30年度より、大阪府の国民健康保険運営方針に基づいての業務運営を行っております。で、こちらのほうにつきましても広域化調整会議というもので、私たちの声というのは届けております。で、今もご意見いただいておりますけれども、いただいたご意見につきましては大阪府のほうには要望としてお伝えはさせていただいておりますので、大阪府全体の財務運営、大阪府のほうになりますので、そのような声を届けながら大阪府で1つの国保という形で対応してまいりたいというふうに考えております。

委員（是枝綾子議員）

はい。

委員長（河野隆子議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

大阪府で1つの国保ということなんですけれども、それは合意ね、市町村も共同で、43市町村が共同で運営をしてるんだから、合意に基づいて進められているという形を今取っているんです。忠岡町もはっきりと反対というふうによ言わんもんやから、「何とかしてよ」と言いながら賛成をしてるわけなんです。同意をしてるわけなんです。だから、その同意を各市町村ができないということで協力をして、それで国保ね、基金たまって分を活用できるようにと、保険料引下げに、そういう動きをぜひつくっていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

保険課（泉 亜希課長）

はい。

委員長（河野隆子議員）

泉課長。

保険課（泉 亜希課長）

そうですね。大阪府の運営方針の同意をできないというものについては、今のところ考えておりません。

委員長（河野隆子議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

同意ができないということで、ここで同意できないというふうに言えないというのは、お立場上そうだとは思いますが、やはりもうこれだけ大変だね、滞納率ね、国保の短期保険証の発行率が忠岡町はもう、大阪府下でも大変トップクラスに高いほうなので、本当に払い難い保険料をどうにか引き下げてほしいという、その声をぜひ聞いていただいて、少しでもそういう引下げのために何かできないかという、そういう努力をやっぱりしていただきたいと思います。それはやっぱり大阪府に対しても声を上げていただくということしかないと思いますので、忠岡町、頑張っていたきたいと思います。

もう一つ、最後に。

委員長（河野隆子議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

忠岡町の健康づくりの点で、そういうお金がなかなか使い道がない。それはないですよ、なかなか。ということで、例えば能勢町のほうで基金を取り崩して健康づくりの給付金ということでお返しをしているという、給付されているということがあります。忠岡町でも積み上げた7,000万円にも上るその基金を取り崩して、そういう形で健康づくり給付金みたいな補助金ということで各世帯にお配りする、加入者にお返しするという、そういう考えはありませんでしょうか。

保険課（泉 亜希課長）

はい。

委員長（河野隆子議員）

泉課長。

保険課（泉 亜希課長）

そうですね。他市町村ではそのような取組がなされているということでございますので、近隣の状況も確認させていただきたいというふうに思います。

委員（是枝綾子議員）

はい。

委員長（河野隆子議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

どうにかして加入者に少しでも返せないかという努力はぜひしていただきたいと思いません。

この国保の都道府県化されて一番得をしたのはどこかということ、市町村国保なんです。忠岡町の国保なんです。累積赤字を国からの、1,700億円だった国からの投入した公費が3,400億円にこの6年間になりました。そしたらその累積赤字、忠岡町一般会計から入れなくても解消しました。1億4,000万ありました。それ解消できたんです。そして基金も積み増しできました。で、忠岡町、何の努力も苦労もなく累積赤字を解消して、そして基金まで7,000万円積みましたから2億1,000万円得をしたということになっているわけなんです。それ、全部保険料なんですね。本来は保険料引下げに使われるべきの国からの分が、投入された公費が全てそういった忠岡町の国保の会計をよくしたということだけで、保険料は大変上がったということなので、こういう結果になったというのは、都道府県化は加入者のためでもないというふうに言えると思います。一般会計から繰入れをして引き下げる、それで基金を取り崩して保険料を引き下げるということを求めて質問を終わります。

委員長（河野隆子議員）

他に、ご質疑ありませんか。

今奈良委員。

委員（今奈良幸子議員）

よろしくをお願いします。

平成30年3月に発行されている忠岡町国民健康保険の資料の中で、忠岡町の国民健康保険保健事業実施計画の全体目標が、住民の健康寿命の延伸とQOLの維持向上、そして医療費等の適正化と財源の安定化を今されてると思うんですが、その中で重点課題が幾つか挙がってまして、今年でこの、令和5年でこの策定してる計画が止まるんですけども、今年度はどのような課題に取り組んでまいるのでしょうかということ、事業、どんなことを目標にされていくのか、教えていただけますか。

保険課（泉 亜希課長）

委員長。

委員長（河野隆子議員）

泉課長。

保険課（泉 亜希課長）

すみません。今ご覧いただいている資料というのはデータヘルス計画ですかね。

委員長（河野隆子議員）

泉課長。

保険課（泉 亜希課長）

すみません、来週の計画、概要版のほうで次の6年間の説明をさせていただく予定としております。

委員長（河野隆子議員）

今奈良委員。

委員（今奈良幸子議員）

ありがとうございます。どんなことをされるのかなって、ちょっと興味があったので、ちょっと聞かせていただきました。

その中で今年度、特定健診ですかねの受診率が、令和3年の2月は25.3%、令和4年の2月末は28.3%って、去年度の予算審査のときに言われてたんですけども、令和5年の2月末でどれぐらいの受診率かって分かりますか。

保険課（泉 亜希課長）

最新ですね。

委員長（河野隆子議員）

泉課長。

保険課（泉 亜希課長）

令和6年2月末時点で28.5%となっております。

委員長（河野隆子議員）

今奈良委員。

委員（今奈良幸子議員）

ありがとうございます。ごめんなさい。これは多分令和、もう1年前の資料を書き写したときの資料なんで、すみません。ということは年々、受診率は上がってきてることなんですけども、目標値が60%って書かれてるので、今年度もしこの、少しでもちょっと進めるようにするために何か少しでも、こうやってみようという何かものがあれば教えていただきたいです。

委員長（河野隆子議員）

泉課長。

保険課（泉 亜希課長）

令和4年度の実績が37.5%で終わりました、令和4年度からやっぱり住民さんがどのようにお声かけさせていただいたら特定健診を受診してくださるかというものを考えまして、で、泉大津医師会のほうにもご協力を頂きながら、かかりつけの先生方のほうからも「特定健診、受けましたか」ということでお声かけをいただく形に変えました。

その効果もありまして、令和4年度、受診率、最新の受診率、上がりまして、令和5年度につきましても前年の同月よりも少し、0.2%上昇傾向で、現在推移しておるという形になっております。

委員長（河野隆子議員）

今奈良委員。

委員（今奈良幸子議員）

ありがとうございます。努力をされて受診率が上がってるということなので、住民さんのこの様子を見ながら頑張っていただけだと思います。

ありがとうございます。以上です。

委員長（河野隆子議員）

よろしいですか。

他に、ご質疑ありませんか。

三宅委員。

委員（三宅良矢議員）

すみません、ちょっといろいろ、今の是枝さんとのやり取りを、是枝委員のやり取りずっと聞いてて、これまでのやり取りも踏まえてなんですけど、ちょっと気になったのが、その所得200万というのは総所得なんですかね。控除前所得、控除後所得なんですかね。

あと、よくモデルケースで出てくるこの世帯、夫婦子ども2人世帯の前提条件みたいな、細かく示されるんやったらまた教えていただけますか。

保険課（泉 亜希課長）

はい。

委員長（河野隆子議員）

泉課長。

保険課（泉 亜希課長）

控除後の所得になります。モデルとしましては、本町の動向を見ますと自営業の方のほうが多いかなというふうには見込みますけれども、給与所得の方も中にはいらっしゃるかなというふうに考えます。

委員（三宅良矢議員）

委員長。

委員長（河野隆子議員）

三宅委員。

委員（三宅良矢議員）

すみません。これでいくと、総所得としたらもっと増えるということですよ。手取りの。可処分所得はもっと増えるということですよ。まだ僕も自分で確定申告、自営の分でやってるんで、各種控除、ばばばばって引いていって、変な話ですけど、そんなに自営の分、稼がないんで、ほぼほぼ税金かからんぐらいのレベルに落ちちゃうんですけど、そういう前提で、日本ってやっぱり累進課税制度というものがあるわけじゃないですか。それによって各種税が変わってくることになるんで、よく今でも「80%で生活しろ」と

というようなことをおっしゃってはったんですけど、実際、累進課税でそう言うと、絶対可処分所得レベルからすると総収入、要は使える可処分所得の多分10%いくいかないぐらいと思うんです。で、ただ僕も多分、それでその金額が高いか安いかわからないと思うんですけど、要は発信の仕方有的时候に、もうちょっと詳しい前提条件の発信をしていただければ、あっ、より想像しやすくて、こういう条件の人はこういうような形で、このような、これぐらいの負担があるというのを、もうちょっと何か詳しい形で今後発信していただけたらうれしいかなと思うんですが、いかがでしょうか。

委員長（河野隆子議員）

泉課長。

保険課（泉 亜希課長）

ありがとうございます。今後の参考にさせていただきます。

委員（三宅良矢議員）

お願いします。

あと、もう1点あるんですが、すみません、委員長。

委員長（河野隆子議員）

三宅委員。

委員（三宅良矢議員）

あともう1点あるんですけど、先ほど加入者への還元の仕組みということで、よく特定健診を受けた方に何かそう、僕も毎年行かしていただくんですけど、普通に受けて普通、時間できるだけ早く帰りたいんで、さっさと行ってさっさと帰る、一番最低、一番ベーシックなものしかやってないんですけど、これ、ほかの市町村やってるかどうか知らないんですけど、例えば「どこどこの健診ですよ。じゃあ帰りしなにこれどうぞ。そこから出てるんです」って、何かQUOカード渡されてたりとか。横で見るとすごい、うちないのかなっていうか、思ったりも現実するんですよ。まあまあ、別にそれがあるから受ける受けへの動機づけに変わるかわれへんかわからないんですけど、やっぱりそういうものというのは何か効果としては多少は出てくるかなと思うんで、先ほどおっしゃってはったんですけど、是枝委員もおっしゃってはりましたけど、そういったものも何か、できる範囲ので何か、それこそ忠岡の町内業者でしか、町内でしか使えないような商品券みたいな、出せる出せへんは別として、何かそういうような取組もしていただけたらうれしいかなと思いますけど、いかがでしょうか。

委員長（河野隆子議員）

泉課長。

保険課（泉 亜希課長）

そうですね。先ほど是枝議員のほうからもおっしゃっていただきましたけれども、そのようなものもちょっと近隣の市町村も見ながら考えてまいりたいというふうに思います。

ありがとうございます。

委員（三宅良矢議員）

お願いします。以上です。

委員長（河野隆子議員）

他に、ご質疑。

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

保険料のことではないんですけれども、保険証が令和6年の12月2日から発行されなくなるということになってますよね。もうマイナンバーの保険証に切り替えていくということで、で、忠岡町の対応についてはどういうふうにするのかということについて、ちょっと確認しておきたいと思います。

11月1日ですね。10月30日までの保険証が今発行されております、国保は。その次の保険証は何年間の保険証が来るのか。2年というお話も聞いたりいろいろするんですが、国保加入者には10月30日までの、その次の保険証はいつまでの、有効期限がいつまでの保険証が来るのかということと。

そして、他市から転入した方。11月に入ってから他市から転入した方については、国保の方で、発行するのかどうかということ。そして、12月2日以降は一切保険証を発行されませんので、既に発行されてもらってる方は保険証がありますけれども、新たに国保になった、失業して国保になった、12月2日以降ね、年末にちょっと、もう失業したとか、あと、もう定年退職して国保に入りますという方については保険証は発行されないというのが基本的になっているようでありまして、そういったそれぞれの今申し上げたケース、忠岡町はどのような対応をするのか。そして、保険証に代わるものが、発行しないということで変わる資格証明書、何か名前ちょっと忘れちゃったけど、それになるということなんですけれども、それについてはどのような形で交付されるのかということもちょっとお教えいただきたいと思います。

保険課（泉 亜希課長）

はい。

委員長（河野隆子議員）

泉課長。

保険課（泉 亜希課長）

すみません。ちょっと今現在で細かいケースというのは、まだちょっと本町で今お伝えすることはできないんですけれども、こちらの分の発行につきましても、大阪府、保険証の発行ですとかそういうルールにつきましても、運営方針の中で統一して発行していくものになりますので、大阪府のほうから新年度に入った以降ですね、またどのように対応するというふうな通知は届くかというふうに考えております。今、私たちが持っている情報

というのは、国から来ている通知の範疇のみになりますので、すみません、本日現在では細かいところというのはお答えしかねます。ありがとうございます。

委員（是枝綾子議員）

はい。

委員長（河野隆子議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

大阪府の運営方針にはその細かいところまでは書いていないかと思います。で、その中身についてはもう決まっているのか、これから市町村、こういった調整会議等でされていくのか。どこで決まるのか。もう大阪府が勝手に決めて押しつけてくるというものなのか、それとも調整会議できちっと現場の声も聞きながら、市町村ね、43市町村の声を聞きながら少しでも、ちょっとでもみたいな、そういう対応ができるのか。どのような決め方がされるのでしょうか。

保険課（泉 亜希課長）

はい。

委員長（河野隆子議員）

泉課長。

保険課（泉 亜希課長）

運営につきましては調整会議のほうですとか、あとワーキングのほうで検討の上、市町村に発信されていくものとなりますので、今おっしゃっていただいたような形になる想定でございます。

委員（是枝綾子議員）

はい。

委員長（河野隆子議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

保険証で発行すべきものを、全然それじゃないというものに変えていくということ自体、もうマイナンバーカードに全部入れようとしてるけれども、マイナンバーは取得してるけれども、保険証機能をようつけない、つけないという方もいらっしゃるの、それをちょっと強制的にマイナンバーカードに全部入れさせるというふうなことはちょっとおかしいことだと思いますので、保険証は引き続き12月2日以降も発行すべきだと私は求めておきます。忠岡町独自の努力もぜひやっていただきたいと思います。

委員長（河野隆子議員）

答弁要りますか。

委員（是枝綾子議員）

答弁ちょっとだけ頂いて、もう終わります。

委員長（河野隆子議員）

泉課長。

保険課（泉 亜希課長）

ありがとうございます。ご意見として頂戴したいと思います。

委員長（河野隆子議員）

他に、ご質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

委員長（河野隆子議員）

ないようですので、質疑を終結いたします。

委員長（河野隆子議員）

次に、議案第17号 令和6年度忠岡町介護保険特別会計予算について、221ページから257ページまでの審査を行います。令和6年度介護保険特別会計予算資料について、担当課の説明を求めます。

高齢介護課（武藤優子課長）

委員長。

委員長（河野隆子議員）

武藤課長。

高齢介護課（武藤優子課長）

予算書の221ページをお願いいたします。議案第17号、令和6年度忠岡町介護保険特別会計予算について、ご説明いたします。

第1条は歳入歳出予算で、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ16億8,849万5,000円と定めるものでございます。

第2項は、歳入歳出予算の款・項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表、歳入歳出予算によるものでございます。

第2条は一時借入金で、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入最高額は2億円と定めるものでございます。

第3条は歳出予算の流用で、地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により、歳出予算の各項の金額を流用することができる場合、次のとおり定めるもので、保険給付費の各項に計上された予算額に不足を生じた場合における款内でのこれらの経費の各項の間の流用と定めるものでございます。

予算の内容につきましては、令和6年度介護保険特別会計予算資料によりご説明いたしますので、お手元にご準備をお願いいたします。

それでは、資料の1ページをお願いいたします。当初予算額の歳入歳出について、前年

度との比較を構成比に表にしたものでございます。歳入の保険料につきましては、令和6年3月31日時点の調定見込みにより前年度よりも減少を見込んでございます。

次に、国庫支出金につきましては、前年度と比べ5.1%の減を見込んでおります。これは介護給付費の減少による国庫負担金と財政調整交付金の減によるものでございます。

次に、支払基金交付金につきましては、前年度と比べ3.1%の減を見込んでおります。これは介護給付費の減少による支払基金交付金の減によるものでございます。

次に、府支出金につきましては、前年度と比べ3%の減を見込んでおります。こちらにつきましても介護給付費の減少による介護給付費負担金の減を想定してございます。

次に、財産収入につきましては、介護給付費準備基金の預金利息を見込んでございます。

次に、繰入金につきましては、前年度と比べ2.6%の増を見込んでおります。これは人件費の増による事務費繰入金981万5,000円の増が主なものでございます。歳入全体では3%の減となりました。

次に、歳出でございます。総務費につきましては、前年度に比べ18.3%の増を見込んでおります。こちらの主なものは人件費の増でございます。

次に、保険給付費につきましては、前年度に比べ3.2%の減を見込んでおります。令和6年度の給付費見込みは令和5年度の給付費の見込み額と今後の認定者数の伸び等の推計から算出しておりますが、令和5年度の給付費の実績見込みが、認定者の減少により、当初の見込みよりも低くなったため減額としたものでございます。

次に、地域支援事業費につきましては、前年度に比べ9.9%の減を見込んでおります。これは介護予防日常生活支援総合事業、いわゆる総合事業のサービス費、一般介護予防事業費、及び包括的支援事業費につきまして、令和5年度の給付費の見込み額と今後の認定者数の伸び等の推計から算出したものでございます。

基金積立金につきましては、第9期計画期間中は保険料を減額し、不足分は基金を取り崩す運用となっておりますため、利息分のみ計上としております。

歳出全体としましては3%の減でございます。

続いて、2ページをお願いします。介護保険特別会計当初予算額の構成で、先ほどの構成割合を歳入歳出それぞれグラフにしたものでございます。歳出の89%を占める保険給付費の内訳につきましては、次の3ページをご覧ください。サービス別の内訳と、その構成比をグラフに表しております。

介護サービス等諸費、居宅は全体の64.5%で、昨年度より0.8ポイントの増、地域密着型介護給付費は8.4%で、昨年度より0.5ポイントの減、介護サービス等諸費、施設分は16.4%で、昨年度より0.4%の増となっております。

次に、4ページをお願いします。第1号被保険者数の推移と要介護・要支援認定者数の推移でございます。被保険者数につきましては、対前年度増減比は、令和5年度76人、

1. 6%の減、令和6年度の見込みは35人、0.8%の増と見込んでおります。認定者数の推移につきましては、令和5年度は952人で、前年度より42人、4.2%の減でございました。令和6年度の見込みは、介護保険事業計画では958人、対前年度0.6%、6人の増と見込んでおります。

次に、5ページをお願いします。介護給付費準備基金の現在高の推移についてでございます。令和5年度の決算見込みでは約7,823万4,000円となります。令和5年度においては、令和4年度決算処理において、国・府支払基金等の負担額が決定し、返還金の処理をした結果、余剰金があれば基金に積み増しするということになっております。

説明は以上でございます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

委員長（河野隆子議員）

説明は、以上のとおりです。

ご質疑をお受けいたします。

三宅委員。

委員（三宅良矢議員）

ちょっと直接の支出というわけではないんですけど、前から言ってるように人材確保ですよね。介護人材が離職して行って、サポートする側もやっぱりもう年々高齢化して行って、僕が知ってる、忠岡じゃないですけど、事業所さんでは生活部分で、83歳のおばあちゃんが70歳代の人を介護してるというような、これはもう笑えないというより、リアルである状況なんですけど、その辺についてなかなか、こういう報告とかではなかなか表れてこえへん現状で、でも、切迫した問題でもあるというのは、これをご理解いただいて、その辺って今後どのようにお考えなのか、まず教えていただけますか。

高齢介護課（武藤優子課長）

委員長。

委員長（河野隆子議員）

武藤高齢介護課長。

高齢介護課（武藤優子課長）

三宅議員おっしゃるとおり、介護人材の確保というところの面では、なかなか実際担い手の部分が減っているというところで、今後の介護のサービスを担う方の確保というのは喫緊の課題であります。

ただ、急に確保できるものではありませんので、事前の教育ですとか、何か介護のサービスを担う方のお仕事の魅力というところを、啓発を通して広めていかないといけないなというところは考えてございます。

そこで、令和5年度から始めているんですけども、介護のお仕事ですね。その魅力をパンフレットにしたものがございまして、そちらを教育委員会さんのご協力も頂きまして、中学生のほうに全員にお配りさせていただいたこともございます。

あと、職業体験というところで、介護施設に行っていたら、受け入れてくださってた部分もあったんですけども、ちょっとコロナが始まってから受入れがストップしてしまっておりまして、ちょっとなかなか残念なところではあるんですけども、施設側がやはり何かコロナとかインフルエンザを入れたくないというところの気持ちも酌んでおりますので、また、そういったところが解消しましたらぜひ職業体験のところでもまた入れていただいて、介護に触れていただいて、その魅力を感じていただけるようなところで進めていきたいと考えております。

委員長（河野隆子議員）

三宅委員。

委員（三宅良矢議員）

分かりました。若い方で僕ら、もう僕も何やかんやで40半ばのおっさんなんで、その感覚とか分からないですけど、多分ご存じやと思うんですけど、この3月7日に伊丹市で、もう総括で聞こうかなと思ったんですけど、ちょっと80代の男性がヘルパーさんの胸をもみしごくという、変なふうな事例になってるんですけど、不同意わいせつで逮捕されたという。僕もデイサービスとかでも働いたこともありますし、実際問題そういう現場で、昔からそういうような事実もあるし、多分そういう話も聞いたことあると思うんです。行政としても。

正直、施設長とか理事長レベルでも、「そんなんは仕事のうちや」みたいなことを言うて、取り合えへん人も結構、僕、知ってる限りでも何人かはいるんですよ。結構、やっぱり年配の方とか、そういう時代を生きてきた人にとっては。ただ、そんなんが普通になってると、間違いなく若い人が魅力を感じないわけじゃないですか。そんなん。なったわ、セクハラされて、それがそんなんセクハラじゃないわと。こんなん世の中、町中でやったらそんなもの逮捕されるのに、私たちはされへんで、何かそれで何か泣き寝入りしやなあかん。そんな魅力のない業界なんか絶対誰も来ないわけですよ。

となると、忠岡町として、1つはこういう事件で逮捕されたわけじゃないですか。で、今後、例えば同様のケースが起きた場合のね、行政と事業所の対応とか。あとこういうことが起きたので、できたらその事業所の実態としてどのようなものかのアンケートとか取っていただきたいんですけど、その辺については、この言うような事業の中でやると思うんで、その辺についてお考えはいかがでしょうか。

高齢介護課（武藤優子課長）

委員長。

委員長（河野隆子議員）

武藤課長。

高齢介護課（武藤優子課長）

おっしゃられるようなセクハラ等、ハラスメントの部分なんですけども、やはりお聞き

することはございまして、実際窓口で施設の方から「こんなことがあって利用者さんとどういうふうに接していったらいいか」という相談も受けたことはございます。で、一緒にこうしたふうに対応していこうとか、究極的な話ですけども、その方の利用をちょっとやめるようなところというのはいいいのか等々の質問も受けたことはございまして、一緒に、5市1町の広域の部分ですとか大阪府さんとも相談しながら考えたりもしたことはあるんですけども、やはり身体介助等ですね、お体に触れることが多いお仕事ですので、やっぱり近いところでそういったことが起きてしまうのかなというところもあるんですが、ただ、それは絶対許されないことだと私も思っておりますし、大阪府のほうでもそういったハラスメントに関しては、いけないという啓発をされています。

今後につきましても、個別にアンケート調査を取るということが難しいかもしれないんですけども、ただ、事業所連絡会というところで各施設さん等々ですね、事業所さんと連絡調整を行う会を設けておりまして、その中で研修をしたこともあるのですが、その中で実態としてあるのかなというところのお話なんかもさせていただいて、実態があるのであれば解決に向けて一緒に考えていったりですとか、こういったところはもうハラスメントだと、緩い線引きではいけないというところのお話などもさせていただきながら、実際事業所の中で、そこは仕事のうちだと我慢するというのも良くないので、小さなことでもお話いただけるような間柄になるように、事業所さんのほうとも協力、共同し合っって進めていきたいと考えております。お願いいたします。

委員長（河野隆子議員）

三宅委員。

委員（三宅良矢議員）

僕はちょっと考え方が違って、できたら、まず匿名アンケート、従業員への。それで「こういう情報が上がってきています」、「こういう現状の声が上がってきています」というのを投げかけて、どうするかというのを行政と事業所がもむべきかなと思うんですよ。

何でかという、なかなかヘルパーさんとか支援される方も、不定期的な仕事の方が多いわけじゃないですか。全体の半分ぐらいはもう、だってパートのおばちゃんとかおっちゃんとかで成り立ってる仕事なので、僕はなかなか、じゃあそれ、全体の声、拾い上げてるかという、難しいと僕は感覚で思うんです。とすると、有効な手段、まず全員へのアンケート。匿名でいいと思うんで。その内容をしっかりとこっちでちゃんとまとめて、そういう事業所連絡会なり、要は責任ある人たちに投げていくという手段のほうが、僕は絶対有効やし必要やと思うんですけど、いかがお考えでしょうか。

高齢介護課（武藤優子課長）

委員長。

委員長（河野隆子議員）

武藤課長。

高齢介護課（武藤優子課長）

アンケートにつきましては、実施されてるところもあるかもしれませんが、そういったところも研究しながら、どういった形でできるのかというところは一度検討させていただきたいと思います。お願いします。

委員長（河野隆子議員）

三宅委員。

委員（三宅良矢議員）

よろしく申し上げます。態度としては、やっぱり町としては、これはもう犯罪なんだと。セクハラって何かちょっとワンクッション軽くなる感じするじゃないですか。罪の意識っていうものからちょっと離れた感覚になると思うんです。それで、やっぱり僕もさわられたことがありますけど、昔ね。そんならどうでもええわ。正直言ってちょっと、それ今ちょっと思い出してごめんなさい。ちょっと話がそれかけたんで戻します。

やっぱり犯罪だと、で、やっぱり行政に相談したときに、「いや、これ犯罪かな」というふうに対応されたりとかすると、事業所はそれ以上にそう思っちゃうんですね。で、すると、行政はそういうふうに取り合ってくれないと。下手したら利用者からのそういう違った、うがったクレームが行政を通して入ってくるかもしれない。要はセクハラ、不同意わいせつされてますと。で、行政に相談に行きました。行政が「そんなん、セクハラなんかな」となって、何かよう分からんふうに回答されて帰ってきました。「一緒に今後、考えていきましょう」みたいに、ちょっとオブラートに包まれて。その間にその人に対して、例えば資質がちゃんと載って、「いや、もうあなたは」、例えば「入浴介助できません」とか「利用をちょっと制限さしてもらいます」言うて、正当な理由なはずなのに、この人がクレームを行政に入れることによって、行政が今後、「いや、こんなクレームありましたで」と言われたら、事業所さんから取ったら、もう完全に行政の敵なんですよ、その瞬間に。というところにもやっぱり配慮して、最終的にはこれはもう人材確保の問題になってくると思うんで、働きやすい職場、そういうことがない職場は最低条件やと思いますので、その辺は力、そこはもう行政としての態度として毅然と構えていただきたいと思うんですけど、いかがでしょうか。

高齢介護課（武藤優子課長）

委員長。

委員長（河野隆子議員）

武藤課長。

高齢介護課（武藤優子課長）

そうですね。もし利用者の方がこちらに向けて「事業所がこんなことを言ってきた」というクレームが来た場合ですけども、やはり一度お話、しっかり聞かせていただいて、そ

の後、「こういうクレームがあったから」という是正を求めるのではなくて、事業所にも「こんな話が来たけども、実際どうやったの」という話で、お互い、どちらもの話は聞くべきだと思います。そこで、どちらがおかしいことだったのかというところはきちっと判断させていただいて、ご相談に乗りたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

委員長（河野隆子議員）

三宅委員。

委員（三宅良矢議員）

その辺りはまた丁寧に、よろしくお願いいたします。

ということと、あと、ケアマネさんの確保についてなんですけど、数年前に介護職員の、要は10年以上やったら、8年でしたっけね、やったら給付つくじゃないですか。あれを契機にだんだんとケアマネさんがヘルパーに、介護職に戻っていくという現象が起きてまして、今後、ケアマネの確保ですよね、について、東京なんかもケアマネの奪い合いになってて。いないから。

ケアマネの更新費用とかのあれも変な制度で、ケアマネの資格持ってるのに、実務するために何年かに一遍、6万、7万、8万払って研修を受けに行かなあかんという、そういうことはご存じやと思うんで、そういうのを助成する自治体も出てきてるんです。それはもう別に関東、東京だけでなく、地方においても出てきてるので、その辺、ケアマネの更新研修に対する、僕の視点から見ればちょっと、続けてもらうために6万、7万また払えというのは、しかも介護職員よりも給料が逆転して、平均低くなりかけてるというようなところを見て、ああ、そこはちゃんと支援を介護保険の財政なんかでしていくべきやと思うんですけど、その辺りについてお考えはいかがでしょうか。

高齢介護課（武藤優子課長）

委員長。

委員長（河野隆子議員）

武藤課長。

高齢介護課（武藤優子課長）

そうですね。助成につきましては、実施されてる市町村、幾らかあるというのは存じております。ただ、助成制度を始めるに当たりまして、実際、更新費用、高額ですし、更新期間もかなりの時間を取られる、負担になるというところで、ケアマネジャーさんの方からちょっと「更新期間が憂鬱だ」という話は聞くんですけども、ちょっと、今ですね、いろんな線引き等も考えないといけないと思います。町在住のケアマネジャーさんなのか、町に事業所がある方なのか等々ですね。いろんな線引きの問題ですとか、ケアマネジャーだけそういった更新費用を助成するというのが、ほかのいろんな資格がある中でそぐうものなのかというところも少し考えるところがございます、確かにケアマネジャ

一さん、不足しておるところは重々承知しておりますので、他市町村で実施されているところを一度研究させていただきたいと思います。お願いします。

委員（三宅良矢議員）

はい。

委員長（河野隆子議員）

三宅委員。

委員（三宅良矢議員）

ほかに、ケアマネと同じように仕事を続けるために更新研修を受けて、金払って更新研修を受けなあかん資格って何かあるんですか。例えば。

高齢介護課（武藤優子課長）

委員長。

委員長（河野隆子議員）

武藤課長。

高齢介護課（武藤優子課長）

身近でいえば運転免許証などもそうですよね。ドライバーのお仕事をされている方については免許証は更新しないとイケませんので、ご自身で費用を払って受けられていると思います。

委員（三宅良矢議員）

ほかには。

委員長（河野隆子議員）

富本教育長。

教育長（富本正昭教育長）

現在ではもう廃止、中止になりましたが、教職員の免許更新制、これはもう有償でやっております。

以上です。

委員長（河野隆子議員）

三宅委員。

委員（三宅良矢議員）

でも、免許証って別に自分の個人で使えるわけじゃないですか。職業として続けていくに当たって、やっぱりケアマネジャーは不当な状況やと思ってるんですよ。僕もケアマネさんの更新研修を聞きに行くとき、要はアルバイトスタッフでちょっとどんな内容かなと思って、潜入調査じゃないですけど、何年か前に行ったこともあるんですけど、ほんまに初めの20分、しょうもない本人の自慢とか、内容が始まったりしたりして。で、同じ人がまた回を重ねて、違う形でやってたりで、ほとんど同じ人がやってるとかね。実際問題本当に既得権益の固まりやなど、僕、心の中でめっちゃ思ってるんですけど、それをなく

せというね。伝えることはできないですけど、でもそんなんに金をあんだけ払わされてるって、僕、すごい不当なことやと思ってるんで、そこはもうできたら、そういうふうな助成を、せめて助成のほうをしていただきたいなと思うんです。

それはもう要望でしかないんですけど、お願いしますということで、以上で質問を終わります。

委員長（河野隆子議員）

答弁よろしいですね。いただきますか。

高齢介護課（武藤優子課長）

委員長。

委員長（河野隆子議員）

武藤課長。

高齢介護課（武藤優子課長）

人材確保の面からもケアマネジャーさんですね。いろんな方の介護を担うところで重要な人材だと思いますので、今後、実施されてる市町村のところも研究しながら検討してまいりますので、お願いいたします。

委員長（河野隆子議員）

他に、ご質疑ありませんか。

議長。どうぞ。

議長（北村 孝議員）

先ほどのアンケートの件で、主にハラスメントの関係だと思います。それが実際は、実態は事業所のヘルパーさんが入ってるわけで、それが、町が、介護保険課がそのヘルパーさんにアンケートを取るっていうのは、それは保険課がせなあかん話。事業所がせなあかん話。例えば課長おっしゃってはったように、町に直接苦情があれば事業所に注意なり指導なり、そういう協議の場を持つことは当然あり得るかなと思うけど、私は保険課が事業所のヘルパーさんにアンケートを取ることは、役所のすることなのかなと思うんで、その辺の見解ちょっと。僕は仕組みはよう分かりませんが、ぱっと聞いた感じ、何かちょっとそこまで介入すべきなのかなという。見方によれば、いや、役所が仕事を事業所にやるのやみたいな感じ、上から目線みたいな感じに私は取れるんですけども、それはあくまでも事業所の努力かなと思うんですが、その辺について、答えにくかったら適当に答えてもろたらよろしいけど。

高齢介護課（武藤優子課長）

委員長。

委員長（河野隆子議員）

武藤課長。

高齢介護課（武藤優子課長）

基本的には事業所の責務の部分だと思います。人材を守る、職員を守るというところですね。そこでアンケートとなると、ちょっと事業所としても警戒されてしまうかなというところも正直思うところと、実際個別にどの方がヘルパーされてるとかというのが分かりませんので、送るとなると事業所を通してにはどうしてもなってしまうと思うんです。ですので、なかなかそのヘルパーさんなり従業員の方も、正直なお答えはしにくいときもという懸念も少しあるので、するとしてもまき方も難しいのかなというところもございまして、なかなか実施に当たっては難しいところかと私どもも考えております。

議長（北村 孝議員）

話ししたら、もう何か世間話みたいになっていくんであれなんですけど、要は私も知ってる方はヘルパーさんで入ってるけど、お尻、触られたりするけど、それはその利用者さんとの人間関係で別に何も、「何してんよ」という、こんな関係で終わってるみたいな人もあるみたいで。実際そういうことをされるのも嫌な方もこれは事実いらっしゃるわけで、それというのはなかなかちょっと難しい部分。だからそういうふうにされるから、「もう私は行きたくない」言うてヘルパーさん替わりはったり。というて、課長おっしゃってたようにサービスを拒否するということが事業所としてはでけへんでしょう。その利用者さんにね。この辺も難しいのかなと思ったりするんですけど。

高齢介護課（武藤優子課長）

委員長。

委員長（河野隆子議員）

武藤課長。

高齢介護課（武藤優子課長）

契約の段階です。個人との契約になるんですけども、事業所さんとその個人さんの契約の中で、こういった事象があった場合はサービスを解約するというところを盛り込んでいらっしゃるところもありますので、そういったところをきっちりとできてるかどうかというところが大前提にはなってくると思うんですけども、やはり過度なね、触られるですとかハラスメントがあった場合は、検討の中に、その契約を切るというところも考えられると思います。

議長（北村 孝議員）

分かりました。ありがとうございます。

委員（三宅良矢議員）

委員長。

委員長（河野隆子議員）

三宅委員。

委員（三宅良矢議員）

今の僕の質問は、あくまで次の若い人材が入ってこれる仕組みをどうつくるかという視

点やとっていただきたいんですよ。それ、今、事業所でどうのこうのというのに首を突っ込んで、事業所を変えろとかじゃなくて、「若い人が今の現状に入ってきたと思うの」と。若い人たち要らんよと、今の40、50のそういう世界で慣れた人たちがみんなもう年取って、限界迎えたら、介護してもらえへん人だらけになってもいいんやというんやったら、それはそれで別やけど、今の若い人が飛び込んでもらうための前提条件ってどう整えていくのっていうのは、これ多分行政が動いていかへんかったら絶対解決せえへん課題やと思うんで、それは放置するべきじゃないと僕は思ってるから、その視点で言ってるんで、それは語弊なきようにお願いしたいということで、お願いします。

高齢介護課（武藤優子課長）

委員長。

委員長（河野隆子議員）

武藤課長。

高齢介護課（武藤優子課長）

そうですね。介護人材確保に当たって、働きやすい職場づくりというのは非常に大事なことだと思います。ですので、事業所等とも連絡を密にしながら対応していきたいと考えますので、お願いいたします。

委員長（河野隆子議員）

他に、ご質疑ありませんか。

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

238ページの第2款、保険給付費の第1項の介護サービス等諸費の居宅介護サービス給付費や地域密着型介護サービス給付費が、前年度比減額になっています。先ほどこちらの資料ね、予算資料のほうでは認定者数が増えるということですが、認定者が増えて介護サービス費が減るというのは、やはり今言ったように訪問、先ほどから問題になっている訪問介護というか訪問のヘルパーさんの介護報酬が引下げということの影響もあるんでしょうか。

高齢介護課（武藤優子課長）

委員長。

委員長（河野隆子議員）

武藤課長。

高齢介護課（武藤優子課長）

その細かい事象というよりは、5年度予算の自体が実績よりも高かったと、乖離がありましたので、6年度の予算を5年度の実績見込みから割り出したときにちょっと差が出て減額となった形のものでございます。なので、当初の算定の基準の給付費の違いというところでございます。

委員（是枝綾子議員）

はい。

委員長（河野隆子議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

当初予算なので、実際の給付費は決算でしかね、決算で出てくるので、当初予算の比較同士だと思うんですけども、それは実際はそんなに使わなかったというのは全然関係ないわけですね。予算ベースでの比較なので。なので、それよりも、決算のことはここに入っていないわけですよ。比較のこの数字だけ見ると決算関係ないですものね。当初予算同士の比較ですよ、これ。だから決算で減りましたというのは関係ないんじゃないですかね。

高齢介護課（武藤優子課長）

当初予算同士の比較ではあるんで、すみません、委員長。

委員長（河野隆子議員）

武藤課長。

高齢介護課（武藤優子課長）

当初予算同士の比較ではあるんですけども、6年度予算を歳出するためには5年度決算の見込みで出しますので、実際、5年度予算と6年度予算を見ますと、予算を算出するときの決算見込額が下がったので、その分、引き連れて下がったものでございます。

委員（是枝綾子議員）

なるほどね。

委員長（河野隆子議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

去年度、令和5年度の当初予算のときの認定者の数は、ここに出ているこの令和5年度は、これはもう決算ベースの認定者数の推移ですかね、これ。すみません。令和5年度確定している952人。

高齢介護課（武藤優子課長）

委員長。

委員長（河野隆子議員）

武藤課長。

高齢介護課（武藤優子課長）

資料のほうをご覧くださいと思っています。で、この認定者数の推移ですけども、廻り等の影響が出てきますので、毎年、介護保険事業実施報告値という、全国的に報告している分を取っている9月末現在の数字で取らせていただいておりますが、年度末について

もほぼほぼ同じような数字となっております。

委員（是枝綾子議員）

はい。

委員長（河野隆子議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

ということは決算、ほぼほぼ決算ベースの数字が952人ということですね。で、予算上は比較は当初予算同士ということなので、このようになりましたということですね、分かりました。それで。

委員長（河野隆子議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

介護報酬の引下げ、訪問介護の分ね、何%ですか、ちょっとパーセント、覚えていらっしゃいますか。

高齢介護課（武藤優子課長）

委員長。

委員長（河野隆子議員）

武藤課長。

高齢介護課（武藤優子課長）

申し訳ないです。正式なパーセントの引下げ数、ありませんので。

委員長（河野隆子議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

物価も高騰してるし、人件費も最低賃金も上がってるし、そういったところなのに介護報酬の引下げということは、本当にヘルパーする人、今少なくとも、介護事業所にお願いしても、「ヘルパーさん、そんなたくさん組めません」「来れません」という状況で、忠岡の中ではまだ比較的ね、こういう人口密集地なので、平地なので事業所は結構多いので、何とか忠岡はなっているけれども、これから事業所、もうつぶれていくところが出てくるということで悲鳴が上がってるんですね。

で、在宅介護、特に訪問ヘルパーは簡単な仕事のように見えて、これは非常に地域包括、在宅ね、年いってもどんな状況に、要介護状態になっても住み慣れた地域で生活していく上で欠かせないものなんですよ。訪問看護とか、そういった訪問リハビリとか、何かそういう専門的なことと、デイサービス行って、それだけで訪問介護とかホームヘルパーさんね、そういったものなしでは絶対生活できないんでね。だからそういうなくてはならない分が、介護報酬、そこ引き下げられたら、今でも人、少ない、なり手不足で。

そしたらこれがどんどんつぶれていった場合に、認定は受けたけれども、事業所がなくなって、そして人もヘルパーさんも減って受けられないとなったらどうするんでしょうかというところを、これ本当に問題やと思います。

で、忠岡町は町独自で別にヘルパーを持ってないしね、じゃあ派遣しますということできないし。でも、そういうヘルパーの来てもらうということを見込んだ推計で保険料を賦課しているの、サービスできない分やったらもう減らしてもらわんとあかんよということに本来なりますけれども、それは取るわけですよ。決まったことということで。でもヘルパーさんはちょっと、週2日入ってもらうところを2週間に一遍ですみだいになった場合に、これってちょっと話、違うんじゃないと。ちゃんと受けれると、要介護状態になってもちゃんと来てもらえるということなのに、「事業所少ないから、減りましたのでもう給付できません」、これってどこの責任になるんでしょうか。これ、誰も責任取りませんね。忠岡町、その介護保険事業サービスはもう民間に、全て民間に頼んでやってもらってるとい、そういう問題点があるので、民間が撤退したらそれで終わりなんです。

ということで、そうならないように私は忠岡町独自で、もうこれ、その介護報酬引下げの影響が出てこないように、町独自でそういう福祉の制度か、何かちょっと介護保険会計からでなくても補填していくというかね、補助するというふうな取組が必要ではないかと。もしそういう事態ね。その影響出なくて、今までどおりサービス受けれますということになれば別に補助は要らないかもしれないけれども、そうなってきたときに、もうこの事業所、撤退するよっていうふうになったときとか、ヘルパーさんね、「もう派遣できません」という事態が起こったときに、忠岡町はそういう町として独自の補助をするお考えはないでしょうか。

高齢介護課（武藤優子課長）

委員長。

委員長（河野隆子議員）

武藤課長。

高齢介護課（武藤優子課長）

訪問のサービスの分野で報酬が下がったというのは私も存じております。ただ、処遇改善等で上がる部分もありますので、そちらのほうで国の試算としては賄うことができ、介護職員の方が大体6,000円程度お給料が上がるというような試算を組まれてるというふうに、資料のほうは来ております。で、報酬については国が決定するものでございますので、我々、何ともそこを言及することは難しいです。

それと、あと町のほうで何か補てんをするというところも、かなり巨額の費用にもなってくるかと思っておりますので、ちょっと現時点で考えてないものでございますので、お願いいたします。

委員（是枝綾子議員）

委員長。

委員長（河野隆子議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

まだその影響がどう出るかというのは、実際にそれが施行されてみないと分からない部分があると思うんです。で、忠岡町は別に大丈夫かもしれないけれども、分かりませんということなので、そういう事態になったときに町独自でそういった補助もやっぱり検討していく必要があるのではないかとすることはちょっと申し上げておきます。

委員長（河野隆子議員）

続けてどうぞ。

委員（是枝綾子議員）

もう1点、すみません。これとあと、これから団塊の世代の方が75歳になっていきますので、この計画ね、第9期の計画の間にそうなりますので、そうなったときに在宅、もう無理というところで、やっぱり施設入居というところ、そのなった際に忠岡町は施設、入居する施設が空きがあるんでしょうかと、どうなんでしょうかとというところで、まず認知症になった場合は特養ではちょっと無理なので、グループホーム、そういったものがあるのかとか、あと要介護3以上でないと入れませんが、特養の状態がどうなのか。で、お金があればサ高住とかね。いいんですけど、サ高住もちょっと重度になってきたら「もうそんな無理です」ということになるわけなんでね。見れる範囲というのは限られてるので、もしそういう介護度が上がってきたときに入所できる施設の状況、確保、確保状況はどうなっていますでしょうか。

高齢介護課（武藤優子課長）

委員長。

委員長（河野隆子議員）

武藤課長。

高齢介護課（武藤優子課長）

そうですね。入居状況、日々変わりますので、ちょっと明日には変わってるかもしれませんが、今のところこの施設もですね、満床というところではない状況ではお聞きしております。

あと、今後の推計につきましても、そういった入居状況とか、今後の認定者数の増加等も見込んで算出しておりますので、現状では満たすことができるかなあという検討をしております。

委員（是枝綾子議員）

はい。

委員長（河野隆子議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

そしたら特養とかグループホーム、待機者というのはないということですか、今現在、待機をされている方、待っている方。

高齢介護課（武藤優子課長）

委員長。

委員長（河野隆子議員）

武藤課長。

高齢介護課（武藤優子課長）

ただ、特養等についてもベッドは空いておるけども、体制としてちょっと今しんどいというところで、2人ほど待機は出ているというのは聞いておりますので、その辺りについては解消していただけるように、また働きかけていきたいと考えております。

委員（是枝綾子議員）

はい。

委員長（河野隆子議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

介護職員の不足から、入所できるにもね、ベッド空いてるのにという、こういう問題が起きてるといのは、これはもう国が考えていかないといけないという問題であります。これ大阪府も、国がせえへんかったら大阪府がしてもらわないといけないし、大阪府がしないんだったら忠岡町も何らかのできることをやっぱりやっていくという、この三者がね、介護保険制度をつくっているわけですから、2分の1しか出してない、2分の1しか出してないから高い介護保険料になってるんですけども、そういう、この事業の主体は忠岡町なので、忠岡町の介護保険が、忠岡町がやっている、事業主体はということなので、一番に責任を負うのは忠岡町なんですよ。だからそういう事態が起こったときに、特養はまだベッドはあるけれども、職員が確保できてない。この問題についてはどうするのかということ、忠岡町独自でできないんだったら大阪府、国等に働きかけたり一緒にしていくという努力をしていただきたいと思いますし、グループホームが足りない、足らなくなってくると思うんで、グループホームの確保をどうするんかということもぜひ、国や大阪府、町ではなく積極的にそういった働きかけをしていただきたいと思います。いかがでしょうか。

高齢介護課（武藤優子課長）

委員長。

委員長（河野隆子議員）

武藤課長。

高齢介護課（武藤優子課長）

ご意見ありがとうございます。必要なものを時には要望等もしながら考えてまいりたいと思いますので、お願いいたします。

委員（是枝綾子議員）

はい。

委員長（河野隆子議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

せっかく、「やります」といううたい文句で、お金は取って、職員おれへんからできませんねんと、給付できません、利用できません。これはやっぱり、こんな民間の保険でこんなことしてたらアウトですよ。駄目ですね。ということで、だから公のところやからこれ許されているという、許してはないんですけれども、やはりそういう、保険料を取るからには実施をしていただきたいということと、あと保険料の引下げということをね。これは最後ですけど、保険料の引下げということが、ぜひ一般会計からの繰入れね。もう今回、第9期ですね。全額、準備基金取り崩して、そんなに値上げにはならなかったということではありますが、そもそも高過ぎる。6,400円も毎月、使わなくても8割の人が使いませんので、2割の人しか使いませんので、こんな掛け捨てはちょっと高過ぎるという声が上がっておりますので、一般会計から繰り入れてもう少し下げるという努力をしていただきたいと思いますが、そのお考えはないでしょうか。

高齢介護課（武藤優子課長）

はい。

委員長（河野隆子議員）

武藤課長。

高齢介護課（武藤優子課長）

従前から伺っております一般会計から繰り入れて、保険料の軽減にというところですが、まず保険料は給付費からですね、皆さんがお使いになったサービス費の自己負担分を引いたものを法定割合で割って算出しているものでございます。保険料については、65歳以上の方は23%というところで算定させていただきまして、一般会計からは12.5%投入してございます。こちらはまた追加で一般会計から入れるとなりますと、またその部分で、一般会計のほうも税金ですので、課税の方の負担の部分がちょっとバランスが崩れてしまうというところもありますし、介護保険はみんなで支える制度ということで、公平性を保つ関係からも基本的には法定割合に沿って運営していきたいと考えておりますので、一般会計からの追加の繰入れというのは現時点で考えておりませんので、お願いいたします。

委員（是枝綾子議員）

委員長。

委員長（河野隆子議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

介護保険制度、最初にできたときは介護の社会化ね。社会で介護していこうということで保険制度が始まったわけなんですね。みんなで支えるというのは、みんなというのは国も府も町も一緒になって支えるということなんですが、高齢者の割合が、もう非常に高齢化が進んできて、介護が必要な給付費が増えてきている、この状態で公的な部分が2分の1しか負担をしていないというところに高い介護保険料の、国民で2分の1払うという、だから高いわけで、だから国が25%しか持っていない、府が12.5%しか持っていない、忠岡町が12.5%しか持っていないという、この割合を増やさなければもうどんどん上がっていくというね。もう破綻します。

ということで、この負担割合増やすという努力を、忠岡町も府も国もしないといけないということで、まずは忠岡町自身が一般会計から繰入れをして引き下げるということをぜひやっていただきたいと思いますが、それについてはしないということで。

じゃあ、府や国に対してもっと負担割合、増やしてほしいということの要望をぜひしていただきたいと思いますが、その要望についてはされるお考えはありませんでしょうか。

高齢介護課（武藤優子課長）

委員長。

委員長（河野隆子議員）

武藤課長。

高齢介護課（武藤優子課長）

負担割合の国・府の部分を増やしていただくという要望ですけれども、以前から実施させていただいております。これからもかなうことができるように続けて要望してまいりたいと思いますので、お願いいたします。

委員（是枝綾子議員）

委員長。

委員長（河野隆子議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

国の20、たった25%しか国が出していないという、これは5%増やすだけでも全然保険料が変わってきますので、ぜひ国や府に要望を上げていただきたいとともに、町としてできる保険料引下げの努力ということで、一般会計からの繰入れも考えていただきたいと思います。よろしく申し上げます。

委員長（河野隆子議員）

他に。今奈良委員。

委員（今奈良幸子議員）

ちょっとだけ聞かしていただきたい。

ちょっと調べていると、泉大津市・忠岡町医療介護ポータルサイト「イカロスネット」というのを発見したんですけども、このかかっているお金は、この5番、248ページの在宅医療・介護連携推進事業でお金、使われてるのが1点と、これはどのような形で泉大津と連携して運営しているのかということと、これ、令和4年3月14日に忠岡町のふれあいホールで「在宅医療を知ろう。これからの未来を安心して生きるために」というお話をされていて、住民の方が20名、事業所の方が7名だったんですけど、これは事業者向けのものになるのか、町民さん向けのものになるのか、どういう目的でつくられたのかを教えてください。

地域福祉課（藤原直臣課長）

委員長。

委員長（河野隆子議員）

藤原地域福祉課長。

地域福祉課（藤原直臣課長）

そうですね。予算書の248ページの在宅医療・介護連携推進事業費のところの委託料のところ、それぞれ在宅医療・介護連携推進事業委託料ということで、これは泉大津と一緒に合同でさせていただいています。これですね、いろいろとコーディネーターがいてまして、お医者さんとの結びつき、ありまして、在宅に変えてくる方法であったりとか紹介であったりとか、またその地域に対しての啓発というところでさせていただいています。

以上です。

委員長（河野隆子議員）

今奈良委員。

委員（今奈良幸子議員）

ありがとうございます。これ、忠岡町でされてるときと泉大津でされてるときと、年に1回ずつぐらいされてるんですけど、これについてどんな、今、ことをやっていこうとかかっていうお話はされて。もう泉大津がメインでされてる感じですか。

地域福祉課（藤原直臣課長）

委員長。

委員長（河野隆子議員）

藤原課長。

地域福祉課（藤原直臣課長）

そうですね。一応コーディネーターというのが、泉大津市の社協さんのほうで地域包

括、受けていただけてまして、そこに今一緒にさしていただけてるという状況です。

委員（今奈良幸子議員）

はい。

委員長（河野隆子議員）

今奈良委員。

委員（今奈良幸子議員）

ありがとうございます。在宅医療とか書いてたんで、私らの世代もそもそも勉強していかないといけないかなと思って、知らなかったんで、これで私も周知していけるようにしたいと思います。

以上です。

委員長（河野隆子議員）

他に、ご質疑ありませんか。

（な し）

委員長（河野隆子議員）

ないようですので、質疑を終結いたします。

委員長（河野隆子議員）

お諮りいたします。お昼を過ぎますが、議事の都合により、後期高齢者医療特別会計までしたいと思うんですけど、ご異議ありませんか。

委員（是枝綾子議員）

委員長。

委員長（河野隆子議員）

是枝議員。

委員（是枝綾子議員）

すみません。異議はありますけども、後期高齢者のこの全部終わるまでは、午前中のが延期ね、延長されてずっとされるのか、それともちょっと説明だけして、あとはお昼からするのか。それによって異議がある、ないということになってきますので、どこまでされるんでしょうか、委員長。

委員長（河野隆子議員）

そうですね。できたら最後、質疑までやりたいと思うんですけど、ご異議ありますか。

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

後期高齢者ね、質疑が、それはほかに比べたら少ないかもしれませんが、1年間の保険料値上げもありますね、これね。やっぱりちゃんと質疑をしたら延長しても構いませんけれども、それが昼休憩の時間が確保できないぐらいの分で詰めてやられるん

であれば、お昼からされたらいいかなと思いますけれども、その辺りは昼休憩の時間、何分ぐらい確保していただけるのでしょうか。

議会事務局（柏原憲一局長）

いつもどおりですね。

委員長（河野隆子議員）

1時間ですか。

委員（是枝綾子議員）

分かりました。

議会事務局（柏原憲一局長）

全体的に、その代わりほかのところにしわ寄せが来ますので。

委員長（河野隆子議員）

そしたら質疑もちゃんと確保するということで、よろしいですか。

議会事務局（柏原憲一局長）

あまり延びたら。

委員（是枝綾子議員）

そんな何十分とはしませんけれども。すみません、委員長。

委員長（河野隆子議員）

はい。そこを保障するということですね。

委員（是枝綾子議員）

何十分というふうなことはしませんけれども、それがあることによって質問をちょっとできなくなってしまうということは困りますので。

委員長（河野隆子議員）

分かりました。

委員（是枝綾子議員）

そんなにたくさんはありませんけれども。

委員長（河野隆子議員）

それならきつちりと質疑、質問をしていただくように時間を確保させていただきますけれども、それでご異議ありませんか。よろしいですか。

（「異議なし」の声あり）

委員長（河野隆子議員）

しっかりしていただいたら。時間、確保いたします。

理事者はよろしいですか。いいですか。

委員長（河野隆子議員）

そうしましたら、次に議案第18号 令和6年度忠岡町後期高齢者医療特別会計予算に

ついて、261ページから276ページまでの審査を行います。

令和6年度後期高齢者医療特別会計予算資料について、担当課の説明を求めます。

保険課（泉 亜希課長）

はい。

委員長（河野隆子議員）

泉課長。

保険課（泉 亜希課長）

予算書261ページをお願いいたします。議案第18号、令和6年度忠岡町後期高齢者医療特別会計予算について、ご説明申し上げます。

第1条は歳入歳出予算で、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ6億297万2,000円と定めるものでございます。

第2項 歳入歳出予算の款・項の区分、及び当該区分ごとの金額は、第1表歳入歳出予算によるものでございます。内容につきましては、資料によりご説明させていただきます。お手元にご配布の令和6年度後期高齢者医療特別会計予算資料をお願いいたします。

1ページをお願いいたします。後期高齢者医療特別会計当初予算額でございます。令和5年度、令和6年度の歳入歳出予算です。令和6年度歳入の予算額の列、後期高齢者医療保険料の予算額は2億3,719万6,000円で、前年度と比べ24.6%の増となります。これは被保険者数の増を見込み、大阪府後期高齢者医療広域連合の試算に基づき計上したものです。

使用料及び手数料の予算額は4万3,000円で、前年度と同額でございます。これは主に督促手数料でございます。

繰入金の予算額は3億6,573万1,000円で、前年度と比べ14%の増となります。これは保険基盤安定繰入金、医療繰入金、共通経費繰入金、事務費繰入金の増に伴うものでございます。

繰越金の予算額は1,000円で、前年度と相違ございません。

諸収入の予算額は1,000円でございます。

以上、歳入合計6億297万2,000円となります。

次に、歳出につきまして。

総務費の予算額は2億9,128万8,000円で、前年度と比べ14.8%の増となります。これは主に医療費に係る療養給付費負担金、事務費に係る広域連合負担金の増、人件費の増によるものでございます。

広域連合納付金の予算額は3億1,098万1,000円で、前年度と比べ21%の増となります。これは保険料と基盤安定分の納付金となり、保険料の増に伴うものでございます。

諸支出金の予算額は50万3,000円で、前年度と比べ横ばいとなります。これは保

保険料の還付を見込むものでございます。

予備費は20万円で、前年度と相違はございません。

以上、歳出合計6億297万2,000円でございます。下の円グラフは歳入歳出の構成比でございます。

では、次に2ページをご覧ください。被保険者数の推移と推計でございます。左側の表をご覧ください。令和6年度予算では2,720人の見込みとなっております。右側の下の表は保険料率の推移でございます。

令和6年度は所得割11.75%、均等割5万7,172円、賦課限度額80万円でございます。令和6年度につきましては激変緩和として、令和5年の基礎控除後の総所得金額等が58万円以下の方は所得割率は10.94%、また令和5年度以前から後期高齢者医療保険の被保険者であった方の賦課限度額は73万円となります。

3ページ以降は、主な保険給付費の推移と推計でございます。まず、資料の3ページをお願いいたします。

療養給付費につきましては、病院等の受診に係る医療費の保険者負担分です。令和6年度1人当たり支出額は110万354円、年間の支出額は29億9,296万4,000円を見込んでいます。

次に、4ページをご覧ください。療養費でございます。柔道整復療養費や針・灸・あんま・マッサージ等の施術料などの費用に係る保険者負担分で、令和6年度1人当たりの支出額は1万7,330円、年間の支出額は4,713万8,000円と見込んでいます。

5ページをご覧ください。高額療養費でございます。令和6年度1人当たりの支出額は7万5,630円、年間の支出額は2億571万3,000円を見込んでいます。

6ページをご覧ください。葬祭費でございます。令和6年度は178件で、年間の支出額を890万円と見込んでいます。

7ページ、8ページは医療の推移と推計でございます。3ページから5ページにつきましては、保険者負担でありましたが、ここでは医療費の総額10割分となります。後ほどご覧ください。

説明は、以上でございます。よろしくをお願いいたします。

委員長（河野隆子議員）

説明は、以上のとおりです。

ご質疑をお受けいたします。

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

令和6年度の保険料が引上げになりますが、その影響というものは、加入者数が増えているということで保険料の増ということがあられるんですが、保険料の増と値上げということの影響というのは大体どのぐらいなのでしょう。

委員長（河野隆子議員）

泉課長。

保険課（泉 亜希課長）

保険料の増の要因というものに、保険料率が上がる増因ということでしょうか。

委員（是枝綾子議員）

いやいや、影響額の。

委員長（河野隆子議員）

影響。

保険課（泉 亜希課長）

すみません。ちょっと影響額というものは、今、持ち合わせておりません。

委員（是枝綾子議員）

はい。

委員長（河野隆子議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

そしたら、本算定が全然まだ後ですので、7月頃に、6月、7月にならんと分からないと思いますけれども、被保険者の増ですというふうなことで、前年度と比べたら増えてますという説明がずうっとあったんですけども、そしたら、こちらで発表されている分をちょっと申し上げると、所得割率が11.12%が11.75%になり、均等割が5万4,461円が5万7,172円になり、そして賦課限度額が60万円が80万円になるということで、この影響についてはまた分かり次第ということで、また後日お教えいただいたらいいかと思いますが、先ほど泉課長が値上げの要因ですかっておっしゃられたんですけど、値上げの要因というよりも、私、お聞きしたいのは、これ大阪府のほうでやっている後期高齢者医療、広域連合のほうなので、そこの会計は黒字だったのか赤字だったのか。そして、そういった基金って大阪府に、後期高齢者の基金ってあるんでしょうかという、そちらのほうをちょっとお教えいただきたいんですけども。

保険課（泉 亜希課長）

すみません、後期高齢者の資料につきまして、今ちょっと確認してまいります。大阪府のほうで基金、財政安定化基金というのはございます。

委員（是枝綾子議員）

はい。

委員長（河野隆子議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

分かりましたら、大阪府の財政調整基金ですね、広域連合のこれの。基金の残高という

ことと、令和5年度のはまだ出ていないと思いますので。でも、この保険料を算出した見込み、令和4年度、5年度の決算、決算見込で、赤字だったのか黒字だったのかという、黒字であればどの程度の黒字であったのかということもまたお教えいただきたいと思いません。

保険課（泉 亜希課長）

はい。

委員長（河野隆子議員）

泉課長。

保険課（泉 亜希課長）

はい、確認してまいります。

委員長（河野隆子議員）

今、いいですか。

委員（是枝綾子議員）

まだ総括のときぐらいで分かれば、お教えいただけたら、そこで再質問があればそこで再質問させていただきます。

委員長（河野隆子議員）

泉課長、よろしいですか。総括のときに再質問で。

そしたら是枝委員、どうぞ。

委員（是枝綾子議員）

分かりました。この後期高齢者は忠岡町でどうこうできるという問題ではないという性格のものでありますから、今、大阪府の広域連合にね、後期高齢者の広域連合のほうでどうなってるんやということを知らなければ、この値上げだけが言われて、後期高齢者の方はそのまま払うと。国民健康保険と比べて後期高齢者は安くなるかと思ったけど、全然安くないと。変われへんというふうなね。やっぱり後期高齢者って、普通安くなるって思いますよね。料率見ても、所得割11.75%って、そんなん国保とあまり変われへんし、均等割もめっちゃめっちゃ高いですやん。5万、今度は7,172円。

ということで、限度額かかる方っていうのは、かなり所得がたくさんある方だと思いますけれども、限度額が60万から80万になったら、忠岡町のこの加入者でどのぐらい影響出るんだらうということもやっぱり見ておかないといけないという値上げだなと。限度額66万が80万というのは一気にね。これはちょっと大きいと思います。

ということで、ちょっとそういった影響額なんかもまたお教えいただきたいということで、これもできるだけもう保険料を引き下げてほしいという要望を、やはり大阪府のほうにですね、府がやっていますので、府にやっぱりぜひ言っていただきたいと思えます。よろしくをお願いします。

委員長（河野隆子議員）

泉課長、答弁をお願いします。

保険課（泉 亜希課長）

こちらのほうの保険者は広域連合になりますので、頂いた声というのは広域連合のほうに伝えさせていただきたいと思います。

委員（是枝綾子議員）

はい。

委員長（河野隆子議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

広域連合は議会がありますので、忠岡町の議長が議員に当たって行っているということもありますが、これはもう今後ね、この議員の選出の仕方ね、議長でない方が出ている議会もあるということなので、これはまた議会運営委員会等でまたちょっと相談したいと思いますが、広域連合議会でこの保険料を認められたので、今回こうやって出てきているということですので、そちらのほうでも議論ね、私たちもしていきたいと思います。

委員長（河野隆子議員）

他に、ご質疑ありませんか。

三宅委員。

委員（三宅良矢議員）

すみません。資料の2の賦課限度額80万、マックスいく方の控除後所得ってどれぐらいなのか、教えてもらえます。分かれへんやったら後でもいいですし、また教えてください。

委員長（河野隆子議員）

後ほどですか。

他に、ご質疑ありませんか。

（な し）

委員長（河野隆子議員）

では、ないようですので、質疑を終結いたします。以上で議案第16号から議案第18号までの各特別会計予算の審査についてを終結いたします。

委員長（河野隆子議員）

お昼からは下水道事業会計予算と、それから総括質疑もあると思います。総括質疑については費目ごとの質疑、審議が重複しないようにということと、あと大局的な観点からの質疑ということで、ぜひご協力お願いしたいと思います。

では、1時間取ったらいいですね。そしたら13時15分まで昼休憩に入ります。よろしく願いいたします。

(「午後0時11分」休憩)

委員長(河野隆子議員)

休憩前に引き続き審議を再開いたします。

(「午後1時15分」再開)

委員長(河野隆子議員)

次に、議案第19号 令和6年度忠岡町下水道事業会計予算について審査を行います。

令和6年度下水道事業会計予算概要説明資料について、担当課の説明を求めます。

土木課(橋本珍彦課長)

委員長。

委員長(河野隆子議員)

橋本課長。

土木課(橋本珍彦課長)

それでは、早速始めさせていただきます。ご配布しております土木課資料をご覧ください。

ここで申し訳ないですけど、1点だけ修正となります。一番最後のページなんですけれども、ページ数は6となっているんですけども、5ということをお願いいたします。申し訳ございません。

それでは、始めさせていただきます。

委員長(河野隆子議員)

どうぞ。

土木課(橋本珍彦課長)

1枚めくっていただきまして、1. 収益的収支予算比較表(3条予算)から順次説明をさせていただきます。左から予算科目、令和5年度予算、令和6年度予算、増減となります。金額は、消費税及び地方消費税を含んだ額となっております。

比較表の上段、事業収益、6年度予算7億9,867万9,000円、前年度比2,996万8,000円、3.6%減。主な要因は、下水道使用料及び雨水処理負担金の減によるものとなっております。

中段、事業費用、6年度予算7億5,591万3,000円、前年度比4,967万円、6.2%の減。主な要因は、営業費用において、ポンプ場費、減価償却費、及び資産減耗費がそれぞれ減したことによるものとなっております。

以上により、収益的収支差引額は4,276万6,000円、これが純利益ということで見込んでございます。

次のページをお願いします。2. 資本的収支予算比較表(4条予算)。上段、資本的収入、6年度予算4億7,413万1,000円、前年度比2,910万7,000円、

5. 8%減。主な要因は、下水道事業債及び資本平準化債の発行額が減少したことによるものとなっております。

中段、資本的支出、6年度予算8億7,361万円、前年度比3,695万9,000円、4.1%減。主な要因は、企業債の償還元金が減少したことによるものです。以上により、資本的収支差引額は3億9,947万9,000円の収支不足となっております。

次のページ、よろしくお願いたします。3. 予算の収支状況イメージ図。左側3条予算、右側4条予算となっております。先ほど、4条予算でご説明した資本的収支不足額3億9,947万9,000円につきましては、表の下側、黄色の枠に記載している補填財源を用いて措置しております。消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,250万円、損益勘定留保資金3億4,227万1,000円、減債積立金4,470万8,000円で措置をさせていただきます。

次のページをお願いいたします。令和6年度管渠整備費事業一覧、本年度は污水管を2か所に布設する予定となっております。現在実施している中央線、高月コミュニティセンター付近、11分区、污水管渠布設工事10工区と、北出2丁目13番地地内の污水管を予定しております。

次で最終ページになります。5. 忠岡雨水ポンプ場長寿命化工事概要、現在実施しております忠岡雨水ポンプ場の長寿命化工事の2期目となります。本事業は、国の社会資本整備総合交付金の下水道ストックマネジメント支援制度を活用し、国費対象事業として実施しております。令和5年度から令和6年度の2か年事業となっております。

工事の内容は、運転監視操作盤の更新、コンデンサ盤などの受変電設備、雨量計や風向計などの各種計測機器の改築更新工事となっております。令和5年度は、現場での調査や機器製作を実施し、令和6年度において雨水ポンプ場の機器の撤去、設置、現場での作業を行って完了することとなっております。

下水道事業会計の概要につきましては、説明のとおりとなります。ご審議のほどよろしくお願いをいたします。

委員長（河野隆子議員）

説明は、以上のとおりです。ご質疑をお受けいたします。

委員（是枝綾子議員）

委員長。

委員長（河野隆子議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

幾つかお聞きする前に、基本的なちょっと数字としてお聞きしておきたいのが、今年の1月1日に能登半島のほうでの地震が起きて、水道が止まってということもありますが、下水道もかなり打撃があつて、下水道をきちっと直さないと水道を流せない。污水があ

ふれかえるというか、漏水ならまだ上水なのでいいんですけど、污水管が破裂、破損して、そこから漏れてはいけないからということで、耐震化のことが問題になってくるかと思えます。

ということで、忠岡町の污水管ですね。雨水はちょっと別にして、污水管の耐震化率というのは、数字としては何%というふうに出るんでしょうか。その耐震化率がどうなっているのかということですが。

委員長（河野隆子議員）

橋本土木課長。

土木課（橋本珍彦課長）

耐震化率という数字は、明確には出てございません。ですけれども、うちのほうで令和20年度におきまして地盤調査を実施しております。その地盤調査の結果がどうなっているかといいますと、レベル2、震度7程度の地震までは耐え得るというふうな結果を頂いてございますので、それを考えると、今のところそこまでは大丈夫というか、一応耐えられるのかなというふうに考えてございます。

委員（是枝綾子議員）

はい。

委員長（河野隆子議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

耐震化率というのはないけれども、今、令和20年度と言ったけど、平成20年度ですね。平成の20年度の調査ということで、地盤の調査ということで、地盤の調査というのは、そこは液状化が起きるとか岩盤が硬い、弱い、いろいろそういう地盤の調査なのか、どういった調査なんんでしょうか。

委員長（河野隆子議員）

橋本課長。

土木課（橋本珍彦課長）

結局そうなんですけど、そこに引いてる污水管がもつのかもてへんのかというところに、結局そこにフォーカスしますんで、一応結果としてはもちますよというふうな結果を頂いてございます。

委員（是枝綾子議員）

委員長。

委員長（河野隆子議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

液状化しちゃうと土砂が流れちゃって、管だけになって浮いて、そこにまたさらなる地

震が来たときにというところのそういった問題もあるようなので、その震度7に耐え得る、1回来たら、またその匹敵するような地震も起きるということです、例えば液状化、浜のほうですね、ずっと海に近いところは液状化の問題はないのかというところまでは調査されてるのでしょうか。

委員長（河野隆子議員）

橋本課長。

土木課（橋本珍彦課長）

具体的に言いますと、臨海線から上が今言うたように大丈夫ですという一応答えを頂いておりまして、やっぱり下のほうになりますと液状化はあるんだろうなというふうには考えております。

委員（是枝綾子議員）

委員長。

委員長（河野隆子議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

それは、臨海線から下は水みらいセンターと言うんですかね、今、最終処分場ね、あそこ臨海線から下ですよ。そこからは忠岡町の管はないんですかね。あるのでしょうか。

委員長（河野隆子議員）

橋本課長。

土木課（橋本珍彦課長）

原則的に臨海線にもうちが布設した管はございます。

委員（是枝綾子議員）

すみません。

委員長（河野隆子議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

流域下水道にあとは流れていくから、忠岡町の管はそこから下はないのか、それとも忠岡町、直接水みらいセンターまで何かつながっているのか、その辺りをちょっと。それではないです、大丈夫ですとおっしゃるんやったらいいんですけど、どうなんでしょうか。

委員長（河野隆子議員）

橋本課長。

土木課（橋本珍彦課長）

流域の管は原則的には中央線にドンと入っております、そこにうちの枝管というのをつないでいくんですけれども、流域は流域できっと同じようにやっていますし、流域はかなり深いところにありますので、そこがどうなるかというのは、その結果は私は分からない

いんですけども、そのつないでいるうちの下水道管、忠岡町が整備した管につきましては、今言うたように臨海線から上のところでは、レベル2までは大丈夫ですという結果を頂いておるということでございます。

委員長（河野隆子議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

そしたら、臨海線から下、つないでるところについては、どうなんですか。

委員長（河野隆子議員）

橋本課長。

土木課（橋本珍彦課長）

レベル2は駄目ですけども、レベル1ぐらいやったら多分大丈夫やというふうに思っておりますけれども、今言うたように、当然今、議員おっしゃっていただいておりますように、大きな地震が出ると無傷というわけではないんです。このレベル2に耐えると言いましても、当然凸凹はするでしょうけれども、流せますよというレベルやというふうには認識してございます。それから、液状化でマンホールがちょっと路盤から浮くとかいうようなことは当然想定はされてるんですけども、使えますというレベルやと思っております。

委員（是枝綾子議員）

委員長。

委員長（河野隆子議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

そしたら、震度7ぐらいまでなら、忠岡町の住民が利用されるその範囲ですね、臨海道路から海のほうは一応人は住まないところですので、重工業地なので。ということで、大丈夫ですという答弁になるということですね。

委員長（河野隆子議員）

橋本課長。

土木課（橋本珍彦課長）

そのような結果を頂いておりますので、そういうふうに認識してございます。

委員長（河野隆子議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

分かりました。

あと、忠岡町の工事ですね、進捗状況というところで、水洗化率、供用開始がされての水洗化率、面整備の水洗化率、実際に接続を各ご家庭がされているという、そういう水洗

化率と何か呼び方がちょっと違うかと思うんですけども、それはそれぞれ何%まで行っているんでしょうか。

委員長（河野隆子議員）

橋本課長。

土木課（橋本珍彦課長）

面整備は97をいってございます。水洗化率は92を超えておるということでございます。

委員（是枝綾子議員）

分かりました。はい。

委員長（河野隆子議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

そしたら、この新年度ですね、令和6年度の下水道の工事、大きなところで2か所ですね。北出の私道の部分、そことあと忠岡中央線11分区の10工区のところということで、これをすればこの数字が何%に上がるのでしょうか。

委員長（河野隆子議員）

橋本課長。

土木課（橋本珍彦課長）

この工事をやったことによる数字の変化というのは、ほぼほぼございません。

委員（是枝綾子議員）

ないですか。委員長。

委員長（河野隆子議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

そしたら、水洗化の工事は一応、そんなにパーセント的には上がらないんだけど、中央線の11分区の分は令和7年度、あともう1年で終わるということで、そしたら中央線の11分区は終わりやけど、まだ先もあるんでしょうか。

委員長（河野隆子議員）

橋本課長。

土木課（橋本珍彦課長）

一旦そこで終わろうと思ってございまして、残りは、ずっと今まで答弁させていただいてるんですけども、内陸部というか中のほうの細かいところ、私道要望等々を埋めていきたいなというふうには考えてございます。

委員（是枝綾子議員）

委員長。

委員長（河野隆子議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

そしたら、広い通りに関しては令和7年度で大体終わって、そしてあと各ご家庭が接続できるという、そちらの水洗化率、92%、あと8%どうするかという、そのこのところにかかっていくということですね。その1つが、この北出の私道のところの分だということではありますが、こういった箇所というのは何か所もたくさん残っているんでしょうか。その8%、接続したいよと言っているのに接続できないというところが8%残っているということですね、数字的には。

委員長（河野隆子議員）

橋本課長。

土木課（橋本珍彦課長）

箇所的に何ぼ残っているかと、申し訳ございません、把握してございませんけれども、委員がおっしゃるように、パーセンテージで言うと残り3%ですね、残っているということでございます。

委員（是枝綾子議員）

こっちの面整備ですね、なるほど。そうですか。

委員長（河野隆子議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

そしたら、残り3%、97%ですね、供用開始できる区域が97%。残りあと3%の面整備は私道のところがほとんどだという、そういうことでよろしいでしょうか。

委員長（河野隆子議員）

橋本課長。

土木課（橋本珍彦課長）

全て私道とは言いませんけど、どうしてもやりやすいところから手をつけていきますので、例えば細い道とか、私道ではないんですけど細い道とかあると、後回しになりますんで、そういうところも含まれておりますんで、その辺はこれから進めていきたいというふうには考えてございます。

委員（是枝綾子議員）

委員長。

委員長（河野隆子議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

分かりました。忠岡町、財政的に厳しい期間が長かったので、下水道の工事というのは

かなり抑制をされて、2件ずつぐらいみたいな、そんな感じでされてるんですけども、一応こちらの収益的収支のほうでは4,276万6,000円の黒字で、あと起債の元利償還というものが6億何千万かずついつも返していて、6億7,600万ぐらいね、毎年そのぐらいずつ返しているということで、新たな起債の発行というのは少ないけれども、返済する分が多くなっていくということで、だんだんと償還残高も減ってきているということで、これ、忠岡町のこの下水道会計の問題は、一気に下水道を接続工事をかなり急激に進めたというところにあって、起債の残高が150億を一旦超えたときもね、議長、うなずいてますけど、古い方はね、めちゃめちゃすごいなという数字やったんですけども、かなりそれが償還が進んできて、平準化債とかいろいろ借りて、いろいろとしながらで、6年度末の減債額が、確認ですけど、残っている起債の残高が43億8,151万4,180円、この数字でいいんでしょうか。

委員長（河野隆子議員）

橋本課長。

土木課（橋本珍彦課長）

起債の残高でいいますと、予算書の19ページのところをお願いいたします。こちらのほうで、負債の部のところに企業債というふうな、固定負債と流動負債がございますので、ここを足すと、今議員がおっしゃっていただいたのは多分この数字と思うんですけど、43億8,151万4,000円、これが6年度末の残高ということになります。

委員（是枝綾子議員）

はい。

委員長（河野隆子議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

43億まで減ってきたということで、この状況というのは、忠岡町のこの下水道会計の規模から見ると、まだまだたくさん残っていると見るのか、それとも、まあ普通このぐらいでしょうというものなのか、ちょっとこの負債というか起債残高をどう見たらいいのかというふうに言うと、どういうふうに判断されますでしょうか。

委員長（河野隆子議員）

橋本課長。

土木課（橋本珍彦課長）

起債残高について考えるというか、借入金と減価償却というのが対になって出てくるんです、企業会計の場合。うちの忠岡町下水道事業の問題点としましては、起債の元金償還のほうが減価償却費を上回っておりますので、この状況は非常によろしくないのかなというふうに考えてございます。通常、減価償却費と起債元金がバランスが取れば一番安定した企業会計の運営ができるのかなと考えておりまして、あとしばらくこの状況が続くも

のと考えてございますので、これからは減価償却と元金がうまくバランスできる、もしくは若干崩れたとしても十分見通しの立つような運営をしていきたいなと考えてございます。

委員（是枝綾子議員）

はい。

委員長（河野隆子議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

分かりました。その減価償却費とのバランスというのを今後どのようにとっていくというふうに、どのような方法でそれをバランス良くしていくかという、どのようにされていくんですか、今後。

委員長（河野隆子議員）

橋本課長。

土木課（橋本珍彦課長）

原則的に減価償却費というのは耐用年数で除していくんです。大体、下水道収支の場合50年で、起債の場合、最長30年ということになりまして、どうしても20年ギャップというのが出てくるんですけども、この20年ギャップを埋めるために、先ほど議員がおっしゃっていただいたように、できるだけバランス良く一気に固めて事業をするのではなくて、できるだけ平準的にというんですかね、をやっていききたいなというふうには考えておるところでございます。

委員長（河野隆子議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

分かりました。そしたら、忠岡町の下水管の問題は、耐震化のほうは大丈夫やけれども、老朽管が今後一気に出てくるというところの問題が大きい感じですかね、そしたら。20年のギャップという、耐用年数のところもあるんでしょうけど、今後そのことのほうが耐震化ということよりも、そちらのほうの問題になってくるということでしょうか。

委員長（河野隆子議員）

橋本課長。

土木課（橋本珍彦課長）

委員おっしゃっていただいたように、これから今まで一気にやった部分が当然一気に出てくるんですけども、原則的に耐用年数イコールすぐ使えないのかということでもないの、その辺は実際見ながらというんですか、だからここからができるだけ平準化していききたいな、ならしていききたいというふうなところだと考えてございますので、よろしく願いいたします。

委員（是枝綾子議員）

分かりました。

委員長（河野隆子議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

ありがとうございます。そしたら、あとですね、下水道会計のちょっと中身の1か所と、あと下水道料金のことについてちょっとお尋ねしたいんですけども、27ページの収益的支出のところの委託料に関してなんですけど、ここの施設点検業務という41万8,000円、税込みの委託料についてです。これはずっと令和2年は130万7,000円、令和3年は206万2,000円、ところが令和4年は33万円、そして令和5年度は41万8,000円ということで、かなりちょっとばらつきもあるんですけども、これは施設点検業務というのは、何の点検なのかということと、この令和4年度と5年度がその前と比べて減っているのはなぜなのかという、その点についてお聞きしたいんですけど。

委員長（河野隆子議員）

橋本課長。

土木課（橋本珍彦課長）

令和6年度、今年度のこの41万8,000円というのは、だんじりをするときの曳行コースのマンホール蓋を交換するための費用ということで計上させていただいております。令和5年度も多分一緒やったと思います。で、その前が高かったのは、ちょっと確認させていただきます。今、具体的な答えというのは持ってございませんので、ちょっと確認させていただきます。

委員（是枝綾子議員）

委員長。

委員長（河野隆子議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

この施設点検業務はもう決まっていて、だんじりの曳行コースのマンホールの交換と。令和4年度、5年度もそうだとということですか。今年度だけがこれで、毎年違うものでしょうか。この施設点検業務というのは。

委員長（河野隆子議員）

橋本課長。

土木課（橋本珍彦課長）

すみません、6年度は今言ったようにそれなんですけど、5年度はひょっとしたらほかのにも含まれていた、それ以降は含まれていたかもしれません。申し訳ないです。ちょっと

確認させていただきます。

委員（是枝綾子議員）

すみません、じゃあ後でね。

委員長（河野隆子議員）

総括のときに。

委員（是枝綾子議員）

よろしくお願いします。はい。

委員長（河野隆子議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

あと、下水道料金のことについてですけれども、下水道料金、収益的収支は黒字であるということであるので、水道料金の値上げということは今年度はないということなんですけれども、忠岡町の水道料金、かなり高いとお聞きしておりますが、大阪府下でいうと高いほうだと以前聞いておったんですけれども、今現在はこの忠岡町の水道料金、大体何位ぐらいになってるのでしょうか。

委員長（河野隆子議員）

橋本課長。

土木課（橋本珍彦課長）

今、手元にある資料が4年度決算の資料になるんですけども、月20立米使うところでは15位というふうになってございます。

委員（是枝綾子議員）

委員長。

委員長（河野隆子議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

市町村ハンドブックか何かに載ってる数字ですかね、今の。すみません。でもないですか。

委員長（河野隆子議員）

橋本課長。

土木課（橋本珍彦課長）

これはいつも泉佐野市さんが全部の団体をまとめてくださって、その資料を提供していただきますので、それから引用させていただいてございます。

委員（是枝綾子議員）

委員長。

委員長（河野隆子議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

20立米というのが平均的なご家庭のところだと思うんですけども、府下で15位という安くはないですね。安くはないというところで、水道料金は高いのでね、一緒に徴収されるので、さらに高いという実感があるんですが、水道料金をもう少し、黒字分を使って、また水道会計で基金ってありましたか。ないですね。けど、お金は幾らか留保されている分があるのか、ちょっとその水道料金引き下げは可能ではないかと思いますが、いかがでしょうか。

委員長（河野隆子議員）

橋本課長。

土木課（橋本珍彦課長）

料金等々の改正等につきましては、今、議員がおっしゃっていただいておりますように、後年度の事業で改修工事等々が控えておりますので、そこはちょっと慎重に見極めたいと思っておるんですけども、これから少し収支計画というのを立てて、どういうふうになっていくのかというのをちょっと注視しながら考えていきたいと思っておりますので、よろしく願いをいたします。

委員（是枝綾子議員）

はい。

委員長（河野隆子議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

今後の改修工事の計画というのはまだこれからということで、まだこうこうこういう計画ですというものはあるわけではないと。だから、まだ今ちょっとできないけど、でも工事せなあかんから引下げはできませんという、そういうお話なんですね。

委員長（河野隆子議員）

橋本課長。

土木課（橋本珍彦課長）

今、議員おっしゃっていただいたように、うち、企業会計してからまだ日がそうそうたっておりませんので、ほんまにこの数字をベースにして考えていくときに、基礎資料もちょっと少ないんです。だから、この辺ちょっと時間を頂きまして、ここからもう1回、それで後年度に控えてる事業を洗い出しまして、今言うたように過去にぎょうさんやったというのは皆十分理解してるんですけど、その波がいつ来るとか、それを今言うたように、どれだけ言うたら先に引き延ばせるのかというのもちょっと加味していきたいと思っておりますので、いましばらくお時間を頂けたらありがたいと思っております。

委員（是枝綾子議員）

委員長。

委員長（河野隆子議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

今後ちょっとね、工事の予定がたくさんあるであろうということなので、この黒字を使っての引下げというのはちょっと難しいかもしれないということであれば、一般会計から企業会計に入れてというふうなことがなかなかちょっと難しいかもしれないけれども、企業会計の性格上ね。そういった水道料金を引き下げる、15位というのはやっぱり高いですね。43あるうちの15やから、上位4分の1ぐらいには入っているような感じですので、やはりもう少し引き下げていくということを考えていただきたいと思いますが、一般会計からの様々ないろんな方法で引き下げるというお考えはないでしょうか。

委員長（河野隆子議員）

橋本課長。

土木課（橋本珍彦課長）

せっかく企業会計しておりますので、企業会計の理念からいうと、一般会計からの繰入れをもらうということは原則的には考えていないということでございます。

委員長（河野隆子議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

だから、難しいだろうけれども、いろんな方法で還元をしていく、少しでもということで、引下げ。やはり物価高騰対策としては、物を、給付金を出すとかいうふうなことということも大事けれども、徴収する、公共料金を引き下げるという、そういう方法ということもあるかと思えます。で、水道料金については補助という形で忠岡町ね、出して、基本料金を全世帯に免除したということもありましたし、コロナ対策でしたか、物価高騰、どっちやったか、2回したと思うんですけれども、そのときには下水道はしてなかったので、やはり下水道料金もすべきだなと思いましたが、いろんな方法で形で一般会計から下水道料金の、基本料金結構高いので、忠岡ね。基本料金のところに少し手当てをしていくという考えはございませんでしょうか。それは一般会計の側のほうからでないと、受けるほうの企業会計の方に一般会計から入れるという話はないので、これは町長にお聞きしたいんですけれども、町長、いかがでしょうか。

委員長（河野隆子議員）

杉原町長。高い下水道料金の引下げに一般会計から繰入れと、そういった検討はできませんでしょうかという質問ですが。

町長（杉原健士町長）

いろいろと工夫できるところは工夫しながらということですが、できることなら

ね、また担当課といろいろ調査研究してまいります。

委員（是枝綾子議員）

よろしくをお願いします。

委員長（河野隆子議員）

よろしいですか。他にご質疑ありませんか。議長。

議長（北村 孝議員）

ちょっと気になったんですけど、下水道事業に絡んで、是枝さんの質問、水道料金の一般会計の云々、ちょっと話があったんですけど、最終的には下水道の使用料の減免みたいな話もあって、その辺の質問、ちょっといかがなものかなど。

委員長（河野隆子議員）

でも、住民さん払うとき、同じにね。

議長（北村 孝議員）

いやいや、そうやけど、これは下水道事業のあれでしょう。予算なんで。

委員（是枝綾子議員）

下水道料金の引下げのために入れてと言うてるんですけど。

議長（北村 孝議員）

その前に水道料金も何か。

委員（是枝綾子議員）

以前したから、下水道料金、そのときしてくれなかったから、だから下水道もしてよということですね。

議長（北村 孝議員）

だから、水道は水道でそういう機関があるので、忠岡からも松井議員が行ってやってくれてますので、それはちょっとあまり詰めてやられるとどうかなど、ちょっと気になったもので。うまくしてはるなということは分かるんですけど、ちょっと気になったので。

委員長（河野隆子議員）

私の感覚では、そんな詰めてやっていらっしゃるとは思いませんので。

議長（北村 孝議員）

いやいや、詰めてというか、私にはちょっとそこまで触れることはいかがなものかなどちょっと気になったので。

委員長（河野隆子議員）

いいですか、何か是枝さん、もし。よろしいか。

委員（是枝綾子議員）

発言の機会を与えていただいているんですね。

委員長（河野隆子議員）

はい、どうぞ、是枝議員。

委員（是枝綾子議員）

水道料金のことそのものを聞いているというわけではなく、上下水道料金ってセットで集金してますよね。だから、そのとき。

議長（北村 孝議員）

水道料金の云々、一般会計もその下水道料金の使用料に絡んで、前にそういうお話をされてましたでしょう。うまくやっってはるなというのは分かるんですけど、ちょっといかなものかなという

委員長（河野隆子議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

私の発言の時間ということなので、私は水道料金そのもののことを聞いているのではなく、下水道料金も引き下げてほしいということで、一般会計から、企業会計やからね、なかなか方法的には研究が要るだろうけども、していただきたいということで質問したということで、水道会計そのものの何かを言っているわけではございません。

議長（北村 孝議員）

はい、了解。

委員長（河野隆子議員）

他にご質疑ありませんか。

（な し）

委員長（河野隆子議員）

ないようですので、議案第19号 令和6年度下水道事業会計予算について、質疑を終結いたします。

以上で、各会計予算の審査が終了いたしました。

次に、総括質疑に入りますが、その前に議事の都合で暫時休憩したいと思います。

（「午後1時50分」休憩）

委員長（河野隆子議員）

休憩前に引き続き会議を再開いたします。

（「午後2時10分」再開）

委員長（河野隆子議員）

総括質疑に入ります。ご質疑ありませんでしょうか。前川委員。

委員（前川和也議員）

総括というところなので、大きな観点で質問したいなというふうに思います。

私からはですね、この年度末で危機管理課がなくなりますけども、新しい4月から新設

の自治防災課とか消防本部とか含めた危機管理ということについて、総括的に伺いたいというふうに思います。

災害とかこういう危機管理には想定外のものがつきものでありまして、昨年的一般質問でもさせていただいたことに関連するんですけども、地震とか津波とか台風というような災害対策については、今年度でなくなります危機管理課がこの3年間の間に各種マニュアルの策定とか改定に取り組んで、対策に取り組んでこられて、新年度から発展的解消とでも言うんでしょうかね、自治防災課に生まれ変わっても取り組んでいくというところで、ここから質問なんですけども、こういうような災害だけではなくて、全庁的に取り組まなアカンというところの国民保護について、全庁的にどう取り組んでいくのかというところ。これも1部局だけではなくてですね、消防も含めて全庁的に取り組むことでありますので、この総括質疑の場にてお尋ねいたします。

町長公室（立花武彦公室長）

委員長。

委員長（河野隆子議員）

立花公室長。

町長公室（立花武彦公室長）

弾道ミサイル発射時の情報伝達及び行動については、ホームページまた広報紙に啓発するなどやってるところなんですけども、訓練の実施についてはちょっとまだできていないというところがございます。

昨年11月に近隣市で実施された防災訓練では、弾道ミサイル発射時の情報伝達及び行動について、住民参加型の訓練を実施されまして、本町職員も見学、参加をさせていただきました。状況にもよりますが、情報伝達や避難誘導に関しては危機管理部門だけではなく、消防も含めまして全職員で対応する必要があるというふうに考えております。

今後、近隣で行われる訓練の実施状況を参考にしながら、今後取組を進めてまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

委員長（河野隆子議員）

森下消防長。

消防本部（森下孝之消防長）

ただいま公室長からの答弁にもありましたが、消防といたしましても役場と協働して取り組んでまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

委員長（河野隆子議員）

もうないですか、答弁。前川委員、どうぞ。

委員（前川和也議員）

どうもこういう災害、今年はほんとに1日から能登半島の地震もありましたけども、どうも災害というと災害ばかりに目が向きがちなんですけども、危機管理にはこういう国民

保護も含まれるということで、全庁的に取り組んでいただきたいなというふうに思いまして、それに関連してですね、役場としてそういうような緊急事態のときには、応急業務と優先度の高い通常業務の実施体制を整えることを目的として、BCPの計画が策定されております。令和3年の8月に改定がなされたかと思えますけれども、今後はこの計画を検証するための訓練などを実施し、計画の実効性の確保と向上に努めてまいりますということがホームページでも掲げられておりますけれども、改定されてから2年以上がたつというところで、その検証についてでありますとか、あと盲点というか、このBCP計画で漏れてるんじゃないだろうかというところで、例えば非常時の電源とかね。電源の確保というのはよくお話しされてるんですけども、電源の確保と併せてインターネット回線があるのか、あと職員さんのですね、そういう災害対応に当たる職員さんの食料とか水という、そこにまで確保されているのかどうか、この点をちょっと教えていただけますでしょうか。

町長公室（立花武彦公室長）

委員長。

委員長（河野隆子議員）

立花公室長。

町長公室（立花武彦公室長）

電源の確保については、従前から言われてるんですけども、なかなかそこまでは解消できていないというところがございます。あと、インターネットとか回線のほうですけども、町の情報とかの分については、大阪の防災無線を通じて報告はしているところがございます。それ以外の回線については有していないというところがございます。

あと、職員の食料とか水については、これもちょっとできていないというところがございます。住民さんを優先しまして、状況に応じて職員も利用する方針で考えているところがございます。ただ、台風で参集した場合には、各自職員が食料を持参して参集しているところがございます。

以上でございます。

委員長（河野隆子議員）

前川委員。

委員（前川和也議員）

BCPの検証は。

町長公室（立花武彦公室長）

委員長。

委員長（河野隆子議員）

立花公室長。

町長公室（立花武彦公室長）

昨年7月に職員を対象とした災害対応に関する説明会の中で、タイムラインに基づくグ

ループワークを実施しましたが、特段BCPに特化した説明や訓練は実施できてないというところがございます。

BCPにおける取り組むべき課題は認識しておりますので、現状、その解消に向けて取り組んでまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

委員長（河野隆子議員）

前川委員。

委員（前川和也議員）

ほんとにいつ何が起こってくるか分からないというのがこの危機ですので、よりリアルな、そういうような訓練でありますとかシミュレーションを新年度、6年度はやっていただきたいなというふうに思います。

そのBCP計画について関連してなんですけども、これも最悪の事態やと思うんですけども、このここですね、この役場の本庁舎が被災した際の代替庁舎は消防本部、文化会館というふうに規定されておりますけども、例えば代替業務を想定して消防本部庁舎においてレイアウトとか、そういうようなイメージを働かせて、そこまでの訓練は行ったことがあるかどうか。今の答弁ですと、BCP計画に基づいてはまだそこまでは至っていないということでしたんですけども、イメージだけのレイアウトとか、実際の本部が移設した場合のイメージとか、そういうところまでも行っているのかどうか、いないのかどうか、教えていただけますでしょうか。

町長公室（立花武彦公室長）

委員長。

委員長（河野隆子議員）

立花公室長。

町長公室（立花武彦公室長）

現時点、どちらの施設においてもできていないというのが現状でございます。今後、課題の1つとして考えておりますので、今後検討してまいりたいと思います。よろしくお願いいたします。

委員長（河野隆子議員）

前川委員。

委員（前川和也議員）

ぜひね、新年度していただけたらなというふうに思いまして、その代替本部となる消防庁舎は、消防装備品と同じくらい非常に大事なかなというふうに思っています。本町の本当に重要なインフラであるかなというふうに思っています。その新年度の予算案に工事請負費が計上されて、本来であれば昨年に行うはずであった改良工事が新6年度に行われるということですけども、さきのこの予算委員会の答弁では、工事請負費の範囲内に収まるように再設計を行うということでした。

で、危機管理の話、私、しております。この危機管理上の想定外に結びつけるものではないんですけども、ここ最近のほんとに物価高、物価高騰というのは、社会のあらゆる部分において想定外のことをもたらし続けております。本当にこの工事請負費の範囲内で再設計なされたものが上がってくるのかどうかということにおいて、本当に想定外のこともあるかもしれません。補正予算の計上もひょっとしたら可能性としてもあるかもしれないという中、ほんとにこの工事請負費の範囲内で再設計が収まるのかどうかということについて、本当に言い切れるのか、ご答弁をお願いしたいと思います。要検討すべきじゃないのかなというふうに思ってます。どうでしょうか。

消防総務課（森田憲久課長）

委員長。

委員長（河野隆子議員）

森田課長。

消防総務課（森田憲久課長）

消防におきましては、予算内に収まるよう検討いたしますが、それでもなお物価高騰などの影響により予算の範囲内に収まることができなかった場合には補正をお願いすることもございますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

委員長（河野隆子議員）

前川委員。

委員（前川和也議員）

ほんとに想定外というのは起こり得る可能性は十分にあるなと思ってます。その場合は、6月議会とか、そういうふうな感じになるんでしょうけども、確定した段階で早いうちに我々この議会のほうにも適宜ご説明いただけたらなというふうに思ってます。消防庁舎を改良することについては皆さんご理解いただけたらと思いますので、より一層丁寧にご説明していただきますように求めたいと思います。

委員長（河野隆子議員）

答弁をお願いします。

消防総務課（森田憲久課長）

委員長。

委員長（河野隆子議員）

森田課長。

消防総務課（森田憲久課長）

議員おっしゃるように、そのようにさせていただきたいと思います。

委員長（河野隆子議員）

よろしいですか。どうぞ、前川委員。

委員（前川和也議員）

もう私の総括はこの1点で、以上です。

委員長（河野隆子議員）

他にご質疑ありませんか。小島副委員長。

委員（小島みゆき議員）

保育士の件でちょっとお尋ねしたいんですけども、保育士の応援給付事業というのがあったんですけども、その中でこれは民間のこども園で継続して勤務する方の保育士さんというふうに出てるんですけど、これは民間ということで、東のこども園ではないんでしょうか。

委員長（河野隆子議員）

森野課長。

教育みらい課（森野英三課長）

公立の町立のこども園につきましては、この応援給付金という制度はございません。産休、育休職員の代替職員を年度当初から、その育休期間のみでなく年度当初から配置するというところの予算措置というところで、そのような形を検討しておりますので、よろしくお願いたします。

委員（小島みゆき議員）

委員長。

委員長（河野隆子議員）

小島副委員長。

委員（小島みゆき議員）

そしたら、東のこども園はしないということになってるということなんですが、保育士さんも今足りない状況で、産休とかでされるということですけども、その東の保育士さんもしようというふうにはならないんでしょうか。

教育みらい課（森野英三課長）

委員長。

委員長（河野隆子議員）

森野課長。

教育みらい課（森野英三課長）

このような応援給付金という形のものが、公立の会計年度任用職員に適用というのがちょっと事例がございませんでして、このような形をとらせていただいておりますので、よろしくお願いたします。

委員長（河野隆子議員）

小島副委員長。

委員（小島みゆき議員）

今、国のほうでは保育士の質向上として職員の配置基準の見直しをしていて、4歳から

5歳児では24年度に子ども30人に保育士1人から、25人に1人に改善されていくんですけども、そういうことを考えてどういうふうにその制度とか、いろんなことをお考えでしょうか。

教育みらい課（森野英三課長）

委員長。

委員長（河野隆子議員）

森野課長。

教育みらい課（森野英三課長）

委員お示しのとおり、令和6年度から配置基準は見直しをされます。ただ、経過措置がございまして、すぐにそのような配置基準を満たさないといけないということにはなってはおりません。当面の間は今の状況のままでよいとはなっておりますが、職員の配置のほうに関しましても、現在、会計年度任用職員の募集であったりとか、ちょっと派遣の業務委託等々も視野に入れて人材確保には努めておりますので、引き続きやってまいりたいと考えております。よろしく願いいたします。

委員長（河野隆子議員）

小島副委員長。

委員（小島みゆき議員）

一応募集とかずっとかけていただいているけど、なかなか厳しいという状況も聞いてますし、また子ども誰でも通園制度も、またそれも移行されていくということで、ほんとに保育士さんの確保が厳しいと思うんですが、経過措置とかいろいろあるからではなく、もっと真剣にしっかりと、やってはいただいていると思いますが、さらに力を入れてやっていただきたいと思いますので、よろしく願いします。答弁お願いします。

委員長（河野隆子議員）

答弁お願いいたします。

教育みらい課（森野英三課長）

委員長。

委員長（河野隆子議員）

森野課長。

教育みらい課（森野英三課長）

引き続き頑張ってまいりますので、よろしく願いいたします。

委員長（河野隆子議員）

よろしいですか。

他にご質疑ありませんか。今奈良委員。

委員（今奈良幸子議員）

では、1点だけお伺いします。出産と子育ての相談支援についてです。伴走型相談支援

をされている状態で、子育て支援センターにも子どもを産んでから行かれると思うんですけども、そのもし相談とかで悩み事とかの共有というのはどういう形で進んでいく感じなのでしょうか、教えてください。

健康こども課（谷野彰俊課長）

委員長。

委員長（河野隆子議員）

谷野課長。

健康こども課（谷野彰俊課長）

この伴走型相談支援につきましては、子育て支援センターも相談業務というのは請け負っていますので、またその辺、保育所のほうとまた改めて再度お話しさせていただいた上で情報共有しながら相談業務に乗っていききたいなというふうに考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

委員長（河野隆子議員）

今奈良委員。

委員（今奈良幸子議員）

今のところ、そんな共有とかまだされてない感じですか。あと、民間のとももあるので、その何か情報交換とかもする感じで考えてらっしゃいますか。

健康こども課（谷野彰俊課長）

委員長。

委員長（河野隆子議員）

谷野課長。

健康こども課（谷野彰俊課長）

子育て支援センターの職員さんにつきましては、こちらの乳児健診の業務におきましてもそれぞれの3園のほうから先生方に来ていただいて、保健師も一緒に新センターの説明も活用とかにつきましてもお知らせさせてもらっているという部分もございますので、また今後、密に連携を取りながらやっていきたいなと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

委員長（河野隆子議員）

今奈良委員。

委員（今奈良幸子議員）

ありがとうございます。しっかり連携をして、子育てしやすいまちであってほしいと思います。

以上です。

委員長（河野隆子議員）

他にご質疑ありませんか。三宅委員。

委員（三宅良矢議員）

数点、質問させていただきます。

まずは、DXにおける人材育成について質問させていただきます。国とかからいろんなシステムとか、いろんなことをばんばん入れて、毎年毎年何かいろいろなこういうことを入れます、こういうことを更新していきまして、かなりの予算が割かれている中で、正直僕らから、私個人的なレベルなんですけど、見ても、一体これがどんな機能なのか全く分からない状況で、ただ今後こういうようなものは国からしろ社会的要請からしろ増えていくとは思いますが、若手の職員さんの育成というのも兼ねて、最近では企業から、要はその職場に直接派遣してもらって、OJTですね、オン・ザ・ジョブ・トレーニングの視点で手法育成を取り入れているところもあると聞きますし、企業などももうなかなか自分ところの職員を外にまで出して学ばすよりも自分ところでのいうのが増えてるので、本町としても今後の時代を見据えて若い職員さんのそういうようなところに立つ職員さんには、企業からのそういうような派遣教育みたいな、来てもらって受ける教育などを取り入れていったらいいと思うんですけど、その部分についてどのようにお考えでしょうか。

町長公室（明松隆雄次長兼企画人権課長）

委員長。

委員長（河野隆子議員）

明松次長。

町長公室（明松隆雄次長兼企画人権課長）

アプリの作成、開発やシステム保守につきましては、本町職員でできる部分は限られたところでありまして、一般の汎用とは異なる部分、例えば住民情報系に関わる場所などかなり専門的な技術といいますか、そういう習得も要するところでもあります。また、本町のような職員数の小規模自治体では、専任という形でなかなか配置が難しく、そのような中、議会でもございましたが、今回は大阪府の共同事業に手を挙げさせていただいており、職員の育成分野について取り組んでいく予定です。来られるデジタル人材の方は、民間企業で最先端のDXで活躍されている方々でございます。府内でも今回、10自治体以上が利用予定でありまして、それらの自治体とも連携しながら情報共有を図っていきたいと考えております。

併せて、様々な専門研修についても引き続き参加し、人的なつながりや技術の習得にも取り組んでまいりたいと考えてございます。よろしく願いいたします。

委員長（河野隆子議員）

三宅委員。

委員（三宅良矢議員）

僕が言うてるのは、あくまで現場に入ってもらって、その場で教育と一緒に、要はその

状況も知ってもらった上で、そこで指導いただくということはすごく有効かなと強く思っているところなんです、その部分についてのご見識はいかがでしょうか。

町長公室（明松隆雄次長兼企画人権課長）

委員長。

委員長（河野隆子議員）

明松次長。

町長公室（明松隆雄次長兼企画人権課長）

今回は府の共同事業ということでさせていただきますが、将来的に職員の人数の件もございますので、研究という形で進んでいくことになろうかなと考えてございますので、よろしく願いいたします。

委員（三宅良矢議員）

はい。

委員長（河野隆子議員）

三宅委員。

委員（三宅良矢議員）

分かりました。また今後、引き続き伝えさせていただきます。

続きまして、何度かこれまで予算、決算、一般質問でも聞いてきたんですけど、僕が一番気がかりなのは、どうしても浸水地域、特に駅から下側ですよね。なかなか住民さんが密集する地域で、頑丈で避難できる建物がなかなか少ないというのはご認識いただいていると思うんです。その中で、ピープルさんですね、初めできるときに、うちの建物は頑丈に、しかもあの辺でいくと一番高いから避難場所にもというような声で、僕らそういうことも聞いた中で、ピープルさんの民営化等に関して推進してきたんやとは思ってはいますが、前回、手引書作成段階であると決算のときにお答えいただいていたんですけど、今の現状と、できるだけそういう、あそこを活用できないかということなんです、いかがお考えでしょうか。

危機管理課（小倉由紀夫課長）

委員長。

委員長（河野隆子議員）

小倉課長。

危機管理課（小倉由紀夫課長）

ピープルチャイルドスクールの屋上に避難するためのマニュアルの作成については、現在、準備中でございます。

委員長（河野隆子議員）

三宅委員。

委員（三宅良矢議員）

じゃあ、令和6年度以内には運用ができるということで見通しといてもいいですか。

危機管理課（小倉由紀夫課長）

委員長。

委員長（河野隆子議員）

小倉課長。

危機管理課（小倉由紀夫課長）

マニュアルについては、先ほどもお答えさせていただきましたけども、準備しておるところでございます。

あと、実際に鍵を開けるとか、そういうふうな問題も出てまいりますので、その辺についてはまた引き続き検討していかなければならないのかなというふうに考えているところでございます。

委員（三宅良矢議員）

はい。

委員長（河野隆子議員）

三宅委員。

委員（三宅良矢議員）

今、手引書を作成しています。でも、それは鍵のことについては書いていませんということですか。

危機管理課（小倉由紀夫課長）

委員長。

委員長（河野隆子議員）

小倉課長。

危機管理課（小倉由紀夫課長）

実際の有事の際に、私ども職員のほうが鍵を開けに行くことは、例えば勤務時間中であればできるかと思うんですけども、やはり土・日、夜間等のことも考えておかなければならないんで、その辺りに一体誰が鍵を開けるのかというところについては、調整が必要というふうに考えているところでございます。

委員（三宅良矢議員）

委員長。

委員長（河野隆子議員）

三宅委員。

委員（三宅良矢議員）

でも、一番必要なのは夜間とかですよ。土・日・祝、日を選んで、1月1日に今回、能登でも地震来ましたし、言い方は悪いですけど、目の前にあんな頑丈な建物で、逃げる場所があるのに、そこに逃げ切れず、その周りで洪水来て、小さい子から足の悪い年寄り

まで亡くなってましたっていうようなことを、みすみす放置しておくというのは、僕は違うなと思って、僕が例えば所有者やとしたら、そういう活用の運用やったらばんばんやっ
てくださいとなるかなと普通やったら思うと思うんですよ。そこを一步引きながら、それ
もまたこの次の検討ですっていうのは僕は違うと思ってるんですが、それはセットで。変
な話、だってじゃあ、ある程度分散管理してもらって、その鍵で悪さするという前提で考
えてくるのも、これも変な話やと思うんで、そこは至急やるべきことで、ほんまにこれ何
回言わせてもらってるんですかっていうぐらいの気持ちなんですよね。それさえもできな
いんですねって僕は思うんですけど、どうなんですか。

危機管理課（小倉由紀夫課長）

委員長。

委員長（河野隆子議員）

小倉課長。

危機管理課（小倉由紀夫課長）

マニュアルのほうは作成はさせていただいてます。あとですね、実際に鍵を開ける人間
が誰なのかというところについて協議が必要というふうなお答えをさせていただいており
ますので、ご理解のほうよろしくお願いいたします。

委員長（河野隆子議員）

三宅委員。

委員（三宅良矢議員）

その鍵を開ける人の協議はもう今年度中にやってもらえませんか、6年度中には。

危機管理課（小倉由紀夫課長）

委員長。

委員長（河野隆子議員）

小倉課長。

危機管理課（小倉由紀夫課長）

相手さんのある話ですんで、取組は進めようと思いますが、具体的にいつまでに確実に
できるというお約束はちょっとこの場ではいたしかねます。

委員長（河野隆子議員）

三宅委員。

委員（三宅良矢議員）

でも、あそこの土地は忠岡が無償で貸してるんですよ。向こうが拒否する理由は僕はない
と思ってます。

委員長（河野隆子議員）

小倉課長。

危機管理課（小倉由紀夫課長）

チャイルドスクールが拒否してるわけではございませんので、そのところをご理解いただきたいと思います。

委員長（河野隆子議員）

三宅委員。

委員（三宅良矢議員）

だから、進めてくださいと言うんですよ。令和6年度中に、協議なんか。

危機管理課（小倉由紀夫課長）

委員長。

委員長（河野隆子議員）

小倉課長。

危機管理課（小倉由紀夫課長）

同じお答えになるかと思いますが、実際有事の際、土・日、夜間とか、開けてくれる方がいらっしゃるのであれば、鍵のほうはお渡しさせていただきたいというふうに考えてるところでございますので、ご理解のほうよろしくお願いいたします。

委員（三宅良矢議員）

委員長。

委員長（河野隆子議員）

三宅委員。

委員（三宅良矢議員）

よろしく申し上げます。

続きまして、災害協定のことにつきまして、松井議員も3月のときにその災害協定のことについて触れられて、僕もそれで、ああそうか、どこと協定結んでるのかなってネットで検索しても、羽村市以外に出てきたり、検索に引っかかったりしないんです。で、忠岡町は一体今、何市と協定を結んでるのかというのをここで答えていただくのと、この防災協定を結んでるということをアピールは基本しないものなんですかね。

危機管理課（小倉由紀夫課長）

委員長。

委員長（河野隆子議員）

小倉課長。

危機管理課（小倉由紀夫課長）

協定の締結一覧につきましては、地域防災計画に掲載しております、これはインターネットでも忠岡町のホームページからも見ていただくことは可能となっておりますが、また新たに各種協定を締結した際は、町広報紙にも掲載はしているところでございます。

先ほど羽村市のことをお尋ねいただきましたが、他の自治体との災害時の応援協定、例えばかつてのミニサミットの構成団体である東京都羽村市は災害時の応援協定を締結させ

ていただいておりますけども、これ、地域防災計画にも掲載させていただいておりますが、正しくは東京都羽村市等でございます。この「等」、いわゆる他の構成団体でございますけども、例えば神奈川県の実鶴町、愛知県の清須市、京都府の大山崎町、兵庫県の播磨町、大阪府の田尻町ということでございますけども、これについては地域防災計画、インターネットのほうに掲載させてもらってるところですけども、修正のほうをさせていただきますので、ご理解のほうよろしくお願いたします。

委員長（河野隆子議員）

三宅委員。

委員（三宅良矢議員）

そうですね、僕も初めて、初めてというか、そこは意識として抜けてたんで、こちらとしても悪いかと思うんですが、検索しても協定してるまちが全然、1市町村しか引っかけられないというのは、やっぱりそれが忠岡町の防災に関する姿勢の表れかなとちょっと取られかねないんで、そういったことは徹底してPRできるところから進めていっていただきたいと思うんですけど、大丈夫でしょうか、今後。

委員長（河野隆子議員）

小倉課長。

危機管理課（小倉由紀夫課長）

先ほどもお答えさしていただきましたけども、修正しなければならない点は修正のほうさせていただきますというふうに考えております。

委員（三宅良矢議員）

はい。

委員長（河野隆子議員）

三宅委員。

委員（三宅良矢議員）

よろしくお願いたします。

最後なんですけど、これ、去年も僕のほうもまた質問させてもらったことなんですけど、いじめ調査委員会の委員の選定枠についてちょっと質問させていただきます。いじめの事件が起こったら、事案が立ち上がれば、いじめの調査委員会が立ち上がりますと。そこで一定のいろんなヒアリングなり協議なりがされて、一定の見解、市町村の見解が出るという流れは、これは日本全国どこでも一律やと思うんですけど、大阪市、神戸市などは、その推薦された、委員会ですよ、委員さんに、一般的なのは大体市がこの人、この人と、学識経験者なり弁護士なり、あとは市町村の教育委員会の委員なりを、そっちのほうで選んで、ここでやらすというのが一般的やと思うんですけど、大阪市、神戸市はそこにその被害者が、被害者が直接入るとね、多分感情的にしかないと思うんで、それは確かに理解はできるんですけど、その人が選ぶ専門家、それが弁護士さんなのか、例えば学識経験

者なのか、それは分かんないですけど、そういう推薦枠があるとお聞きしています。

泉南市でも何かいじめ自殺の件を受けて専門の部署が立ち上がったとか、あと北海道の旭川かな、あのときなんてね、結局その推薦された委員なんて、それが出された答えが、委員でさえそこに入ってないし、その委員自体がどうなのみたいなので、もめたとも聞いているんですよ。

確かに加害者は未来が、よくここで出てくるのは、加害者は未来があるとか言うんですよ。犯罪でも結構あるじゃないですか。加害者はこれから生きていくんで未来があるみたいなことで、どうしても守りたい側はそっちのバイアスがかかったりは現実したりしてるんですが、僕は被害者のそうした権利というものは、そういった形でしっかり保障されるべきやと思います。

忠岡町でも別にそれに対して予算つけろとかどうのこうのやなくて、そういう枠をしっかりと設けておいて、そういうアピールすることが忠岡町として、いじめに対しても被害者の権利を守りますよというイコールでのPRにもなると思うんですが、その仕組み導入についてまずしていただけないかと思いますが、いかがでしょうか。

教育部（石本秀樹理事兼学校教育課長）

委員長。

委員長（河野隆子議員）

石本理事。

教育部（石本秀樹理事兼学校教育課長）

議員お示しの調査を行う忠岡町いじめ防止対策委員会につきましては、常設ではなく、万が一重大事案が発生した際に設置されるものでございます。現状、公平性、中立性の確保から第三者である大学教授、弁護士等の専門家を委員に充てられている自治体がほとんどで、近隣市も同様でございます。本町におきましても、被害者の保護者の推薦枠を設けることは現状は考えておりませんが、引き続き近隣を含め府内の状況等を注視してまいります。なお、いじめに関しましては、未然防止を第一に早期発見、早期対応に引き続き努めてまいりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

委員長（河野隆子議員）

三宅委員。

委員（三宅良矢議員）

でも、近隣がしないからうちもしませんという、そういう回答はどうかなと思いますし、できんことないと思うんですよ。考えてはいませんが、近隣を見て検討していきますということは、近隣がやらなければ導入することはまずないですとしか捉えられないし、結果そうなるわけじゃないですか。僕は絶対にこれは導入すべき仕組みかなと思ってます。予算もかからへん。いい形でのPRにもなると思うし。

僕は、いじめは基本的に、被害者が第1番に守られるものやと僕は思っています。加害

者の未来よりも被害者が守られる、より上に守られる、上位に来ると思ってます。と考えれば、これは是が非でも導入を進めていく検討をしていただきたいとしか言えないんで、それをもって近隣の動向を見て、変わらなければ、でも近隣でも大阪市も近隣ですよ。よう考えたら。できないですか。

教育部（石本秀樹理事兼学校教育課長）

委員長。

委員長（河野隆子議員）

石本理事。

教育部（石本秀樹理事兼学校教育課長）

議員お示しのように、被害者、その保護者の方に寄り添うということはもちろん大事なことであることは、もちろん認識のほうをしております。この調査委員会につきましても、保護者の方にももちろん丁寧に説明等するということになっておりますので、ただ、また今後引き続き、繰り返しになりますが、また府内の状況等のほうを注視してまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

委員（三宅良矢議員）

はい。

委員長（河野隆子議員）

三宅委員。

委員（三宅良矢議員）

でも、その一番でっかい大阪市、導入してるじゃないですか。府内の動向を見てって。大阪、一番でっかいところが導入してて、それは予算がかかるんやったら別ですよ。そこが外れたら、次、じゃあどこがどうしたら動くんですかっていう話じゃないですか。しつこいようですけど。ないことにこしたことはないですけど。でっかい大阪市が導入してるのに、じゃあ、あとはどこを近隣の動向を見ていくんですか。ストレートな疑問なんですけど。

教育部（石本秀樹理事兼学校教育課長）

委員長。

委員長（河野隆子議員）

石本理事。

教育部（石本秀樹理事兼学校教育課長）

繰り返しになるんですが、やはりいじめについてはいろんな状況等もございますので、その辺り、引き続き調査研究のほうしてまいりますので、よろしく願いいたします。

委員（北村 孝議員）

委員長、ちょっと平行線になってきてるので、前へ進めてください。

委員長（河野隆子議員）

三宅委員、それについてはちょっと最後の質問で。答弁一緒ですからね。

委員（三宅良矢議員）

納得はできないですけど。納得はしないです。

委員長（河野隆子議員）

三宅委員、よろしいですか。

他にご質疑ありませんか。是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

まず1つ目は、自衛隊への18歳の方の住民基本台帳の情報の提供について、個人情報保護の立場からこれは提供すべきではないという立場から、私ちょっと質問させていただきます。

住民基本台帳法のほうでは、そういう個人情報の保護の観点からそういうのは拠出するべきでないということですが、自衛隊法のほうからしたら提供できるということで、結局、国の通達では提供してやってほしいという通達が来たということで、忠岡町は提供してると聞いておりますが、本町の対応についてはいつからどのようにされていらっしゃるでしょうか。

町長公室（南 智樹次長兼総務課長）

委員長。

委員長（河野隆子議員）

南次長。

町長公室（南 智樹次長兼総務課長）

今、是枝委員のご指摘に係る部分につきましては、自衛隊の募集事務に係る本町の事務というところかと思えます。現状、本町におきましては、他の自治体における除外申請、これについても従前ご質問いただきまして、一定はお答えさせていただいてございます。その募集事務に係る根拠的なのは、住基法、また自衛隊法に基づく規定を踏まえて事務を行っているという状況でございます。

併せて、他の自治体におきましても、除外申請という形の運用を行っているというところにつきましては承知してございます。また、近隣の自治体のそういった運用状況等を調査研究ということと併せて情報収集する中で、本町におきましても次年度より除外申請においての実施を目指すということで、今現在その要綱の作成を行っているという状況でございますので、ご理解よろしくお願いをいたします。

委員（是枝綾子議員）

委員長。

委員長（河野隆子議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

除外申請ですね、制度を次年度というのは新年度というふうに、次年度の次というのは新年度のことでしょうか。

町長公室（南 智樹次長兼総務課長）

委員長。

委員長（河野隆子議員）

南次長。

町長公室（南 智樹次長兼総務課長）

はい、令和6年度ということでございます。

委員（是枝綾子議員）

委員長。

委員長（河野隆子議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

そうですね、住民基本台帳法では出せないものでありますが、自衛隊法では出さすことができるという、相矛盾したちょっとそういうね、法律上矛盾した状況があるというところで、国が通達で提供してやってほしいということ言うてきたという、それで本町も対応しているということではありますが、除外ね、この新年度ですね、その18歳の子が私の情報は自衛隊に出さないでというふうに申出したら、出されないというその制度ですけど、それはちょっと周知しないと、まさか18歳の若い子の情報が行ってること自体知らないということですので、そういうことがされているので、してますので、除外の申出の申請制度ありますよというお知らせを大概のところはされてますんで、そういう申出ができますよという、それは周知、どのように周知されるおつもりでしょうか。

町長公室（南 智樹次長兼総務課長）

委員長。

委員長（河野隆子議員）

南次長。

町長公室（南 智樹次長兼総務課長）

新年度の実施に向けて、今そのような事務を行っているところではございますけども、当然委員が申されてるところのやはりこういった制度を運用するには、住民の方々に対して外部への周知というところが大切でございますので、一定期間の周知期間を確保するというので、新年度よりそのような対応で行ってまいりたいというふうに考えてございます。

委員長（河野隆子議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

周知方法はどのように考えていらっしゃるでしょうか。

町長公室（南 智樹次長兼総務課長）

委員長。

委員長（河野隆子議員）

南次長。

町長公室（南 智樹次長兼総務課長）

今、具体的には町のホームページや町広報紙等ですね、行ってまいりたいというふうに考えてございます。

委員（是枝綾子議員）

委員長。

委員長（河野隆子議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

分かりました。知らなかったら申出できませんので、お知らせいただくということで、ホームページ、広報等で知らせるということで、十分な期間を持つというふうにお答えがありました。分かりました。

委員長。

委員長（河野隆子議員）

どうぞ。

委員（是枝綾子議員）

2点目ですけれども、住民が借りれる公共施設の、例えば文化会館、児童館、総合福祉センター、いこいの家は借りるというよりも利用ですけれども、住民が利用する公共施設の週2日休みということについて、これは忠岡町が財政健全化団体転落寸前のときの苦肉の策で、週、もう1日休みをして、運営費を削除すると、減らすという、その遺物ですので、やはりもう今、忠岡町の財政はそういう状況は脱したという、財政課もそういう認識にいらっしゃると思いますので、職員の給料は元に戻った、ほかも戻ってきた。でも、住民サービスのこの部分はそのままというのでは、財政効果があるからというふうにもそのまま続けるというのは、住民サービスの向上をやっぱりしていくという、住民福祉の向上が町のそもそもの本旨ですので、目的ですので、これはやっぱり戻していかないといけないと、元の週1の休みというふうに思いますが、この件について新年度からでも、途中からでもそういうふうに戻すという考えはないでしょうか。

町長公室（立花武彦公室長）

委員長。

委員長（河野隆子議員）

立花公室長。

町長公室（立花武彦公室長）

令和6年度からの開館日の増というのは現在考えていないところでございます。ただ、将来的には開館すべきであるというふうには考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

委員（是枝綾子議員）

委員長。

委員長（河野隆子議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

住民の方が利用する施設ですので、これ、週2日休みをして、財政効果が年間どのぐらいあると。それがもったいないから元に戻さないのか、なぜ戻さないのかという理由をちょっとお教えいただきたいんですけれども。効果額とね。

町長公室（立花武彦公室長）

委員長。

委員長（河野隆子議員）

立花公室長。

町長公室（立花武彦公室長）

効果額は今ちょっと資料を持ってないので答弁できないんですけれども、人員の配置の問題であったり、そういった部分がございますので、しかるべき時期に開館はしていきたいというふうには考えてます。よろしくお願ひいたします。

委員（是枝綾子議員）

はい。

委員長（河野隆子議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

そのしかるべき時期というところが、ずうっとしかるべき時期でみたいな、そういった形になってきてます。で、財政がちょっと若干好転してきたという大きなきっかけは、このシビックセンター債の返済が終了したというところが、1つの忠岡町の財調が積み上がってきたという起点になってると思うんです。もうそれから5年たって、今度令和6年度になって、だから6年目になってるので、やっぱりここでそこを全部一気に戻すか、それはどんな感じだというふうなのは、体制やと言うてましたので、職員体制がとれるところからですね、週2日というのを週1日休みに戻していくということを年度の途中からでもぜひやっていただきたいというふうに思うんです。

で、狭隘な土地ですので、施設も複数あったものがもうなくなってしましまして、勤労青少年ホームも住民が利用できたのができなくなってしまったということもありますし、

スポーツセンターは週2日休みじゃなく週1日休みになりましたので、そこに合わせてやはり児童館とか文化会館は戻して行っていただきたいと思います。特に社会教育の施設にこれらは当たってきますので、教育長さんはその文化会館や児童館、こういったところの開館日についてはどのようにお考えでしょうか。

教育長（富本正昭教育長）

委員長。

委員長（河野隆子議員）

富本教育長。

教育長（富本正昭教育長）

先ほど公室長も申しておりましたけども、当然元に戻すものではあるかと思いますが。利用者の利便を考えると。ただ、その部分には管理の体制であったりとか、人の張りつけとかですね、そういう越えなければいけない条件等もありますので、その辺、次年度というか、令和6年度、調査研究させていただきたいなど。方向性はおっしゃるとおりだと思います。

以上でございます。

委員（是枝綾子議員）

はい。

委員長（河野隆子議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

令和6年度、調査研究されてということではありますが、できれば年度を待たずに実施をしていただきたいというふうに思うわけです。

あと、総合福祉センターは、これは福祉部の関係ですかね。福祉部のほうも、総合福祉センターね、指定管理に出しておりますので、難しさはあるかと思うんですけども、文化会館がいっぱい有的时候に、よく勤労青少年ホーム、そちらも文化会館の代わりということで、文化会館の職員さんが管理してくれていらっしやったんですけどね。そういったところで、夜の開館ですね、土・日もなんですけど、夜の開館もぜひ検討していただけないかと思いますが、いかがでしょうか。

高齢介護課（武藤優子課長）

委員長。

委員長（河野隆子議員）

武藤課長。

高齢介護課（武藤優子課長）

総合福祉センターですけども、おっしゃるとおり指定管理に出しております、今、5年間の契約で7年度末まで現状の時間帯での契約となっております。土・日の開館です

とか夜間の開館となってくると、また費用面等々と契約関係も出てくると考えますので、その費用等について一度研究してまいりたいと思いますが、今時点ですぐに土・日、夜間というところへの延長については考えておりませんので、お願いいたします。

委員（是枝綾子議員）

はい。

委員長（河野隆子議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

指定管理に出しているの、管理の問題とか様々あるかと思うんですけども、これ、検討したり考えなければ全然進まない話なので、そういった検討に入るのか、今の教育のほうは検討に入っていていただくような、何かそういうご答弁があったんですが、福祉のほうはそういう考えというのはあるんでしょうか。検討に入るという。

高齢介護課（武藤優子課長）

委員長。

委員長（河野隆子議員）

武藤課長。

高齢介護課（武藤優子課長）

今の契約が切れる8年度に向けて、いろいろ内容については検討していくものと考えますので、その中で検討してまいりたいと思いますので、お願いいたします。

委員（是枝綾子議員）

委員長。

委員長（河野隆子議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

8年度に向けてというたら、めちゃめちゃちょっとね、先ですけども、検討に今まで、検討すらもされてこなかったと思いますので、ぜひ検討に入っていて、その8年度待たずに、指定管理の制度とは別枠で何かできる方法がないかということも併せて今の段階でね、今できることで住民の方に利用してもらいたいということで、ぜひそういう立場で検討もしていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

委員長（河野隆子議員）

答弁お願いできますか。

高齢介護課（武藤優子課長）

委員長。

委員長（河野隆子議員）

武藤課長。

高齢介護課（武藤優子課長）

利用者の動向等も含めて検討してまいりたいと思いますので、お願いいたします。

委員（是枝綾子議員）

よろしく申し上げます。

委員長（河野隆子議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

それとですね、あと人口減少対策ということについてであります。子育て支援や若者対策ということになってくるかと思えます。

忠岡町の人口、30年ほど前は、ピークのときは1万8,000人ちょっと超える、1万8,000人いたときもあったと思います。今、1万6,500人のところをずっと推移しているということで、30年前に比べたら1,500人ぐらい人口が減っているということになります。1割とまではいってないけども、約1割減っていると。1,500人減ったら、やはり地域経済にも大きな影響が出てくると思います。

子どもの出生数が令和4年度、何か80人台になったと、1年間に生まれる。衝撃的でびっくり、100人切っているというところでは、ほんとにそれがあと5年後、小学校の1年生に上がってくる子どもが、忠小、東小学校合わせて80人ぐらいとなると、これはちょっとクラスの維持ができるんだろうかと。1クラスの学年も出てくるかもしれないという大変な、今は何クラスかあるんですけど、やはり人口というのは急には増やせないということで、そのところは町長も危機感を持っていっぱい考えていらっしゃると思います。

合計特殊出生率、1人の女性が一生に産む子どもの数というか、それは市町村ごとでも計算できるということで、町長が議員の時代に福祉文教常任委員会で岡山県の奈義町に視察に行ったときに独自に出してはりましたので、出せないことないし、泉大津も出しているんですけど、ホームページに出てましたけれども、計算できるということで、計算しただけではやっぱり増えませんので、計算だけでは。若い人が住み続けられる、また戻ってきて住んでもらえる、そういうまちづくりというところが非常に大事な点と。

で、住んでもらうには住まいが要りますのでね、やっぱり若い方が結婚して子育てして住むという住まいの確保ということについては、忠岡町はどのように考えていらっしゃるでしょうか。

町長公室（明松隆雄次長兼企画人権課長）

委員長。

委員長（河野隆子議員）

明松次長。

町長公室（明松隆雄次長兼企画人権課長）

人口減少ということで出ましたので、この議会でも町長も含めいろいろと答弁させていただきました。町に結局は定住魅力をどういうふうにつくり上げるかというところに全てかかってくるのかなと考えてございます。出生数と亡くなる方の数がかかなり広がっておりますので、非常に厳しいところではありますが、住宅の着工件数のほうはおかげさまで増という状態で、確保、空き家対策等もしましてですね、住宅への取組というのは進んでいるのかなと思います。

それと併せまして、今後、駅前等の件も今回ございました。また、子どもさんに対するいろいろな取組、当然子育て支援センター等ございますが、そういう魅力づくりを積み上げていくことが、将来の人口増、人口減少に歯止めをかける1つの手段ではないかと考えておりますので、総合的に進めていくことになろうかと考えてございます。

委員（是枝綾子議員）

委員長。

委員長（河野隆子議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

定住の施策として忠岡町は民間の住宅会社に住宅を着工してもらおうという、これは別に忠岡町がお願いしてするわけじゃなく、売れると思ったら民間のところに着工していくわけで、お金の返済能力のあるローンを組み、返す見通しがあれば、それは購入されると思いますけれども、今の時代、なかなかそうでない方々もたくさんいらっしゃるということで、そこで5年ほど前、何か新築の住宅を購入される方、他市から移ってくる方に20万円の補助をされたことがあったんですが、「ええっ、そうなん」と思ったけど、あれは効果が結構あったようなふうに聞いておりますが、やっぱり公的な住宅で、府営住宅もいっぱいあって、なかなか空きがなくてというふうなところで、やっぱり住宅、家賃補助制度であったり町営住宅であったりというところで、いろいろ頑張って若い方に忠岡で結婚して住んでもらおうという、そして子育てしてもらおう。で、お金できたら、たまったらね、住宅を買ってもらってというふうな、そういった流れもやっぱり必要かなと。最初から若い方が住宅を購入するという、できる方というのはどのぐらいいらっしゃるのか、今の時代。ちょっと分かりませんが、そういう住宅ですね、若い方々の住まいの確保については民間頼みということでしょうか。

町長公室（明松隆雄次長兼企画人権課長）

委員長。

委員長（河野隆子議員）

明松次長。

町長公室（明松隆雄次長兼企画人権課長）

かつて、多分平成27年頃かなと思うんですが、子育ての世帯についての住宅取得奨励

補助金のことを議員言われてるのかなと思います。これ、単年度で推進交付金等を使ってやった事業だったと思います。そういうものがあつたんですが、それ以降、当時なかなか費用もかかることでしたので、1回だけのところで終わってはございますが、ご意見として賜りまして、そういうものも含めて総合的に考えていくことになろうかと思っておりますので、よろしく願いいたします。

委員（是枝綾子議員）

はい。

委員長（河野隆子議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

購入の際の補助だけでなく家賃助成ですね、新婚の。ずっと継続がどのくらいできるかというところではありますが、そういった賃貸住宅ですね、そこへの助成。町営住宅はちょっとまだ、もっと大分先になると思いますので、そういった、これはちょっと1年間に生まれる子どもの数が80人台になってしまったということで、令和5年度はどうだったのかというのちょっと聞いてみたいと思うんですが、まだ出ませんか。出ますかね。ちょっと令和5年度の子どもの生まれた数ですね。

町長公室（明松隆雄次長兼企画人権課長）

委員長。

委員長（河野隆子議員）

明松次長。

町長公室（明松隆雄次長兼企画人権課長）

手元に12月の事務報告がございますが、ちょっと年度の分が出てございませんので、最新はその事務報告の5年のところまででございますので。

委員（是枝綾子議員）

はい。

委員長（河野隆子議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

ということで、そういう取組もやっていただきたい。人口減少対策という行政経費、組まれてあるというのが1億円ほど事業費として地方交付税の算定としては入っているということが1日目の歳入でちょっと分かりましたので、そうした対策もぜひ考えていただきたいと思っております。よろしく願いします。

あと2つあります。

委員長（河野隆子議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

あとですね、災害対策のところ、忠岡町役場の自家発電が、これは私だけでなくほかの議員の方も質問されたりとか、皆さん心配されておられる8時間しか忠岡町の自家発電の燃料がないということで、その発電じゃない、何と言うんですかね、充電器じゃない、何かそういうのを買うたというんですけど、発電そのものはちょっとなかなか、というところまで行かないということで、これについてはなかなかもう施設的に難しいということで、置いて置かれてるんですけども、これはやっぱり48時間確保するという、そういったところはやはり検討していかないといけない問題であります、それについては48時間確保の努力というのはどうなっていますでしょうか。

町長公室（立花武彦公室長）

委員長。

委員長（河野隆子議員）

立花公室長。

町長公室（立花武彦公室長）

先般、ソーラーパネルという部分で検討させていただいたんですけども、耐震の問題がかなり厳しいということで、コンサルさんのほうに回答を頂いたことがあります。まだどういった形でできるかというのは現在、調査研究中でございますので、その辺は課題として持っておりますので、よろしく願いいたします。

委員（是枝綾子議員）

はい。

委員長（河野隆子議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

A重油をたいて発電するというのは、なかなかもう難しいということで、ほかの方法を検討されているということだということですね。これもどういう方法がいいのかというところは、専門家の方とも相談してもなかなか価格、費用の問題というところが出てくるんだと思いますが、これは引き続き努力を頂きたいと思います。

もう1点、最後に。

委員長（河野隆子議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

忠岡町がクリーンセンターに誘致を進めている産業廃棄物の焼却炉のこの問題は、令和6年度中に実施協定が結ばれるという、そういう予定で進められていますが、その住民へのお知らせが全く全然足りていないという問題、これね、やっぱり知らない、知らないままにそれが実施されるということについては、やっぱりこれは行政としてはこのまま進

めてはいけないと私は思うんですけども、ということで、説明会なり広報等でお知らせをする、これが協定を結ぶまでにすべきであるかと思いますが、皆さん知ってる方と知らない方、どの程度知っていらっしゃるのかいうたら、知らない方もかなり多いと思いますので、この状況で実施協定を結んではいけないと思いますが、住民の方に知らせるということはどのように今後されていくのでしょうか。

住民部（新城正俊次長兼生活環境課長）

委員長。

委員長（河野隆子議員）

新城次長。

住民部（新城正俊次長兼生活環境課長）

こちらの分につきましては、議会とか等につきましては特別委員会等でご報告させていただいております。今後行っていく実施協定等につきましてもですね、その辺のところでは委員会を開きましたら、その辺の会議録を開示するなり、その辺のところのホームページで対応してまいりたいと考えております。

以上でございます。

委員（是枝綾子議員）

委員長。

委員長（河野隆子議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

ホームページで開示されていくということですが、ホームページもなかなか忠岡町のホームページは検索しにくいということで、それは忠岡町もお認めになっていることなので、これで見てくださいということでは、なかなかちょっと検索できないと思います。

ということで、広報でもう一度再度ね、やはりこういう計画を進めていますと。産業廃棄物の焼却炉を220トンの誘致をするということで、忠岡町のごみ20トン、産廃180トンで、車がどの程度走るのかとかいう、そういったことも分かればね、そういったことも知らせていくということが必要ではないかと思いますが、そういう広報で知らせるという方法はとらないのでしょうか。

住民部（新城正俊次長兼生活環境課長）

委員長。

委員長（河野隆子議員）

新城次長。

住民部（新城正俊次長兼生活環境課長）

広報でお知らせするという事なんですけども、以前の特別委員会等、以前のことでありまして、2月の広報に令和6年4月から始まる中継事業の一定の広報をさせていただ

おります。それとですね、3月の広報に折り込みを入れまして、中継施設がどのように運用されるのかという広報も入れさせていただいております。今後、変わるような点とかありましたら、そちらのほうは広報はできる限り入れたいのですが、紙面の都合上ありますので、その辺のところは開示させていただきたいと思います。

以上でございます。

委員（是枝綾子議員）

はい。

委員長（河野隆子議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

2月の広報に少し中継施設のことと、3月の広報に折り込みが入っていたということですが、なかなかその中継施設、4月からこうなりますというところが中心で、なかなかその220トンの産業廃棄物の焼却炉が9年後できますよというところについては理解ができるような、そういう記述ではなかったと思うんですね。そういう計画の内容をお知らせするという忠岡町はしていただかないといけないのではないかとということで、そういう内容のお知らせはされるお考えないでしょうか。

住民部（新城正俊次長兼生活環境課長）

委員長。

委員長（河野隆子議員）

新城次長。

住民部（新城正俊次長兼生活環境課長）

9年先の新施設についての事業計画、細かい事業についてはまだ決まってない状況でございます。どのような形のものができるのかというところで、まだ決まってないような情報を提供するのには、住民さんに関しましても分からない点が多々生まれることだと思いますので、きっちり実施協定等固めていきましたら、その辺のほうの情報は提供させていただきます。

以上でございます。

委員（是枝綾子議員）

はい。

委員長（河野隆子議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

実施協定で締結しなくとも、今現在の計画ですね。今現在の、基本協定を結んだ段階での情報の範囲だったらお知らせできることがあるんじゃないでしょうか。古タイヤ焼くんかどうかとか、そういう細かいそういった話ではなく、全体としての情報の提供はできる

んじゃないでしょうか。

住民部（新城正俊次長兼生活環境課長）

委員長。

委員長（河野隆子議員）

新城次長。

住民部（新城正俊次長兼生活環境課長）

以前からスキーム等については広報を通じて広報したこともありますし、ホームページでもその辺のスキームに関しては広報させていただいております。その辺のスキーム等につきましては何ら変わっておりませんので、変更がありましたら、また報告させていただきます。

以上でございます。

委員（是枝綾子議員）

委員長。

委員長（河野隆子議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

去年の2月でしたか、そのスキームについてのQ&Aとか何かということで入っていたかと思うんですが、そのことなのか。それから1年たって、今こういう状況にあると。そして、実施協定がこの年度にもね、令和6年度にも結ばれるということなので、その段階でも、決まるまでにね、やはり知らせていかないといけないんじゃないかと。1回知らせたから、入れたから、もうしなくていいと、状況が変わってないんだから。でも、そのときたまたま見てなかった方やら、覚えてもその理解ができないという方もいらっしゃるし、だからやっぱり広報で再度して、また説明会を持つというぐらい丁寧に丁寧にね、進めるんやったら丁寧に住民に説明もして理解を求めるといのが進め方ではないかと思いますが、いかがでしょうか。

住民部（新城正俊次長兼生活環境課長）

委員長。

委員長（河野隆子議員）

新城次長。

住民部（新城正俊次長兼生活環境課長）

私どもにつきましては、これまでも丁寧に説明してきたつもりでございます。引き続き丁寧な説明をしてまいります。

以上でございます。

委員（是枝綾子議員）

はい。

委員長（河野隆子議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

丁寧な説明をこれからもしていくということであれば、そういう説明会を持たれたりとかいう丁寧な説明ということは、そういう説明会を持つということも含めてということでしょうか。

住民部（新城正俊次長兼生活環境課長）

委員長。

委員長（河野隆子議員）

新城次長。

住民部（新城正俊次長兼生活環境課長）

今後ですね、環境アセス等、法で定められた説明会を設けなければいけないということになりましたら、これ説明会を設けなければいけないと思いますが、今のところ説明会を実施するという旨はございません。

以上でございます。

委員（是枝綾子議員）

委員長。

委員長（河野隆子議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

環境アセスは説明せなあきませんよね、これはね、絶対。企業はしますよね。ということで、そんな段階での説明では駄目だということで、その実施協定を結ぶまでに、環境アセスは実施協定を結ばないことには環境アセスなんか、そんなんありませんので、でも実施協定は今年度にするということなので、今年度中にそれが決めるまでにはやはり説明会を持ったりして丁寧に説明する必要があるのではないかとということで、必要性について私は求めているんですけども。

住民部（新城正俊次長兼生活環境課長）

委員長。

今回行う実施協定につきましては、環境アセス、許認可、施設の規模、施設の規模ではないですね、その辺のところの費用負担とかに関しましての実施協定でございますので、その辺の部分についての住民説明会というのは考えておりません。

以上でございます。

委員（是枝綾子議員）

はい。

委員長（河野隆子議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

いくら言っても、説明会を持つというのは、環境アセスの当たり前の段階でしかちょっとされないということなのですが、やっぱり実施協定を結ぶと、もう後には引けないんじゃないんですか。すみません、そういうふうに最初説明ね、基本協定を結ぶとき、実施協定を結んだらもう戻れませんというふうにおっしゃってたので、だから実施協定を結ぶ前にちゃんと住民に理解をもう一度取っておかないと戻れないのでは。今はまだ基本協定なので、まだ実施協定を結ばないという方法もあるので、そこから先に行かないけれども、実施協定を結んだら、もう元には、今の状態には戻れないということだからというふうに議会には説明をされていらっしゃると思います。だから、戻れない状況になるという別の段階に入ってしまうので、だからそれまでにちゃんと住民に説明する必要があるんじゃないでしょうか。

住民部（新城正俊次長兼生活環境課長）

委員長。

委員長（河野隆子議員）

新城次長。

住民部（新城正俊次長兼生活環境課長）

この事業につきましては、議会の議決を頂きまして基本協定、結んでおります。私どもの考えでしたら、今から後戻りをするという考えはございません。

以上でございます。

委員（是枝綾子議員）

はい。

委員長（河野隆子議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

議会の議決を頂いたからということで、今の議員が責任を持たなあかんということなのかなあと、私どもは反対しましたので、賛成はしてませんけれども、実施協定がされる前にはやっぱりちゃんと住民にきちっと説明をして問うておくということが必要であろうと。戻れないんですからね。戻らないつもりだというのは忠岡町の方針であって、住民自身の方針じゃないので、そこは申し上げておきます。後戻りできないという状況になる前にきちんと説明をすべきだということは申し上げておきます。

委員長（河野隆子議員）

答弁。

委員（是枝綾子議員）

同じですね。

委員長（河野隆子議員）

新城次長、同じですね。

住民部（新城正俊次長兼生活環境課長）

委員長。

委員長（河野隆子議員）

新城次長。

住民部（新城正俊次長兼生活環境課長）

先ほどからの答弁と同じになります。

以上でございます。

委員長（河野隆子議員）

是枝委員、よろしいですか。他にないですか。

他にご質疑ありませんか。

（な し）

委員長（河野隆子議員）

そしたら、ちょっと私、質問させていただきたいと思いますので、質疑がありますので、進行を小島副委員長にちょっと交代していただきたいと思います。

（進行を小島副委員長と交代）

副委員長（小島みゆき議員）

それでは、進行を交代させていただきます。河野委員長、質問をお願いします。

委員（河野隆子議員）

副委員長。

私は4点、ちょっと質問させていただきます。

まず、福祉バスのことです。これまでも何回も要望はさせていただいて、今回、新年度は高石と泉大津と福祉バスが忠岡町の人にも使えるというところが新しいところが出てきたというふうに思います。それについては、本町の人が泉大津に行って福祉バスに乗れると、それについては良かったなあというふうに思っているんですけども、そのバスに乗るための横のつながりがないという、つながりというか、横の運行ルートがないということで、一旦南海線に乗らないといけないといった不便もありますので、ぜひこれちょっとね、つなげていただくと、そういった検討をお願いしたいんですが、いかがでしょうか。

高齢介護課（武藤優子課長）

委員長。

副委員長（小島みゆき議員）

武藤課長、お願いします。

高齢介護課（武藤優子課長）

福祉バスの南北の接続ですけども、2市1町の協定の中でも少しそういった話も出ていたんですが、やはりあくまで他市につきましても福祉バスというところでお互い行政区内での運行で回っているものでございます。ですので、なかなか他市にまたがって運行するというのは難しいところと、やはり既存の公共機関、南海電車との競合も出てまいりますので、現時点では町域を越えての運行というのは考えてございません。よろしくお願いたします。

委員（河野隆子議員）

副委員長。

副委員長（小島みゆき議員）

河野委員長。

委員（河野隆子議員）

南北でしたら線路沿いですから、南海電車との競合というのも考えられるのかなというふうに思うけれども、そんなに南海電車の乗車人数に影響のある人数ではないというふうに思いますので、これについてはね、南海バスとおっしゃったかな、南海電車か、ごめんなさい、南海電車といろいろちょっと交渉もしていただきたいというのと、それから今、行政区内ということで、他市をまたげないといった答弁がありましたけれども、今、確認したらね、泉大津の福祉バスは府中駅まで行ってくれているということをお聞きしました。府中駅へ行くにはね、泉大津から和泉市の府中町をまたぎますので、行政区をまたいでるということもありますので、行政区をまたげないことはないというふうに思うんですよ。駅の海側は府中町ですから、恐らく和泉市を通過してそっちに行っておられるというふうに思うんです。

やっぱり府中駅ね、私の住んでる地域なんかは高月北ですけど、ほとんどが府中駅を使うので、ほんとの南海電車だけでなくてJRの南北のこの横もそれはもちろんつないでいていただいたらありがたいけれども、それは無理だと言うなら、せめて泉大津までつないでいただいて、駅近くの人ね、つないでいただいて、で、泉大津の福祉バスに乗って府中駅に行けると、そういったこともあるというふうに思うんです。ですので、ちょっとこれはぜひ泉大津市さん、それから高石市さんとも、せっかく広域で連携すると町長もおっしゃってましたので、ここはちょっと話し合っていたきたいと、一歩前へ進めていただきたいなというふうに思います。

それとあと、増便もね、ずっとこれ言うてます。公共施設が閉めてきたというのが、財政健全化で閉めていったということがあって、福祉バスも土曜日の運行もしていない。もちろん祝日もしてないんだけど、やはり土曜日も運行してほしいという声と、増便のそういった使い勝手が悪いんでね、増便もしてほしいということもありますので、この3つについて、担当課から答弁お願いします。

高齢介護課（武藤優子課長）

はい。

副委員長（小島みゆき議員）

武藤課長。

高齢介護課（武藤優子課長）

福祉バスの件でのご質問で、泉大津、高石市とまたいで運行していくというところの検討ですけども、以前からも協議は泉大津市、高石市としておりまして、そこではお互いの行政サービスを相互利用するという名目で協定の中でしておりますので、交通施策というところではないものでございます。ですので、やはりお互いのサービスをお互いの住民が使えるというところに絞っての分ですので、今回、接続に関しては難しいところでございます。

増便に関してですけども、バスのほう、増便というのが2台等していくところ。

委員（河野隆子議員）

そうですね、今1台ですからね。

高齢介護課（武藤優子課長）

というところになりますと、単純に倍という形ではなくてですね、新たにバスのほうを借りたりしますと、今、利用しているバスが非常に割安といたしますか、少し古い車体ですのでお安くお借りできているんですが、もう1台調達するとなるとかなり費用が伸びてくるものとなっております。ですので、次の土曜日の運行というところも兼ね合ってくるんですけども、今の時点で費用のところ等々も考えまして、他の事業とも兼ね合ってくるところでございますので、今は考えておりませんので、お願いいたします。

委員（河野隆子議員）

副委員長。

副委員長（小島みゆき議員）

河野委員長。

委員（河野隆子議員）

高齢者福祉計画ね、いろいろと何年に、3年に1回か、つくっておられるんやけれども、そういったところで高齢者のアンケートの中でも、やっぱり福祉バス、使いやすいようにしてほしいと、充実してほしいと、そういった声が多いのは多分担当課の方はご存じやと思うんですけど、交通施策ではないけれども、やはり高齢者の足の確保ね、これはやっぱり福祉サービスにつながるんじゃないかなと私は思うんです。高齢になって免許証を返した方でもね、初めて福祉バスに乗って、ありがたいって、そういうふうにおっしゃってるんです。ただ、やはりもうちょっと使い勝手が良かったらいいんだけどもということでおっしゃってました。

で、事務報告を見ても、大体1日平均として、ライティングスクールに行かれる方も入ってますけれども、1日41人使っていらっしゃいますので、やはり福祉バスというのは

大事な福祉施策、そして足の確保だというふうに思いますので、ぜひこれはね、今考えていないということでありましたけども、今後ぜひ検討課題として考えていっていただきたいというふうに思います。最後に答弁お願いできますか。

高齢介護課（武藤優子課長）

はい。

副委員長（小島みゆき議員）

武藤課長。

高齢介護課（武藤優子課長）

高齢者の足の確保という面に関しては福祉としても大事な課題であると考えますので、今後もですね、いろんな交通規制等々問題はあるんですけども、検討はしっかりしてまいりたいと考えてますので、お願いいたします。

委員（河野隆子議員）

お願いします。副委員長。

副委員長（小島みゆき議員）

河野委員長。

委員（河野隆子議員）

次に、道路の補修についてちょっと質問したいと思うんです。町内、非常にがたがた道が多いということはこれまでもいろいろと議員からも指摘もあったところですけど、なかなか費用が要るということで、できないということで、してもらってないんですけどね、少しの費用でできるんじゃないかなというのが、私道のね、袋小路であって、2年ぐらい前に私、一度質問したことがあるんですけども、私道の袋小路のところで穴が開いてると、ぼこっとへこんでると。非常に危険だ。子どもだと足がすっぽり入ってしまう、そういった大きさの危険なところ、箇所があるんですね。そこをぜひ直していただきたいという住民の方の声があったんだけど、私道だから直せないということで直していただいていません。

それで、そのとき、2年ぐらい前に私ちょっと、和泉市にお勤めの方からちょっとお聞きしたんですけど、和泉市はその補助、3割補助出していると、私道であってもね。で、7割は住民の方で、四、五軒やったら四、五軒で割ってもらわないといけないんですけども、3割は補助してますということで、やっぱりその補助をすることによってね、1軒が言うたとしても、あとの5軒に声もかけやすいであろうし、やっぱり危ない箇所ね、そこはちょっと町として修理をしていただきたいというふうに思うんですが、いかがでしょうか。

土木課（橋本珍彦課長）

はい。

副委員長（小島みゆき議員）

橋本課長。

土木課（橋本珍彦課長）

今おっしゃっていただきましたように、原則的には私道につきましては補助というのは私どもでお金を出すことは考えておらないというか、しておりません。今おっしゃっていただいたような他市で補助してるという事案は初めて聞きましたので、今後それがうちでできるものかどうかというのは考えていく価値があるのかなと考えておりますけれども、先ほどの繰り返しになるんですけど、原則的には個人さんの持ち物というふうな認識をしておりますので、そういうような意味において一定何がしかちょっと周りの団体等々調査していこうと思っておりますので、その辺はよろしくお願いいたします。

委員（河野隆子議員）

副委員長。

副委員長（小島みゆき議員）

河野委員長。

委員（河野隆子議員）

何もね、汚い道だから舗装してくれと、そういったことではなくて、危険だから、そういったところはやっぱり町としても、けがしたら危ないですので、やっていただきたいというふうに思うんです。で、今、橋本課長ね、まだちょっと年数が、こちらの課のほうの担当をされて浅いということで、ご存じないということでありましたけれども、その前の坂本課長はご存じなんですよ。そういう制度があるというのはね。研究してまいりたいという答弁は頂きました。ですので、ぜひこれはね、やっぱり住民の安全のためにしていただきたい。全く考えてないじゃなくて、検討して、和泉市にも問合せして、そんなに何か所もこういうところが出るとは思いませんので、ぜひやっていただきたいと思うんですけど、いかがでしょうか。

副委員長（小島みゆき議員）

橋本課長。

土木課（橋本珍彦課長）

今伺いましたが、引き続きの事案みたいですので、またその辺、坂本課長のほうからちょっと情報を頂きまして、また再度改めて考えさせていただきます。よろしく願いいたします。

委員（河野隆子議員）

ほんと危ないんでね、ぜひお願いしたいというふうに思います。よろしくお願いしたいと思います。

次に、補聴器補助のことで、これまた武藤課長に申し訳ないけど、補聴器補助ね。今回、新しい補助でやっとなんかやってくれるということなんだけれども、一般質問もしましたのでね、あまりダブらないようにしますけども、やっぱり住民税の課税の方にね、ぜひ対象にしていきたいというふうに思います。住民税非課税は上限5万円だけれども、住民

税非課税というたら、65歳以上の方で年金収入がわずか155万円、年間。月に割ったら13万円程度なんですね。で、それが1円出たとしたら、もう課税世帯になっちゃうので、そういった方が対象から外れますでしょう。ですので、やはり課税対象も決してゆとりのある方ではないと思いますので、課税対象、この方にもせめて4分の1でも補助を検討していただきたいというふうに思います。いかがでしょうか。

高齢介護課（武藤優子課長）

はい。

副委員長（小島みゆき議員）

武藤課長。

高齢介護課（武藤優子課長）

補聴器購入の補助でございます。6年度の予算で上げさせていただいて、これからいろいろ始めていかせていただくものでございまして、いろんな近隣の状況とかも考慮させていただいて、今回の対象者を決めさせていただきました。始めてからですね、どんな方がお問合せくださるのか、申請してくるのかというところも見ながら、また近隣の動向と補助の効果ですね、実際見ながら検討はしてまいりたいと考えておりますので、お願いいたします。

委員（河野隆子議員）

副委員長。

副委員長（小島みゆき議員）

河野委員長。

委員（河野隆子議員）

あと、年齢のことだけれども、泉大津は50歳、本町は65歳からなんですけど、60歳からやってるところも多いんですよ。なので、年齢のほうもね、もう60でかなりやっぱり加齢性難聴になっていらっしゃる方はいらっしゃいますので、やっぱりそういった耳が聞こえにくい、聞こえづらいということで、民生委員の方がね、こういった社協で催し物があるからぜひ来てくださいますよとお誘いがあっても、よう行かんと言うんですよ。やっぱり人の会話が聞こえないから対話できないといったこともありますので、ぜひ年齢のね、これは60歳以上なのであれなんですけど、年齢の引下げもぜひ併せて検討していただきたいというふうに思います。いかがでしょうか。

高齢介護課（武藤優子課長）

はい。

副委員長（小島みゆき議員）

武藤課長。

高齢介護課（武藤優子課長）

こちらですね、実際泉大津市さんは50歳以上の方というところでされてるかと思い

ます。泉大津市さんも5年度から始めたところで、この後、実際の効果検証といいますか、されていかれると思いますので、そういったところもお聞きしながら効果の実施の成果について聞いていきたいと思っております。それも踏まえて検討していけたらと思いますので、お願いいたします。

委員（河野隆子議員）

よろしく申し上げます。副委員長。

副委員長（小島みゆき議員）

河野委員長。

委員（河野隆子議員）

最後の質問です。これはちょっと防災の質問です。

ちょっと地域はあれなんですけど、高月北の国道の26号線沿いね。ここは国が今度、階段を2か所つけるということで、担当課長に聞きましたら、セメントみたいながっちりした階段でなくて、強化プラというんですかね、そういったので2か所、階段をつけていただけるとのことなんですけど、つける場所はあれでいいのかなと思うけど、ちょうど泉大津側と北出に近いところなんだけど、どっちも川のもうほんとにねきというんか、そんなところに2か所つけるということなんですけど、やはり今までもいろいろと自治会の中でも高月北というのは川に挟まれているから、地震、津波よりも川の越水、洪水ね、それが一番心配だということはやっぱり声が上がっています。

それで、今までタイムラインもつくってくださいということで呼びかけていただいて、一定、班長さんなんか書かれたみたいなんですけど、それを書いて、どういった計画に今後進めていくのか。その点についてはいかがでしょうか。

副委員長（小島みゆき議員）

小倉課長。

危機管理課（小倉由紀夫課長）

タイムライン。

委員（河野隆子議員）

タイムラインの、配って、タイムラインやね。

危機管理課（小倉由紀夫課長）

タイムラインですけども、町内の各自治会ある中で、高月北地区のみ今年度手がけていただいたところがございます。先日ですね、自治会長さんに地域から出た意見、私どものほうで集約させてもらったものを自治会長さんのほうにお渡しさせていただいておりますので、また自治会のほうで周知が図られると思いますし、また集会所にも掲示されると思いますので、幅広く自治会の方、地域の方、見ていただいたらというふうに思っておりますので、よろしく申し上げます。

委員（河野隆子議員）

で、それは地域に返していただいたということで、また地域の協働で考えていかなあかんことなので、やっていかなあかんというふうには思うんですけども、まあタイムラインやったら、何日前、何日前、台風なんか予期できますので、その点で早い避難と、早い避難をしたら大丈夫なんだけれども、これもまた足の確保になるんやけどね、例えば小学校の体育館、中学校の体育館に避難するに当たって、どうやって移動するのか。高齢者の方は特にね。その点についてはどういうふうにお考えですか。

危機管理課（小倉由紀夫課長）

委員長。

副委員長（小島みゆき議員）

小倉課長。

危機管理課（小倉由紀夫課長）

現状では、地域の皆さんで早め早めの避難というところで、ご自分で、また地域のほうで助け合いで避難のほうしていただけたらというふうに思っているところがございます。

委員（河野隆子議員）

それで、やっぱり自家用であったら乗る人数もしれてますし、平日だとやはり現役の方はお仕事に行っているということで、その地域にいらっしゃらないということも考えられますので、民間のそういった力も借りて、交通機関ね、それも前に提案させていただいたことあったんですけど、それについては協議を進めていくと、そういったお考えはないでしょうか。

危機管理課（小倉由紀夫課長）

委員長。

副委員長（小島みゆき議員）

小倉課長。

危機管理課（小倉由紀夫課長）

例えば、民間のタクシーであったり、バス運営会社等あるかと思えますけども、じゃあ実際にどのタイミングまで迎えに行ってもらおうのかとか、あと乗り遅れた場合はどうするのかとか。ただ、必ずそれぞれの各家庭までお迎えに行くことは難しいと思うんです。例えば集会所に集まってもらおうとか、いろいろあるかと思うんですけども、じゃあその集会所までどうやって来るのかと、そういうふうな問題もあると思えますので、ご意見として頂いておりますので、その辺りについては検討のほう進めていきたいというふうに考えておりますが、ちょっと具体的な答えを出すには時間がかかるかなというふうに考えているところがございます。

委員（河野隆子議員）

集会所ぐらいでしたら何とかご近所のお力も借りて行けるだろうというふうに思いますので、いつ台風、災害来るかも分かりませんし、これは何年もかけてするものではないと

いうふうに思いますので、ぜひ協議、早くしていただきたいというふうに思います。

最後に答弁をお願いしたいと思います。

副委員長（小島みゆき議員）

小倉課長。

危機管理課（小倉由紀夫課長）

調査研究、検討のほうさせていただきます。

委員（河野隆子議員）

よろしくをお願いします。

私の質問はこれで終わります。

副委員長（小島みゆき議員）

それでは、河野委員長の質疑が終わりましたので、進行を河野委員長に交代いたします。

（河野委員長、進行に戻る）

委員長（河野隆子議員）

ありがとうございます。他にご質疑ありませんか。

（な し）

委員長（河野隆子議員）

ないようですので、総括質疑を終結いたします。

なお、予算の審議の中で小島議員が聞かれた、これはおとついで聞かれたのかな、民生費の90ページのところの未熟児養育医療扶助かな、これの日数に関係ないのかということをお聞きになったのかな。で、分かっているらっしゃったら。

健康こども課（谷野彰俊課長）

委員長。

委員長（河野隆子議員）

谷野課長。

健康こども課（谷野彰俊課長）

未熟児養育医療につきましては、出生児に有する諸機能を得るに至るまでの期間において給付を行っており、日数の制限はございません。ただし、乳児である期間、1歳になるまでとなっております。

委員長（河野隆子議員）

分かりました。小島委員、それについて質問、よろしいですか。

あと、今日の是枝議員で後期高齢医療のところ質問があったんですけど、そこでもし答弁できるようでしたらお願いします。ちょっとまだ調べがつかないということでしたら、後ほどになるんですけど。泉課長。

保険課（泉 亜希課長）

後期高齢者医療の広域連合のほうの赤字か黒字かというご質問を頂いておりましたので、報告させていただきます。

令和4年度につきましての後期高齢者医療特別会計の収支状況につきましては、実質収支といたしましては143億3,403万3,000円の黒字でございました。

委員長（河野隆子議員）

それだけでしたかね。

保険課（泉 亜希課長）

基金ですね。

委員長（河野隆子議員）

はい。

保険課（泉 亜希課長）

基金のほうなんですけれども、後期高齢者医療給付費準備基金というものがございまして、こちらの令和4年度決算の金額でございます233億150万2,000円でございます。

委員長（河野隆子議員）

2点だけでしたか。何かもっとあったような気がする。では簡単に、是枝委員、どうぞ。

委員（是枝綾子議員）

後期高齢者のこの準備基金の金額が233億150万というのが分かりまして、黒字が134億ということで、保険料を決める際にこの準備基金と黒字は活用されたかどうかという、それは分かりますでしょうか。それだけ。

委員長（河野隆子議員）

泉課長。

保険課（泉 亜希課長）

令和6年度、7年度の保険料率を決める際には、約100億円を投入する予定ということで、広域連合のほうからの資料には確認させていただいております。

委員（是枝綾子議員）

分かりました。

委員長（河野隆子議員）

ありがとうございました。

谷野課長、どうぞ。

健康こども課（谷野彰俊課長）

すみません、12日の衛生費において是枝委員よりご質問いただきました肺がん検診のみが無料になっている理由について、回答のほうさせていただきます。

健康保険の特定健診が無償化した際に、同じタイミングで肺がん検診についても無償化

を行っております。経緯といたしましては、もともと従来から基本検診を実施しておりましたが、その際、血液検査等の基本項目に加え胸部レントゲンの項目も入っておりました。その後、健康保険ごとの特定健診が開始された際、特定健診の項目から胸部レントゲンが外れたため、特定健診と肺がん検診という形で進んでまいりました。そのときにそれぞれの費用を徴収していたところでした。特定健診の受診率向上を図るため、特定健診の無料化について医師会の先生のほうに説明をした際、それならばもともとの基本健診の中で実施していた肺がん検診についても受けていただけるように、両方を無償化してほしいという要望が医師会よりあったため、同時に無料としたものであります。

説明は以上でございます。

委員長（河野隆子議員）

是枝委員、どうぞ。

委員（是枝綾子議員）

分かりました。胸部レントゲンがなくなった。生活習慣病のための特定健診になったから肺のほうは見ないということやけど、その際にセットでという医師会からの要望があったという、思い出しました。分かりました。ありがとうございます。

泉課長、どうぞ。

保険課（泉 亜希課長）

先ほどの後期高齢者医療の件で是枝議員から頂いた質問に対してお返事させていただきまして、もう1点、三宅委員のほうから頂いておりました賦課限度額80万円に達する方の所得はどれぐらいかというお話でございます。

所得につきましては675万円程度の方が80万円の限度額に達するというものになります。

あともう1点、続けてよろしいでしょうか。

委員長（河野隆子議員）

はい、どうぞ。

委員（三宅良矢議員）

控除後所得。

保険課（泉 亜希課長）

控除後所得、はい。

委員長（河野隆子議員）

泉課長。

保険課（泉 亜希課長）

あともう1点、国民健康保険の特別会計のほうなんですけれども、40歳以上の4人家族といういつものモデルケースの件でございます。平成30年度と令和6年度の保険料の差額は幾らかというお問合せを頂きました。その件についてなんですけれども、差額を申

上げます。6万3,415円になります。

以上でございます。

委員長（河野隆子議員）

ありがとうございます。

土木課（橋本珍彦課長）

委員長。

委員長（河野隆子議員）

橋本課長。

土木課（橋本珍彦課長）

是枝議員からご質問いただいた件に対してお答えをさせていただきます。

令和6年度と5年度が同額で、令和4年度が大きな金額やったということでございますけども、令和5年度、6年度は祭りの分の蓋替えだけを切り抜いた金額を計上させていただいてございます。令和4年度分につきましては、それに関連する簡易な修繕料等々を含んだ金額が上がっておりますので、その差が出ているということでご理解お願いいたします。

委員長（河野隆子議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

令和3年度の206万、令和2年度の130万というのは、何だったんでしょうかというのが。もう1回ちょっとすみません。

委員長（河野隆子議員）

橋本課長。

土木課（橋本珍彦課長）

令和2年、3年というのは、ちょっとすみません、調べておりません。また改めて調べさせていただきます。

委員長（河野隆子議員）

いいですか。三宅委員もよろしいですか。

委員（三宅良矢議員）

はい。

委員長（河野隆子議員）

ほか、もうないですかね。

ないようですので、続きまして討論に入ります。各委員の意見集約に要する時間についてどのぐらいお取りしましょうか。

委員（三宅良矢議員）

昨日が休みやったんで、一般会計まではある程度皆さんやってはると思うんです。あ

と、特会3つなんで、言うても30分とかでも全然大丈夫なんじゃ。駄目ですか。

委員長（河野隆子議員）

いやいや。

委員（是枝綾子議員）

1時間近く欲しい。

委員長（河野隆子議員）

1時間は欲しい。

委員（前川和也議員）

20分は欲しい。

委員（三宅良矢議員）

1時間ですか。

委員長（河野隆子議員）

はい。

委員（小島みゆき議員）

45分までで。長いんやったら。

議会事務局（柏原憲一局長）

1時間やったら4時50分ですか。

委員（今奈良幸子議員）

4時半。間を取って。

委員長（河野隆子議員）

間を取って4時40分は。いいですか。

4時40分に再開しますので、よろしくをお願いします。

（「午後3時50分」休憩）

委員長（河野隆子議員）

それでは、委員会を再開いたします。

（「午後4時41分」再開）

委員長（河野隆子議員）

議案第15号 令和6年度忠岡町一般会計予算についてから、議案第19号 令和6年度忠岡町下水道事業会計予算についてまで、一括して意見聴取を行います。

各委員の意見をお願いします。

委員（前川和也議員）

委員長。

委員長（河野隆子議員）

前川委員。

委員（前川和也議員）

令和6年度の本町の予算（案）につきまして、当会派の意見を申し上げます。

今回の新年度予算編成においては、住民から要望が多かった、放課後児童健全育成事業の充実や、子育て支援のさらなる充実、学校教育を充実させる様々な取組が盛り込まれていることには、評価をいたしております。

今回の予算編成の基本的な考え方として、「10年後、20年後の町の将来を見据えた予算編成」とあります。

10年後、20年後の忠岡町の将来、それは超人口減少社会であります。減少は避けられず、いかに緩やかにし、対応した行政をつくり上げていくか。そのためには3点あります。

まずは、「広域連携」です。人口減少が加速化し、行政課題が複雑化する中、単独の行政で果たすことができることには限界があります。この予算委員会の答弁から改めて本町の慢性的なマンパワー不足を容易に感じ取ることができる答弁が多々ありました。

人口減少社会に備え、昨年10月に協定を締結しました2市1町広域連携を強力に押し進めるべきであります。

次に、「公民連携」。来月より、公民連携事業の一環でありますごみ処理中継施設が本格稼働します。他の分野においても民間の知恵や力をフルに活用し、行政の負担を軽く、そして財源を効果的、効率的に使っていくべきです。

最後に、「町民との協働」です。地方の自立性・独創性を構築していくには、行政だけではできません。町民と一緒にまちをつくっていくという観点、町民に主権者としてまちづくりに参画してもらおうという観点を持ち、町民とともに地域の課題解決に取り組むべきであります。

町民や町内各団体への各種補助金・交付金について、補助・交付をただけで終わりではなく、ともにより良い制度ができるように、密に連携を取るべきです。

本町の総合計画のスローガンには、「つながる、つどう、人を育む」とあります。各種事業の予算執行の中で、地域の担い手を育成しつつ、住民との協働、共創をもって、新年度にも取り組んでいただきたいことでもあります。

以上、いろいろと申し上げましたが、長年の懸案事項の1つでもありました町民グラウンドの改修工事は間もなく完了し、ごみ処理事業の大改革にも着実に取り組んでいる杉原町長の新年度の町政運営に期待をいたしまして、令和6年度の全予算案におきまして「賛成」をいたします。

以上です。

委員長（河野隆子議員）

ありがとうございました。次に、今奈良議員、同じですか。

委員（前川和也議員）

一緒に。

委員長（河野隆子議員）

何も言わんでいいですか。分かりました。

それなら三宅委員、どうぞ。

委員（三宅良矢議員）

令和6年度予算委員会、無所属の会の意見を申し上げます。

まず、令和6年度予算について無所属の会は全ての会計について賛成いたします。

理由につきましては以下のとおりとなります。

杉原町長の1期4年目の締めくくりとなる予算編成となりました。2期目に出馬されるか否かは定かではありませんが、庁内の機構改革などを経て新たな体制をしいた中において、「10年、20年後の町の将来を見据えた予算編成」と銘を打たれた状況で、億単位の公共事業はないまでも、全体の予算づけの公平性について強く意識された上で配慮をされていると思います。しかし、それは全体性に配慮するあまり、大きな特色が感じられないというマイナス要素もはらんでおります。忠岡町といえこれといった一点集中した取組も、ごみ以外に町長主導で始めていただきたいところではあります。

世界に目を向ければ、中国経済の減速を契機に経済状況がどのように転換するか見計ることはできない状況で、インバウンドやイベント頼みで企業の流出が続く大阪経済のあり方についても危機感を強く感じる場所でもあります。日本の経済の源は未だに国内消費が大部分を占めていることをご認識いただき、忠岡町内における施策においても反映していただけていますことを強く願います。

加えて、歳入歳出における意見につきましては以下のようにとなります。

歳入につきましては、ふるさと納税額が伸び悩む中で、150%増しの計画を立てられた取組については敬意を払う一方で、実現可能性についての根拠が乏しいことが危惧するところですが、この成否が次年度予算の事業予算とリンクさせ、達成できなければ、何らかの事業を減らすないしは、やめるというような企業のインセンティブを働かせ、危機感を持って臨んでいただきたいと思っております。

一般質問などでもたびたび取り上げましたが、コロナ明けに伴うインバウンド需要を初めとした国際移動の増加に伴い、忠岡町は地勢的に便利なところにある中で、地価上昇や不動産取引の活性化は、忠岡町にとっては追い風に持っていきべき事象であると思っております。管理不全空き家の積極指定や京都の空き家税制、相続登記の義務化など、不動産取引を活性化することを念頭に、地域活性化するための施策を強く進めていただきたいと思っております。

スマートシティ戦略など多くの時代に求められる事業が増えています。DXやAIなどを活用できる人材育成を、外部委託ありきでは日本の全国的な人材不足の中で負担は増す

ばかりです。基本的な作業は市内の人材で賄える視点で人材教育を進めてください。

歳出につきましては1款の議会費におきまして、タブレットとW i - f i 整備についての約750万円の使用については疑義を呈します。去る12月議会で反対多数で議員報酬改定に否決された。財政が苦しい中、総額50万円もの金額を上げるなんておかしいという理由で反対派の多くの意見があったと覚えております。町長を初め三役の方も上げませんでした。ちなみに私は、議員報酬は自身たちで議会で条例を出すことでいかようにもできるのだから、人勧などの外部要因によって変えるべきではないという理由で、反対に加わりさせていただきました。その半年後しかたない状況で、大きな財政改善や好転を見込むことが出来ない中で、公費で導入することは到底民意を得ることは難しいと考えております。反対された方の財政への認識が大きく変わられない中においては、タブレットやW i - f i 整備の導入については、基本的にはそれぞれ個人や会派などで自腹でそろえるべきであると思います。

2款の総務費になります。

人件費の増加は今後も見込まれます。併せて、若手職員の退職が続いている現状を鑑みれば、就業と開庁時間に差を設けるなどして仕事の内容にメリハリをきかせることや、それによる残業時間代の削減を図る取組をした先行自治体である、安芸高田市などを参考に情報収集に努めて実行してください。

広報紙につきましては、製作を担ってきた人材の年齢的継続の限界も踏まえ、紙面内容の改訂や、全面カラー印刷を含めた入札などの検討を始めてください。

要支援者支援システムについては、支援者の確保策に福祉関係者などの専門職を活用も視野に入れていると思いますが、無償ボランティアではなく、しっかりと財政上の措置も進めた上で行ってください。

男女共同参画啓発については民法改正に伴う女性の再婚禁止期間の撤廃や、離婚後300日以内の嫡出推定も再婚後の夫の子と認定されるなどといった改正も今年があります。そのような大きな変化を前面に、毎年1つずつ大きなテーマをもって進めるなど、情報発信の工夫をしてください。

大阪・関西万博の機運醸成について、チケットやボランティア募集について、忠岡町のテコ入れについて「特に考えていない」という回答がありました。国費・府費などを兆単位の予算を投入したイベントに対する対応としては、いかがなものかと疑義を呈しておきます。

3款、民生費についてです。

児童発達支援につきまして扶助費は年々増加し億単位の金額となっております。企業や利用者など増加する一方で、施設利用を卒業していく18歳以上の手帳を持たない、知的ボーダーや発達障がい者等の課題にも、事業所と協働して取り組みを進めてください。

そのため、重層的支援体制整備事業など新たな仕組みを活用し、自立支援協議会などの

場で積極的に意見の投げかけ合いを行っていくとともに、行政業務の丸投げという意識ではなく、協働の中での役割分担という視点を大切に検討を進めてください。

令和6年の国の補助金メニューが続々出てきています。出産・子育て応援給付金、地域の実績や課題に応じた少子化対策、子どもの居場所づくり支援体制の強化事業など使えるものは積極的に活用し、まずは他市にできていて本町でできていない取組の穴などをしっかりと埋めていってください。

4款衛生費につきましては、マイナンバーにひもづけを見据えた母子保健の子育てアプリのデジタル化選定については、周辺市の移行と足並みをそろえた中で、管理支援機能の強化を願います。

霊園使用料の返還については、後々の返還トラブルを避ける事を踏まえて、信義則の原則に照らし、今年度は積極的に情報提供を行うとともに、その返還に徹底して当たってください。

今年度は、ごみ処理行政の転換年にもなります。「一般廃棄物並み」「一般廃棄物と同性状」ということで、これまで計画に同意してきました。その説明に違うことなく、今後の環境アセスメントを進める中での品目検討に向けては、より慎重に進めさせていただきます。その前提として、企業との関係性につきましても、利害関係を中心に、全ての関係者の透明性について、極めて高くしていただいた中で確保をお願いしたいと思いますので、よろしくお願いたします。

5款労働費については、障がい者就労の拡大と賃金の底上げ、地域景観の維持を念頭に進めていき、企業との協働をベースにした相乗効果拡大をねらってください。特に駅前の駐輪場看板など住民の皆さんが、より多く行き交うところを中心に進めてください。

7款の商工費については、忠岡町駅周辺活性化開業支援事業については経営継続支援が抜けている中で、途中経過における継続支援、固定資産税の減価償却分の免除、地主などへ忠岡町が仲介支援に入るなどにより必要な求められる支援は必ず行って、500万円の投資がキノコ実験の二の舞にならないようにしてください。

2024年4月より働き方改革の影響がより大きく表面化してきます。運送業界や変形労働制をしいている福祉関係、フリーランスの保護など、企業側、従業員側、委託側などのいずれにしても、労働に関するルールの認識がより厳しくなります。この影響で特に小規模零細企業が窮地に陥らないように行政としては危機感をもって支援してください。

9款消防費について、追加予算を踏まえても当初の設計にあった寝台スペースの確保は、追加予算の上で従前の計画で行っていただきたいと強く願うところであります。今後はほかの計画に向けての予算に言えることですが、設計計画における予算提示の在り方については、今一度特に注意を払ってしていただきたく存じます。

10款教育費ですが、機構改革に伴う福祉と教育の貧困や虐待などを初めとする児童相談所の連携について、今後の状況を見定めることとなりますが、タテ割り行政とならない

ように責任者の強いリーダーシップが望まれるところであります。

東忠岡小学校のトイレ改修につきましては、国の補助金などを積極活用することにより早期に進めていただきたく存じます。

3校の体育館空調整備により防災を兼ねた対策が完了することとなりますが、各小・中学校の部活や地域団体への影響を極力抑え、かつ応札企業の提案力を試すような仕組みを積極的に導入して取り入れてください。

国保特会につきましては、モデルケースにおける情報発信方法については今一度工夫をいただき、負担については累進課税制度という仕組みや可処分所得という視点も取り入れてもらい、住民にとってより理解しやすい内容へと進化させてください。

介護特会につきましては、支援者の高齢化が進む介護業界において、次世代を担う若手人材がよいイメージをもって参入することができるよう、わいせつ行為などに対しては毅然とした態度で行政意識を持つこと、現場の現状をしっかりと吸い上げた上で、事業所連絡会や広域の会議にて議題として提示していただき、広く認識を広めてください。

これにつきましては実行に移されず、今後ものりくり調査研究を続けるのであれば、次回より賛成していかない覚悟で挑ませていただきますので、ご承知のほどよろしくお願いいたします。

以上におきましては個別の要望が中心となった意見となりますが、今後も質問をしていた以上は継続して確認を続けさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

大阪・関西万博を初めとした公共事業への影響、国の賃上げ政策による影響による忠岡町に対するマイナス影響に対して、特に注意を払って事業を実施してください。

一灯照隅 万国照灯 松井匡仁

人は城 人は石垣 人は堀 情けは味方 仇は敵也 三宅良矢

無所属の会2名の意見は以上となります。

委員長（河野隆子議員）

ありがとうございます。

次に、小島副委員長、お願いします。

委員（小島みゆき議員）

令和6年度忠岡町一般会計及び各特別会計当初予算案について公明党の意見を申し上げます。

初めに、本年1月1日に能登半島地震が発生しました。多くの方が亡くなられました。また、多くの方が今も避難生活を余儀なくされています。亡くなられた方のご冥福を心よりお祈り申し上げますとともに、被害に遭われた皆様にお見舞いを申し上げます。一日も早く復旧・復興されますようお祈り申し上げます。

さて、国においては、自民党の派閥による政治資金の問題が発覚しました。政治不信払拭のためにも関わった議員はしっかり説明責任を果たすべきだと思います。

令和6年度忠岡町の当初予算における重点ポイントの説明では、「10年後、20年後の町の将来を見据えた予算編成」とされています。

1. 子育て支援の充実
2. 健康づくりの推進
3. 防災・減災力の強化
4. 自治体のDXの推進
5. まちの賑わいづくりの推進

とありました。

一方で、近年の食料品を初めとする急激な物価高騰により、暮らしは大きな打撃を受け続けており、町民の生活防衛策は、喫緊の課題であります。

忠岡町でも、これまで国の交付金を活用して、学校給食費の無償化や子ども食料費支援などの対策を講じてきました。引き続き町民生活や企業の事業活動を支えるための支援策を速やかに実施し、生活が困窮している方々に支援を届ける必要があります。加速する少子化への対応や、困難を抱えている女性、児童虐待や不登校等、子どもたちへの支援、命と暮らしの安心保障、防災・減災への投資、インフラの点検等の諸課題は、引き続き取り組んでいただきたい。

学校教育が充実したまちづくりとして、児童・生徒の熱中症対策や安全な教育環境の整備、災害時の避難所とされている、小・中学校の体育館空調設備の設置。

出産・子育て応援事業（伴走型相談支援・経済的支援）を受け、子育てしやすいまちづくりでは、切れ目のない子育て支援として、子育て支援アプリ導入をしていくことで、お忙しい親御さんにはスマートフォンで情報が見れることは便利であり、今後もさらに便利に保育所等の手続にも使えるように更新していくこと、また保育士の確保に努められること。

よりきめ細やかに質の高いサービスの向上として組織の機構改革にも取り組んでいくとされています。今後さらに全町を挙げて鋭意努力されて取り組んでいかれることを期待し令和6年度忠岡町一般会計、各特別会計、下水道事業会計予算に賛成をいたします。

以上です。

委員長（河野隆子議員）

ありがとうございました。

委員長（河野隆子議員）

お諮りします。本日の会議時間について、議事の都合によりあらかじめこれを延長してよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

委員長（河野隆子議員）

ありがとうございます。ご異議ないものと認め、議事の都合により延長させていただきます。

委員長（河野隆子議員）

では、次に是枝委員より意見を聴取いたします。

委員（是枝綾子議員）

忠岡町2024年度の予算案について、日本共産党の意見を申し上げます。

まずは今年1月1日に発生した能登半島地震で亡くなられた方に対し、哀悼の意を表するとともに、今もなお現地で避難生活を余儀なくされている方に対し、お見舞い申し上げます。

能登半島地震における災害復興の予算は、23年度の予備費から1,553億円の支出を決定しましたが、復興支援としては、とても不十分であります。予算を増額し、被災した方に寄り添える予算をつけるべきです。

国の2024年度予算案を見ますと、一般会計の総額が1兆1,257億円で過去最大だった前年度と比較すると、1兆8,095億円の減ですが、「原油高・物価高騰等の対策としての予備費の減額」と「防衛力強化資金繰り入れの減少」によるもので、この影響を除けば、逆に5兆円以上も増えています。しかし、防衛関係費や社会保障費の自然増加分等がほとんどで、他の分野の多くが減額となっています。

自民党派閥のパーティー券収入をめぐる裏金事件が発覚する中で、異例の予算審議が行われており、折しも、確定申告の時期でもあり、申告者から不満が多数出ており、現政権に対する政治不信の声が高まっています。

国民の暮らしと営業が危機的となっている経済情勢です。物価の上昇が、賃金の上昇に追いつかず、実質賃金は、21か月連続で前年同月割れとなっています。暮らしが悲鳴を上げています。国の支援が届かないところを補うのが、地方自治体である忠岡町の責務であります。

ウクライナへのロシアの侵攻がまだ続いています。ロシアは国際法違反であり、直ちにロシア軍はウクライナから撤退することを引き続き強く求めるものです。また、昨年10月にはイスラエルによるパレスチナ・ガザ地区への武力攻撃が開始され、死者は既に3万1,000人を超えています。昨年12月13日に行われた国連総会でも停戦に向けた決議案も、日本を含む153か国が賛成し、賛成多数で決議が採択されています。対話による平和的な解決が必要ですが、日本は大軍拡に突き進む予算、5年間で4兆3兆円が組まれています。今、必要なのは、大軍拡の予算に充てるのではなく、暮らしを支えるための予算です。

このような状況の下、2024年度予算について、本町の住民の暮らしを支えるための予算であったのかという視点で審査をしました。

組まれた忠岡町の新年度予算案は、物価高騰で住民の暮らしと営業が大変になっているのに、小・中学校の体育館の空調設備の設計委託料以外、新たな施策もなければ物価高騰対策も見られず、町の財政調整基金を積み増しする一方です。

忠岡町の財政調整基金は令和5年度末見込みで14億4,190万5,000円となり、当初予算で財政調整基金を取り崩していますが、決算をすれば不用額が2億円から4億円くらいは出てきます。取り崩さなくても済むことが多いため、基金が積み増しされていきます。毎年3億円のシビックセンターの元利償還が令和元年度で終わったため、その分が財政調整基金に積み上がっています。財政に3億円の余裕ができ、基金がどんどんたまっていくのは、町民の暮らしを支える施策を忠岡町が全然していないからです。

この委員会での質疑で明らかとなりましたが、地方交付税の算定において、毎年、人口減少対策の事業費1億円を本当に人口減少対策に使っているのか、新たな対策もない、有効に使われていないと言えます。消費税が5%から8%に上がる際、国は増税理由を「福祉の充実に使うため」と言ったため、地方消費税交付金のうち、社会保障の充実分としてお金が入っている分が2億2,000万円。しかし、忠岡町は既存の福祉サービスの財源に置き換えただけで、その分、忠岡町が助かるだけで、住民は全然助かっていません。

毎年のこれらの3億2,000万円と返済が終わったシビックセンターの返済金3億円と合わせると6億2,000万円を住民福祉の充実に使えば、学校給食の無料化、保育料の無償化、こども医療費の無償化など、忠岡町は先進的な福祉の町になるでしょう。しかし、それも、やろうとしない姿勢であります。

忠岡町は、220トンもの産廃焼却施設の誘致計画を、住民には産廃であることを知らさず、新年度中に実施協定を締結しようとしています。「実施協定を締結する前に住民に産廃誘致計画を広報ただおかで知らせる必要があるではないか」との質問に、「知らせる必要はない」と答弁するなど、住民そっちのけの態度でありました。町長がごみ処理の広域化という公約に反して、産廃誘致をするというのなら、なおさら住民説明会を持つべきであります。

また、「産廃事業者の業者選定委員会の委員に、応募企業の関係者が選定委員に入っているのは問題ではないか」との質問に、担当課は「知らない」と答え、関係を調査すべきではないかとの質問に、忠岡町は「調査しない」と驚きの答弁をしました。これには他の委員から「聞き取りくらい調査をしないのか」との質問が出て、担当課は「調査する」と答えました。

産廃誘致の事業者選定委員会の公平性・公正性に関わる問題であります。知らなかったでは済まされません。12月議会には1万筆の署名をつけた「産廃誘致計画をいったん止めて住民との話し合いを求める」住民請願が出されましたが、残念ながら否決されました。忠岡町はこの住民の声を聞くべきです。産廃誘致計画は、このまま進めるべきではありません。

働く婦人の家が廃止されて1年が経過します。代替施設の検討もされておらず、男女協働参画計画を進める姿勢に欠けているのも問題です。一日も早く、代替施設の設置を求めます。

また同時に、本町文化会館の利用料が近隣市に比べ何倍も高いことを、他市の条例と比較しながら質問したところ「高いと思わない」という答弁でありました。忠岡町の文化会館の使用料の引下げを求めます。

町独自の物価高騰対策も一切ありません。基金がたくさん積み立てられているのに、水道料金、下水道料金、国保料、介護保険料の引き下げも一切しないとの答弁でした。

入札制度の改善も、原則、一般競争入札なのに、指名競争入札ばかりのため、一般競争入札に付することができる金額を建設も土木に合わせ、4,000万円に引き下げを求めましたが、忠岡町はしないとの答弁でありました。より透明性の高い入札制度の改善を求めます。

福祉バスの運営委託が新年度から行われますが、その際、福祉バスの改善を求めましたが、今までどおりの内容での民間への委託ということになるということでありました。改善を求めます。

新年度予算では学校体育館のエアコン設置に向けての設計委託料が組まれ、来年夏に設置工事が行われるとのことで、住民、私たちも求めていた住民要求が実現されることになることはよかったですと思います。

また、加齢性難聴による補聴器補助が実施される予定ですが、65歳以上の非課税の方という対象に限定がされていますので、実施までまだ期間がありますので、対象を広げることを求めておきます。

新年度、民間委託ではありますが、留守家庭児童学級の保育時間が午後7時まで延長されることになりました。民間委託という問題がありますので、この点の問題がきちんと解決できるように、忠岡町の責任を持った対応も求め、午後7時までの延長が行われることはよかったですと思います。

あと審議の中では、週2日休館日であった文化会館、児童館について、検討に入る旨の答弁がありました。一日も早く、休館日が週2日でなく週1日というふうになることを求めます。

国保会計では、毎年黒字続きで、国保会計の基金に7,000万円も貯まっているのに、新年度の保険料は都道府県化ということで、統一保険料に統一されます。忠岡町も統一保険料ということに、きっちり合わせるということになり、4人家族、所得200万円の、子どもが2人、40代夫婦の4人家族で、国保の統一化がされる6年前と現在と比較をしたら、年間約6万5,000円の結局は値上げになっていたということであり、高過ぎて払えない国保料は引き下げを求めます。また、徴収を国保ではなく税務のほうに移してしまったという問題点、払えないぐらい高い保険料を無慈悲にとると、徴収するという

ことのないように、保険課が状況をきちんと把握して、国保料の無理な徴収ということがされないことを求めます。

介護保険会計では、基準額が第9期で月6,410円と、ほぼ横ばいの保険料にはなりましたが、やはり高過ぎる介護保険料は一般会計から繰り入れて引下げをすべきであります。

また、後期高齢者医療保険会計では、令和6年度と7年度の2年間の保険料が4年度と5年度の、この2年間の保険料よりもさらに値上げがされるというものであります。均等割で2,711円値上げで5万7,172円、そして所得割で0.63%の値上げということで、これも引き下げを、一般会計からの繰入れをして引き下げすることを求めます。

下水道会計では、高い下水道料金を引き下げるため、一般会計から繰入れをする様々な方法で検討して引き下げを求めます。

このように、忠岡町には住民要求に応える姿勢が見られません。2024年度新年度予算案について、私ども日本共産党議員団は、忠岡町は財政に余裕が出て、11億円もの財政調整基金があるのにそれを活用しない。ですからその基金を活用して、物価高騰で大変な住民の暮らしを支える、そういう町財政運営を求め、全ての会計に対して反対いたします。

以上です。

委員長（河野隆子議員）

どうもありがとうございました。以上で意見聴取を終結いたします。

なお、採決は各予算ごとに1件ずつ行います。

委員長（河野隆子議員）

議案第15号 令和6年度忠岡町一般会計予算について採決いたします。

議案第15号の予算を可とすることに賛成の議員の起立を求めます。

（起立多数）

委員長（河野隆子議員）

起立多数であります。

よって、本予算審査特別委員会に付託されました議案第15号 令和6年度忠岡町一般会計予算について、本委員会としましては、原案のとおり可決することに決しました。

委員長（河野隆子議員）

次に、議案第16号 令和6年度忠岡町国民健康保険事業勘定特別会計予算について採決いたします。

議案第16号の予算を可とすることに賛成の議員の起立を求めます。

（起立多数）

委員長（河野隆子議員）

起立多数であります。

よって、本予算審査特別委員会に付託されました議案第16号 令和6年度忠岡町国民健康保険事業勘定特別会計予算について、本委員会としましては、原案のとおり可決することに決しました。

委員長（河野隆子議員）

次に、議案第17号 令和6年度忠岡町介護保険特別会計予算について採決いたします。

議案第17号の予算を可とすることに賛成の議員の起立を求めます。

（起立多数）

委員長（河野隆子議員）

起立多数であります。

よって、本予算審査特別委員会に付託されました議案第17号 令和6年度忠岡町介護保険特別会計予算について、本委員会としましては、原案のとおり可決することに決しました。

委員長（河野隆子議員）

次に、議案第18号 令和6年度忠岡町後期高齢者医療特別会計予算について採決いたします。

議案第18号の予算を可とすることに賛成の議員の起立を求めます。

（起立多数）

委員長（河野隆子議員）

起立多数であります。

よって、本予算審査特別委員会に付託されました議案第18号 令和6年度忠岡町後期高齢者医療特別会計予算について、本委員会としましては、原案のとおり可決することに決しました。

委員長（河野隆子議員）

次に、議案第19号 令和6年度忠岡町下水道事業会計予算について採決いたします。

議案第19号の予算を可とすることに賛成の議員の起立を求めます。

（起立多数）

委員長（河野隆子議員）

起立多数であります。

よって、本予算審査特別委員会に付託されました議案第19号 令和6年度忠岡町下水

道事業会計予算について、本委員会としましては、原案のとおり可決することに決しました。

ただいま採決しました内容につきましては、3月22日の最終日において、委員長報告をいたします。

委員長（河野隆子議員）

閉会に当たり、町長よりご挨拶を頂きます。

町長（杉原健士町長）

委員長。

委員長（河野隆子議員）

杉原町長。

町長（杉原健士町長）

3日間、長時間にわたりましてご審議いただきましてありがとうございます。その上、ご賛同、ご可決いただきまして誠にありがとうございます。

いろいろなご意見もいろいろ出てきました。とはいえ4月はいよいよ新しい形での方法でクリーンセンターがスタートするわけでございます。議会でも触れさせていただきましたが、私といたしましては、就任以来は当然2つの方法、行くのか行かないのか、要するに現有の長期包括で残るのか、いや、はたまた広域へ行くのかという方策しかございませんでした。その中で新しい公民連携という形が出てきまして、いろいろ調査研究した結果、皆さんとともに研究をしたところ、これが一番の最善の方法ではないのかということで、公民連携でのクリーンセンターを選んだわけでございます。

このことに関しましては住民の皆様方にもしっかりとこれからも説明をしながら、前へ向いていきたいと思っております。それもありまして、今既に進んでいるクリーンセンターでございますが、9市4町のある議員団からも視察要請も受けておりますし、いろいろな私のネットワークの市長、首長団の方々も、いろいろなことで調査研究したいというようなお話も出てきております。

そういうこともありまして、しっかりと「きらりと光る忠岡町」、これを前にしながらいろいろな施策に、人口減少、いろんな問題に対しましても、これを機にしっかりと忠岡町を前に向けて、地に足を着けながら行政を前に向けていくということをしつかりとやっていきたいと思っております。

いろんな問題、そしてまたご心配をかけました町民グラウンドのほうもいよいよできると、ちょっと日にちは過ぎましたけれども、この辺も皆さんにいろいろとご迷惑をかけましたが、しっかりとできて、町民の皆さんも喜ばれるかなと思っております。

それと、気になるのはいろいろ若手職員の問題もあります。この辺も我々、幹部職員とさまざまなコミュニケーションを持ちながら忠岡町のあるべきことを、またいろんなとこ

ろで私も筆頭になりながら、職員とともに忠岡町のために頑張りたいと思いますので、いろんな意味でコミュニケーションを持ちながらやっていきたいなと思っております。休んでいる方という方も復帰している方もおりますので、その辺も踏まえながらしっかりと頑張っていきたいと思っております。

それと、文化会館の問題ですが、これも担当課も出ています。私も2日間の休みというのは非常に反対なことではございました。これは早急に前へ進んでですね、一日も早く休館日の少ないようにしていきたいと思います。

それと、2市1町の連携協定でございます。いろいろなところ、いろいろなことをやっていかなあかんということで、お互い数珠つなぎの高石、泉大津とはいろいろな意見の交換をしながら、いろんな職員間の問題、いろんな専門分野の問題とか、いろんなところでしっかりと切磋琢磨しながらやっていきたいと思っております。

そしてまた、公民連携の中には、学校、羽衣国際大学とか村川学園とか、いろんなところとの連携もありますので、そういうのをこのタイミングで、いろんな意味で駆使しながら、忠岡町をよりいい方法で前へ向いていきたいと思っておりますので、どうか皆様方におかれましてはいろいろと、これから投げかけることもあるかと思っておりますけれども、どうかご理解とご協力を頂きまして、また新年度に向けてしっかりと地に足を着けながら頑張っていきたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

本当に長時間ご苦勞さんでございました。ありがとうございます。

委員長（河野隆子議員）

どうもありがとうございました。

委員の皆様方には、3日間にわたり慎重にご審査いただきましてありがとうございました。

令和6年度予算審査特別委員会の委員各位には、審議に際しご協力を賜り感謝申し上げます。また、理事者・職員の皆様方には、令和6年度予算の執行に当たり本委員会で指摘のありましたことを念頭にお取り組みいただきますようお願い申し上げます、本委員会を閉会いたします。

皆さん大変お疲れさまでした。

（「午後5時23分」閉会）

以上、会議の顛末を記載し、これに相違ないことを証するため、ここに署名いたします。

令和6年3月14日

予算審査特別委員長 河野 隆子

予算審査特別委員 今奈良 幸子